

---

おいらせ町地域防災計画  
資料編

令和8年4月1日

おいらせ町防災会議

## 目次

資料1	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例	1
資料2	おいらせ町災害対策本部条例	6
資料3	おいらせ町防災会議委員名簿	6
資料4	防災関係機関等一覧表	7
資料5	おいらせ町無線放送施設管理規則	8
資料6	無線施設・設備等一覧表	10
1	防災行政用無線	10
2	消防無線（おいらせ消防署管内 消防救急デジタル無線局一覧）	14
3	水道無線（八戸圏域水道企業団）	14
資料7	青森県防災情報ネットワーク回線構成図	16
資料8	消防施設等の現況	17
資料9	災害対策用施設・設備の現況	18
1	水防施設・設備等	18
2	流出油防除資機材（町有分）	18
3	主な救助資機材等（八戸地域広域市町村圏事務組合おいらせ消防署）	18
4	その他の施設・設備（町有分）	18
資料10	災害危険箇所	19
1	急傾斜地崩壊危険区域	19
2	雪崩危険箇所	19
3	小規模山地崩壊危険地	19
4-1	明神川洪水浸水想定区域図	20
4-2	奥入瀬川洪水浸水想定区域図	21
5	十和田火山融雪型火山泥流流動深シミュレーション結果（大規模噴火）	22
6	青森県津波浸水予測図（おいらせ町）	23
7	土砂災害警戒区域等	25
資料11	町内の危険物施設等	25
1	石油類施設	25
資料12	指定緊急避難場所及び指定避難所	29
1	指定緊急避難場所	29
(1)	一時避難場所	29
(2)	津波避難場所	30
ア	津波避難場所（津波警報以下）	30
イ	大津波避難場所（大津波警報）	30
ウ	緊急避難施設（大津波警報）	31
(3)	広域避難場所	32
2	指定避難所	33
(1)	指定避難所	33
(2)	福祉避難所	35
資料13	避難指示等の判断基準及び伝達マニュアル	37
資料14	気象観測所及び観測点	45
1	雨量	45
2	水位	45
3	震度	45
4	積雪	45
資料15	自主防災組織一覧表	45
資料16	洪水時避難場所	46
資料17	炊き出しの実施場所	47
1	実施場所	47
2	協力団体	47
資料18	副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等	48
1	弁当、パン、うどん麺類等製造所等	48
2	インスタント食品等調達先	48
3	調達、救援食料の集積場所	49
資料19	救援食料の配分担当の構成	49
資料20	給水資機材の調達等	49

1	八戸圏域水道企業団所有の給水資機材	49
2	緊急貯水槽	50
3	応急給水弁	50
4	給水所	50
資料 21	建築資材の調達先	50
資料 22	建設業者一覧	51
資料 23	埋火葬及び埋蔵予定場所	51
1	火葬場	51
2	埋葬及び埋蔵予定場所	51
資料 24	障害物の集積場所	52
資料 25	障害物の除去に要する機械、器具等の現有状況	52
資料 26	被服、寝具、その他生活必需品の調達	54
1	調達先及び調達可能数量	54
2	調達物資の集積場所	55
資料 27	救護所の設置予定場所	55
資料 28	医薬品等の調達先	55
資料 29	町内の医療機関	56
資料 30	緊急通行車両	56
1	緊急通行車両（赤色灯設置車両）	56
2	緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況	56
資料 31	車両保有状況	59
1	町所有車両	59
2	公共的団体の自動車保有状況	59
3	運送業者等営業用の自動車保有状況	59
資料 32	日赤奉仕団、隣保互助、ボランティア団体の現況	60
資料 33	労務者の宿泊施設予定場所	60
資料 34	防疫用薬剤の調達先	60
資料 35	ごみ及びし尿の清掃	60
1	ごみ処理班	60
2	し尿処理班	60
3	ごみ及びし尿の処理施設	60
4	清掃資機材の調達先	61
資料 36	文教関係	61
1	各学校の代替予定施設	61
2	教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達先	61
3	学校施設の状況	62
4	学校以外の教育施設の状況	62
資料 37	協定の締結状況	62
(1)	災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	65
(2)	大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定	67
(3)	おいらせ町災害時における福祉避難所の確保に関する協定書	69
(4)	福祉避難所の確保に関する協定の一部を変更する協定書	71
(5)	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	71
(6)	災害時における応急対策業務に関する協定書	73
(7)	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	74
(8)	災害時における支援協力に関する協定書	76
(9)	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書	77
(10)	青森県水道災害相互応援協定	78
(11)	災害時の情報交換に関する協定	80
(12)	災害時の協力に関する協定	81
(13)	災害復旧時の協力に関する協定書	82
(14)	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書	84
(15)	青森県消防相互応援協定書	86
(16)	八戸地域広域市町村圏消防相互応援協定書	89
(17)	消防相互応援に関する協定書	91
(18-1)	消防相互応援協定	93

---

(18-2)	消防相互応援協定	93
(19)	消防相互応援協定	94
(20)	在日米軍三沢空軍基地第432戦闘航空団と日本国青森県八戸地域広域市町村圏事務組合との 消防相互応援協定	94
(21)	三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定	95
(22)	八戸飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定	97
(23)	青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムに関する協定書	100
(24)	安全・安心情報システムの構築に関する協定書	101
(25)	災害発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	103
(26)	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	104
(27)	災害時における支援協力に関する協定	106
(28)	災害時における青森県立百石高等学校の使用に関する覚書	107
(29)	災害時における飲料の供給に関する協定書	108
(30)	災害時における物資支援協力に関する協定書	109
(31)	災害時における物資支援協力に関する協定	111
(32)	災害時における物資支援協力に関する協定	112
(33)	災害時における人員及び物資輸送の協力に関する協定	114
(34)	災害時における救援作業に関する協定	115
(35)	災害に係る情報発信等に関する協定	116
(36)	大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び仕様に関する協定	118
(37)	地域防災パートナーシップ協定書	122
(38)	東北地方津波防災支援システムの活用に関する協定書	124
(39)	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	127
(40)	災害時における支援協力に関する協定書	128
(41)	災害時における避難所施設としての使用に関する協定書	133
資料 38	要配慮者利用施設一覧（洪水）	133
資料 39	要配慮者利用施設一覧（津波）	135
資料 40	緊急輸送（避難）路 選定一覧	136

資料1 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成27年12月18日

条例第31号

改正 平成28年3月14日条例第5号

平成29年3月10日条例第3号

平成30年3月12日条例第6号

平成30年12月20日条例第34号

平成30年12月20日条例第35号

令和元年12月13日条例第22号

令和元年12月13日条例第23号

令和2年3月18日条例第3号

令和3年3月15日条例第6号

令和5年3月14日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、執行機関の附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき、町に執行機関として置かれる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 附属機関 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として法律又はこの条例により設置するものをいう。
- (3) 会長等 附属機関を代表する者又は附属機関の会務を総括する者として附属機関に置かれる会長又は委員長をいう。

(附属機関の設置)

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の委嘱等)

第4条 附属機関の委員は、法律に別に定めのあるものを除くほか、別表に掲げるもののうちから必要に応じ執行機関が委嘱又は任命を行うものとする。

2 附属機関の委員は、再任を妨げないものとする。

(会長等)

第5条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長の職務を代理する。  
(臨時委員)

第6条 附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した場合は、解任されるものとする。  
(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

5 附属機関の会議に、必要に応じ委員以外の者を出席させ、特定の事項に関し説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(書面審議)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、会長等が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(部会)

第9条 附属機関は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の部会長、会議については、第5条から第7条の規定を準用する。

(報酬等)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

2 第7条第5項の規定により附属機関の会議に出席した委員以外の者に対し、別に定めるところにより謝礼金を支払う。

(守秘義務)

第11条 委員は、その所掌事項に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めがあるものを除くほか、附属機関の設置及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(おいらせ町行政経営推進委員会条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) おいらせ町行政経営推進委員会条例（平成26年おいらせ町条例第10号）

- (2) おいらせ町特別職報酬等審議会条例（平成18年おいらせ町条例第40号）
- (3) おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年おいらせ町条例第10号）
- (4) おいらせ町総合計画審議会条例（平成18年おいらせ町条例第24号）
- (5) おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議条例（平成27年おいらせ町条例第20号）
- (6) おいらせ町防災会議条例（平成18年おいらせ町条例第15号）
- (7) おいらせ町国民保護協議会条例（平成18年おいらせ町条例第175号）
- (8) おいらせ町子ども・子育て会議条例（平成25年おいらせ町条例第22号）
- (9) おいらせ町廃棄物減量等推進審議会条例（平成18年おいらせ町条例第116号）
- (10) おいらせ町農業振興地域整備促進協議会条例（平成18年おいらせ町条例第125号）
- (11) おいらせ町都市計画審議会条例（平成18年おいらせ町条例第135号）
- (12) 国民健康保険おいらせ病院運営審議会条例（平成18年おいらせ町条例第148号）
- (13) おいらせ町いじめ防止対策審議会条例（平成27年おいらせ町条例第3号）
- (14) おいらせ町立図書館協議会条例（平成18年おいらせ町条例第89号）
- (15) おいらせ町青少年問題協議会条例（平成18年おいらせ町条例第85号）
- (16) おいらせ町スポーツ推進審議会条例（平成23年おいらせ町条例第20号）  
（おいらせ町表彰条例の一部改正）

第3条 おいらせ町表彰条例（平成18年おいらせ町条例第181号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（おいらせ町交通安全条例の一部改正）

第4条 おいらせ町交通安全条例（平成18年おいらせ町条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（おいらせ町立児童館条例の一部改正）

第5条 おいらせ町立児童館条例（平成18年おいらせ町条例第104号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（おいらせ町国民健康保険条例の一部改正）

第6条 おいらせ町国民健康保険条例（平成18年おいらせ町条例第113号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年おいらせ町条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年おいらせ町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（おいらせ町農村環境改善センター条例の一部改正）

第9条 おいらせ町農村環境改善センター条例（平成18年おいらせ町条例第124号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(おいらせ町奨学資金貸与条例の一部改正)

第10条 おいらせ町奨学資金貸与条例（平成18年おいらせ町条例第82号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(おいらせ町立学校給食センター条例の一部改正)

第11条 おいらせ町立学校給食センター条例（平成18年おいらせ町条例第83号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(おいらせ町公民館条例の一部改正)

第12条 おいらせ町公民館条例（平成18年おいらせ町条例第86号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(おいらせ町文化財保護条例の一部改正)

第13条 おいらせ町文化財保護条例（平成18年おいらせ町条例第98号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(おいらせ町営住宅管理条例の一部改正)

第14条 おいらせ町営住宅管理条例（平成18年おいらせ町条例第145号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(おいらせ町特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第15条 おいらせ町特定公共賃貸住宅条例（平成18年おいらせ町条例第146号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(おいらせ町生活安全条例の一部改正)

第16条 おいらせ町生活安全条例（平成18年おいらせ町条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

第17条 この条例の施行の際、現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員としてそれぞれ委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この条例の施行の際、現に旧附属機関等の会長等又は副会長等である者は、この条例の施行の日に、第5条第1項又は同条第3項の規定により附属機関の会長等又は副会長等として選任されたものとみなす。

(おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部改正)

第18条 おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成18年おいらせ町条例第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(おいらせ町自治基本条例の一部改正)

第19条 おいらせ町自治基本条例（平成20年おいらせ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月14日条例第5号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(不服申立てに係る経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月10日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後のおいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に委員の任期満了に伴い新たに任命する附属機関の委員について適用し、施行日前に任命された附属機関の委員については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に従前のおいらせ町経営再開マスタープラン検討会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のおいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例第4条第1項の規定によりおいらせ町人・農地プラン検討会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例別表第1の規定にかかわらず、同日における従前のおいらせ町経営再開マスタープラン検討会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に従前のおいらせ町就学指導委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のおいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例第4条第1項の規定によりおいらせ町教育支援委員会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例別表第2の規定にかかわらず、同日における従前のおいらせ町就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成30年3月12日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月20日条例第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月20日条例第35号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月13日条例第22号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月13日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月14日条例第1号)抄

## 資料2 おいらせ町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 16 号

改正 平成 27 年 3 月 16 日条例第 19 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、おいらせ町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 16 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料3 おいらせ町防災会議委員名簿

指定区分	指定機関	職 名	所 在 地	電話番号
会 長		おいらせ町長	おいらせ町中下田 135-2	0178-56-2111
1号委員	指定地方行政機関	国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長	八戸市下長一丁目 5-4	0178-28-1613
2号委員	県知事部内職員	上北県土整備事務所長	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4311
		三戸福祉事務所長	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0178-27-5111
3号委員	県警察官	三沢警察署長	三沢市平畑一丁目 1-38	0176-53-3145
4号委員	町長部内職員	おいらせ町副町長	おいらせ町中下田 135-2	0178-56-2111
		おいらせ町保健師長	おいらせ町中下田 135-2	0178-56-2111

資料編

指定区分	指定機関	職名	所在地	電話番号
5号委員	教 育 長	おいらせ町教育委員会 教 育 長	おいらせ町上明堂 60-6	0178-56-2111
6号委員	消 防 長	八戸地域広域市町村圏 事務組合消防本部 おいらせ消防署長	おいらせ町黒坂谷地 6-14	0178-56-2525
	消 防 団 長	おいらせ町消防団長	おいらせ町中下田 135-2	0178-56-2111
7号委員	八戸圏域水道企業 団 副 企 業 長	八戸圏域水道企業 副 企 業 長	八戸市南白山台一丁目 11-1	0178-70-7000
8号委員	指定公共機関又は 指定地方公共機関	東北電力ネットワーク(株) 三沢電力センター所長	三沢市中央町一丁目 5-4	0176-57-0980
		青い森鉄道(株)安全対策部 長	青森市篠田一丁目 6-2	017-752-0330
		NTT東日本(株)青森支店 青森災害対策室長	青森市橋本二丁目 1-6	017-774-9550
9号委員	自主防災組織を構成する者 学識経験を有する者			

資料4 防災関係機関等一覧表

名 称	所 在 地	電話番号	担当部署
青 森 県	青森市長島一丁目1-1	017-734-9089	防災危機管理課
三沢警察署	三沢市平畑一丁目1-38	0176-53-3145	警備課
八戸地域広域市町村圏事務組合 おいらせ消防署	おいらせ町黒坂谷地6-14	0178-56-2525	
陸上自衛隊八戸駐屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官地	0178-28-3111	第101高射特科 隊
海上自衛隊第2航空群	八戸市河原木字高館	0178-28-3011	幕僚室
航空自衛隊三沢基地	三沢市後久保125-7 (基地内)	0176-53-4121	北部航空方面隊 司令部
東北防衛局	仙台市宮城野区五輪一丁目3-15	022-297-8211	業務課
三沢防衛事務所	三沢市平畑一丁目1-31	0176-53-3116	業務課
八戸海上保安部	八戸市築港街二丁目16	0178-33-1221	警備救難課
東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所	八戸市沼館四丁目3-19	0178-22-9391	
東北地方整備局青森河川国道事務所 八戸国道出張所	八戸市下長一丁目5-4	0178-28-1613	
東北地方整備局青森河川国道事務所 八戸出張所	八戸市長苗代二丁目5-8	0178-28-2626	
青森地方気象台	青森市花園一丁目17-19	017-741-7413	
東北森林管理局三八上北森林管理署	十和田市西二番町1-27	0176-23-3551	
東北農政局青森県拠点	青森市長島一丁目3-25	017-775-2151	
東北運輸局青森運輸支局 八戸海事事務所	八戸市築港街二丁目16	0178-33-0718	
東京航空局三沢空港事務所	三沢市大字三沢字下夕沢83-197	0176-53-2461	
東北総合通信局	仙台市青葉区本町三丁目2-23	022-221-0684	無線通信部陸上 課
十和田労働基準監督署	十和田市西二番町14-12	0176-23-2780	労災・安衛課
三沢公共職業安定所	三沢市桜町三丁目1-22	0176-53-4178	管理課
三戸福祉事務所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-5111	
三戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-5111	
三八県土整備事務所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-5151	

資 料 編

名 称	所 在 地	電話番号	担当部署
三八農林水産事務所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-4024	
上北県土整備事務所	十和田市西十二番町20-12	0176-23-4311	
上北農林水産事務所	十和田市西十二番町20-12	0176-23-5388	
三八児童相談所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-2271	
上北地域連携事務所	十和田市西十二番町20-12	0176-22-8111	
上北県税事務所	十和田市西十二番町20-12	0176-23-4241	
八戸環境管理事務所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-5111	
上北教育事務所	七戸町字蛇坂55-1	0176-62-2128	総務課
八戸圏域水道企業団	八戸市南白山台一丁目11-1	0178-70-7000	担当部署
百石郵便局	おいらせ町上明堂98-7	0178-52-2460	
下田郵便局	おいらせ町馳下り1-4	0178-56-2100	
二川目郵便局	おいらせ町二川目二丁目78-18	0178-53-2233	
日本赤十字社青森県支部	青森市長島一丁目3-1	017-722-2011	
青い森鉄道(株)	青森市篠田一丁目6-2	017-752-0330	
NTT東日本(株)青森支店	青森市橋本二丁目1-6	017-774-9550	
東北電力ネットワーク(株)三沢電力センター	三沢市中央町一丁目5-4	0176-57-0980	総務担当個所
(株)ドコモCS東北 青森支店	青森市中央三丁目19	017-774-6001	
(社)上十三医師会	十和田市西十二番町14-8	0176-51-6923	
十和田観光電鉄(株)	十和田市稲生町17-3	0176-23-3131	乗合自動車部
(社)青森県エルピーガス協会 上十三支部	十和田市大字三本木字一本木沢 19-9	0176-23-1396	
青森県石油商業組合八戸支部	八戸市大字白銀町字三島下95	0178-33-3637	
青森県トラック協会上十三支部	十和田市大字三本木字一本木沢 213-2	0176-23-3977	事務局
東日本高速道路株式会社 東北支社八戸管理事務所	八戸市北白山台五丁目5-1	0178-27-2100	
おいらせ町商工会	おいらせ町中下田123-7	0178-56-2511	事務局
十和田おいらせ農業協同組合 ももいし支店	おいらせ町上前田7-3	0178-52-3341	
十和田おいらせ農業協同組合 下田支店	おいらせ町馳下り55	0178-56-3311	
百石町漁業協同組合	おいらせ町一川目一丁目73-930	0178-52-2385	総務課
おいらせ町社会福祉協議会	おいらせ町下前田158-1	0178-52-7066	事務局
日本通運(株)八戸支店	八戸市八太郎五丁目21-21	0178-20-3040	
東奥日報社三沢支局	三沢市幸町一丁目3-24	0176-53-3031	
デーリー東北新聞社三沢総局	三沢市桜町二丁目12-3	0176-53-2495	
NHK八戸支局	八戸市堤町4-7	0178-43-9211	放送部
青森放送(株)八戸支社	八戸市根城五丁目5-27	0178-43-5161	
青森朝日放送(株)八戸支社	八戸市番町22-1	0178-47-2111	
青森テレビ(株)八戸支社	八戸市大字長苗代字二日市10-3	0178-70-1177	
(株)エフエム青森八戸支局	八戸市廿三日町10	0178-24-2150	

## 資料5 おいらせ町無線放送施設管理規則

平成 18 年 3 月 1 日

規則第 21 号

(目的)

第 1 条 この規則は、法令に定めるもののほか、おいらせ町が設置する無線放送施設の管理運用に関し必要な事項を定めることにより、町の行政効率の向上を図るとともに、災害の際における通信体制を確立することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親局 無線送受信部、選択呼出部、放送操作卓、拡声装置、非常電源部等からなる放送に必要な装置をいう。
- (2) 子局 電波を受信し、それを屋外拡声する設備をいう。
- (3) 移動局 電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)第 4 条第 1 項第 12 号に規定する陸上移動局をいう。
- (4) 戸別受信機 専ら電波を受信する家庭用受信機をいう。

(管理者)

第 3 条 無線放送施設の管理を円滑にするため、統制管理者を置く。

- 2 統制管理者には、まちづくり防災課長を充てるものとし、統制管理者は、無線放送施設の管理運営を総轄する。
- 3 戸別受信機の管理は、設置者が行う。

(通信取扱責任者)

第 4 条 親局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、当該無線局及び無線設備の操作資格を有する者の中から町長が指名する。
- 3 通信取扱責任者は、統制管理者の命を受け、親局の通信設備の操作及び運用を行う。

(放送の範囲)

第 5 条 放送施設を使用して、放送を行うことのできる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報並びに災害についての予防及び警報に関すること。
- (2) 気象についての注意報及び警報に関すること。
- (3) 生産及び生活情報に関すること。
- (4) 町政について周知又は協力を必要とする事項に関すること。
- (5) 時報に関すること。
- (6) その他町長が特に必要と認める事項

(親局の運用)

第 6 条 親局の運用は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に定めるところによる。

- 2 放送は、緊急放送及び一般放送からなり、緊急放送は前条第 1 号及び第 2 号に掲げるものであり、一般放送は統制管理者が必要と認めたときに依頼課等において放送する。
- 3 依頼課等は放送日の 2 日前までに無線放送申込書(緊急・一般)(別記様式)に放送原稿を添付し統制管理者へ提出し、承認を得るものとする。ただし、緊急放送については、この限りでない。

(子局の運用)

第7条 子局の操作は、役場職員又は町内会が行うものとする。ただし、非常時の場合は、この限りでない。

2 子局からは、私的な放送及び停電時における長時間にわたる放送を行ってはならない。

(移動局の運用)

第8条 移動局の運用は、電波法に定めるところによる。

2 移動局は、非常時以外に通信を行ってはならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(非常時の措置)

第9条 統制管理者は、災害その他非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるとき、その他特に必要があると認めるときは、その内容を全局に放送するとともに、一般行政のための通信を制限し、その他必要な措置をとることができる。

2 役場の執務時間外に災害が発生した場合は、宿日直者はその内容を全局に放送し、町長及び統制管理者に連絡して指示を仰がなければならない。ただし、町長が特に認めた者については、この限りでない。

(気象情報の通報)

第10条 青森県防災無線により「気象注意報」又は「気象警報」が発令された場合は、統制管理者は必要に応じ、速やかに全局に放送するものとする。ただし、深夜の場合は、「警報」を除きこの限りでない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月14日規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 資料6 無線施設・設備等一覧表

### 1 防災行政用無線

(1) 固定系 (監理部門：まちづくり防災課)

所属	局種別	子局名設置場所	住所	備考	
おいらせ町西区 デジタル式	親局 (5W)	おいらせ町役場本庁舎	中下田 135-2		
	中継局 (5W)	おいらせ町営霊園	木ノ下東 3815		
	中継局 (10W)	〃 (有線で繋ぐ)			
	子局	1	防災おいらせ広報緑ヶ丘	緑ヶ丘一丁目 50-1355	
		2	防災おいらせ広報鶉久保	鶉久保山 112-4	
		3	防災おいらせ広報青葉	青葉二丁目 50-77	
		4	防災おいらせ広報木ノ下小学校	青葉六丁目 50-185	
5	防災おいらせ広報木ノ下	北下田地内			
6	防災おいらせ広報木ノ下中学校	上久保 22-2			

資料編

所属	局種別	子局名設置場所	住所	備考	
		7	防災おいらせ広報豊原	豊原二丁目 726-2	
		8	防災おいらせ広報向山	向山一丁目 3570-4	
		9	防災おいらせ広報錦ヶ丘	瓢 163-41	
		10	防災おいらせ広報洗平	洗平 41-2	
		11	防災おいらせ広報本村	館越 38-1	
		12	防災おいらせ広報阿光坊	阿光坊 13-7	
		13	防災おいらせ広報下田中学校	中平下長根山 1-589	
		14	防災おいらせ広報間木	中下田 224-26	
		15	防災おいらせ広報下田公園	山崎 2587-1	
		16	防災おいらせ広報三田	三本木 125-1	
		17	防災おいらせ広報染屋	染屋 102-8	
		18	防災おいらせ広報秋堂	彦七川原 48-1	
		19	防災おいらせ広報中野平	中野平 27-12	
		20	防災おいらせ広報前蒼前	浜道 89-66	
		21	防災おいらせ広報苦米地	向山東三丁目 2-121	
		22	防災おいらせ広報向山中継局	木ノ下東 3815	
		23	防災おいらせ広報新敷	瓢 99-20	
		24	防災おいらせ広報三本木	西下谷地 52	
		25	防災おいらせ広報木崎	彦七川原 5-4	
		26	防災おいらせ広報住吉	住吉四丁目 50-252	
				役場 (本庁舎)	中下田 135-2
		本 村 (中継向け)			
		本 村 (子局向け) 再送信			
おいらせ町東区 デジタル式	子 局	51	防災おいらせ広報本町1	上明堂 1-1	
		52	防災おいらせ広報本町2	上明堂 61-2	
		53	防災おいらせ広報本町3	新助川原 32-11	
		54	防災おいらせ広報本町4	苗振谷地 26-3	
		55	防災おいらせ広報本町5	上前田 125-1	
		56	防災おいらせ広報本町6	下前田 167-1	
		57	防災おいらせ広報藤ヶ森1	新助川原 46-2	
		58	防災おいらせ広報藤ヶ森2	下屋敷 28-14	
		59	防災おいらせ広報藤ヶ森3	牛込平 20-1	
		60	防災おいらせ広報堀切川1	堀ノ内 205-3	
		61	防災おいらせ広報堀切川2	堀ノ内 185-1	
		62	防災おいらせ広報川口	新田 17-2	
		63	防災おいらせ広報松原1	松原一丁目 73-1868	
		64	防災おいらせ広報松原2	松原一丁目 73-1845	
		65	防災おいらせ広報松原3	松原二丁目 132-10	
		66	防災おいらせ広報松原4	松原一丁目 73-774	
		67	防災おいらせ広報日ヶ久保1	東後谷地 721-2	
68	防災おいらせ広報日ヶ久保2	東後谷地 14-236			

資料編

所属	局種別	子局名設置場所	住所	備考	
		69	防災おいらせ広報洋光台1	東下谷地 14-161	
		70	防災おいらせ広報洋光台2	洋光台五丁目 44-22	
		71	防災おいらせ広報洋光台3	洋光台二丁目 44-21	
		72	防災おいらせ広報根岸	東下谷地 58-10	
		73	防災おいらせ広報黒坂1	東下谷地 116-41	
		74	防災おいらせ広報黒坂2	深沢平 65-1	
		75	防災おいらせ広報深沢1	深沢二丁目 180-4	
		76	防災おいらせ広報深沢2	深沢一丁目 383	
		77	防災おいらせ広報深沢3	深沢二丁目 11-8	
		78	防災おいらせ広報深沢4	深沢一丁目 65-676	
		79	防災おいらせ広報一川目1	一川目三丁目 6-32	
		80	防災おいらせ広報一川目2	一川目四丁目 6-109	
		81	防災おいらせ広報一川目3	一川目三丁目 342-1	
		82	防災おいらせ広報一川目4	一川目二丁目 65-441	
		83	防災おいらせ広報一川目5	一川目一丁目 73-1258	
		84	防災おいらせ広報一川目6	一川目二丁目 65-205	
		85	防災おいらせ広報豊栄	豊栄一丁目 159-1	
		86	防災おいらせ広報二川目1	二川目四丁目 73-1468	
		87	防災おいらせ広報二川目2	二川目四丁目 73-831	
		88	防災おいらせ広報二川目3	二川目三丁目 53-1	
89	防災おいらせ広報二川目4	二川目二丁目 73-1055			
90	防災おいらせ広報二川目5	二川目二丁目地内			
91	防災おいらせ広報二川目6	二川目一丁目 6-311			

(2) 移動系

所属	局種別	呼出名称	設置場所	備考	
おいらせ町	FB	基地局	ぼうさいおいらせ	おいらせ町役場本庁舎	
			ぼうさいきのした	おいらせ町営霊園	
		本部統制台	ぼうさいおいらせ (100、101)	本庁舎 (統制台1台番号2つ)	
			ぼうさいおいらせ (102)	本庁舎 (守衛室)	
			ぼうさいおいらせ 201	本庁舎バックアップ用	
	ML	半固定	ぼうさいおいらせ 202	百石小学校	
			ぼうさいおいらせ 203	甲洋小学校	

資料編

所属	局種別	呼出名称	設置場所	備考
		ぼうさいおいらせ 204	下田小学校	
		ぼうさいおいらせ 205	木内々小学校	
		ぼうさいおいらせ 206	木ノ下小学校	
		ぼうさいおいらせ 207	百石中学校	
		ぼうさいおいらせ 208	下田中学校	
		ぼうさいおいらせ 209	木ノ下中学校	
		ぼうさいおいらせ 210	百石高等学校	
		ぼうさいおいらせ 211	一川目地区生活会館	
		ぼうさいおいらせ 212	いちょう公園体育館	
		ぼうさいおいらせ 213	二川目地区生活会館	
		ぼうさいおいらせ 214	東公民館	
		ぼうさいおいらせ 215	北公民館	
		ぼうさいおいらせ 216	みなくる館	
		ぼうさいおいらせ 217	いきいき館	
		ぼうさいおいらせ 218	明神山コミュニティ防災センター	
		ぼうさいおいらせ 219	木ノ下児童センターみらい館	
		ぼうさいおいらせ 220	木内々児童センターひまわり館	
		ぼうさいおいらせ 221	国保おいらせ病院	
		ぼうさいおいらせ 249	おいらせ消防署	
	携帯	ぼうさいおいらせ 222	本庁舎	
	携帯	ぼうさいおいらせ 231	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 232	本庁舎予備	
	携帯	ぼうさいおいらせ 233	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 234	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 235	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 236	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 237	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 238	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 239	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 240	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 241	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 242	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 243	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 244	本庁舎予備	
	携帯	ぼうさいおいらせ 245	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 246	イオンモール下田	
	携帯	ぼうさいおいらせ 247	本団員	
	携帯	ぼうさいおいらせ 248	本庁舎予備	
	携帯	ぼうさいおいらせ 250	おいらせ消防署北分遣所	
	車載	ぼうさいおいらせ 301	消防指令車（本庁舎）	
	車載	ぼうさいおいらせ 302	防災パトロール車（本庁舎）	
	車載	ぼうさいおいらせ 303	百石第1分団	
	車載	ぼうさいおいらせ 304	百石第1分団	
	車載	ぼうさいおいらせ 305	百石第2分団	
	車載	ぼうさいおいらせ 306	百石第3分団	
	車載	ぼうさいおいらせ 307	百石第4分団	
	車載	ぼうさいおいらせ 308	百石第5分団	
	車載	ぼうさいおいらせ 309	百石第6分団	
	車載	ぼうさいおいらせ 310	百石第7分団	

所 属	局種別	呼出名称	設置場所	備 考
		ぼうさいおいらせ 311	百石第 8 分団	
		ぼうさいおいらせ 312	百石第 9 分団	
		ぼうさいおいらせ 313	百石第 10 分団	
		ぼうさいおいらせ 314	下田第 1 分団	
		ぼうさいおいらせ 315	下田第 2 分団	
		ぼうさいおいらせ 316	下田第 3 分団	
		ぼうさいおいらせ 317	下田第 4 分団	
		ぼうさいおいらせ 318	下田第 5 分団	
		ぼうさいおいらせ 319	下田第 6 分団	
		ぼうさいおいらせ 320	下田第 7 分団	
		ぼうさいおいらせ 321	下田第 8 分団	
		ぼうさいおいらせ 322	下田第 9 分団	
	携 帯	ぼうさいおいらせ 401	本庁舎	
		ぼうさいおいらせ 402	分庁舎（産業課）	
		ぼうさいおいらせ 403	分庁舎（町民課分室）	
		ぼうさいおいらせ 404	本庁舎予備	
		ぼうさいおいらせ 405	深沢地区コミュニティセンター	
		ぼうさいおいらせ 406	本庁舎予備	
		ぼうさいおいらせ 407	明神山防災タワー	
		ぼうさいおいらせ 408	本庁舎予備	
		ぼうさいおいらせ 409	本庁舎	
		ぼうさいおいらせ 410	本庁舎	
	ぼうさいおいらせ 411	古間木山集会所		
	ぼうさいおいらせ 412	向山集会所		

(3) 防災専用回線

無線回線を利用した電話機

設置場所	番号	備考
おいらせ町役場 本庁舎 2階 無線室	2000	1 台
おいらせ町役場 本庁舎 2階 まちづくり防災課	2001	1 台
おいらせ町役場 分庁舎 1階 町民課分室	2002	1 台
おいらせ消防署	2003	1 台

2 消防無線（おいらせ消防署管内 消防救急デジタル無線局一覧）

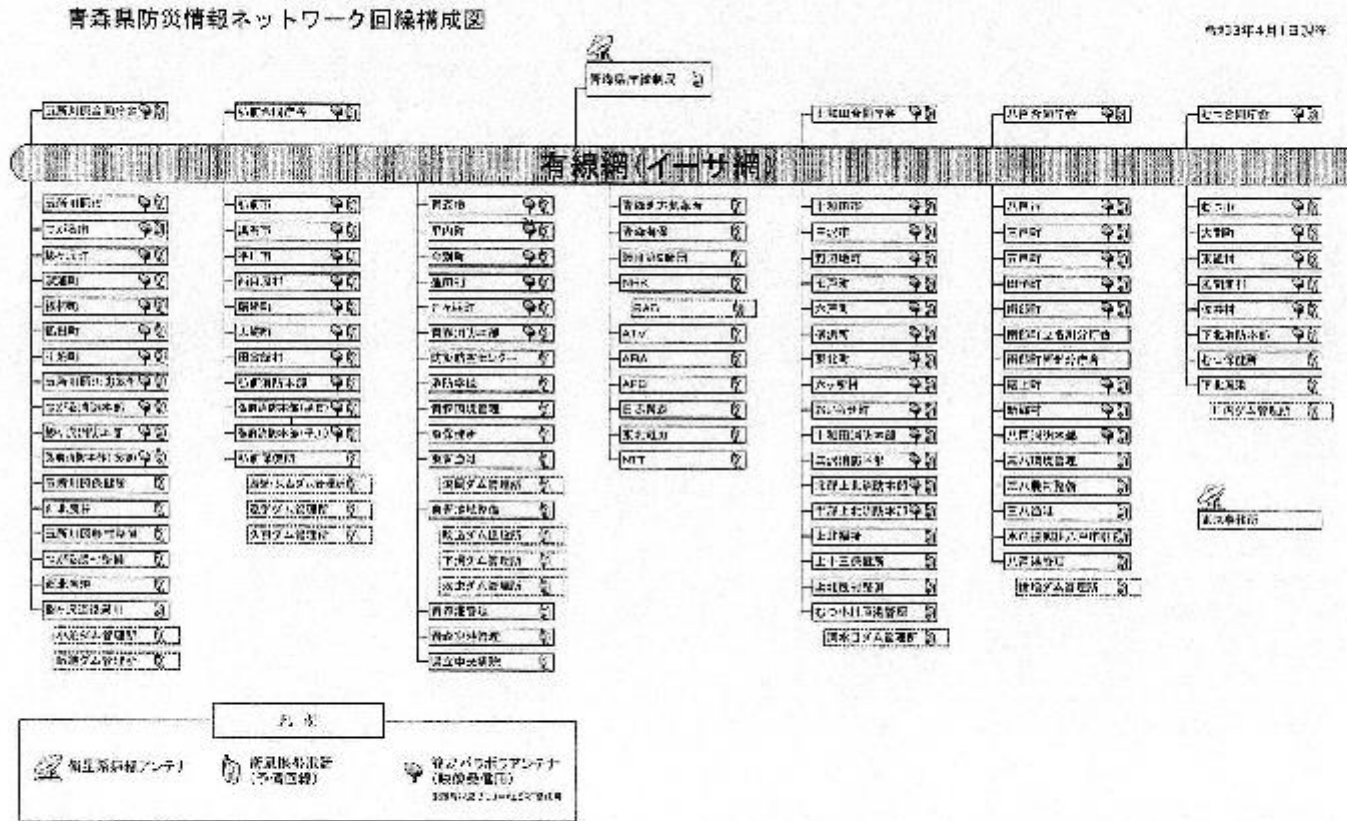
所 属	無線局種別	呼出名称	設置場所	備考
おいらせ消防署	陸上移動局	おいらせたくじょう	おいらせ町黒坂谷地 6 - 1 4 (0178-56-2525)	
		おいらせしき 80		
		おいらせポンプ 81		
		おいらせタンク 82		
		おいらせタンク 92		
		おいらせきゆうきゆう 8		
		おいらせきゆうきゆう 15		
		おいらせけいたい 8		
		おいらせけいたい 80		
		おいらせけいたい 81		
		おいらせけいたい 82		
	陸上移動局	きたたくじょう		

所属	無線局種別	呼出名称	設置場所	備考
北分遣所		きたポンプ 85	おいらせ町青葉 5 丁目 5 0 - 1 6 6 (0176-51-2170)	
		きたきゅうきゅう 14		
		きたけいたい 85		
		きたけいたい 14		

### 3 水道無線（八戸圏域水道企業団）

種別	呼出名称	周波数、空中線電力	数量	備考	
基地局	すいどうはちのへ	152.17MHz	10W	1局	水道企業団本庁舎
	すいどうおいらせ	152.17MHz	5W	1局	奥入瀬配水場
	すいどうまべち	152.17MHz	5W	1局	馬淵配水場
車載移動局	すいどうはちのへ 1 他	152.17MHz	5W	51局	配水課 18局 総務課 6局 工務課 9局 料金課 7局 浄水課 5局 水質管理室 2局 給水装置課 3局 経営企画課 1局
携帯移動局	すいどうはちのへ 1 5 他	152.17MHz	5W	26局	配水課 5局 総務課 3局 工務課 6局 料金課 6局 浄水課 2局 給水装置課 3局

資料7 青森県防災情報ネットワーク回線構成図



## 資料8 消防施設等の現況

## (1) 整備状況

		おいらせ消防署	北分遣所	おいらせ町	計
消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1	1	13	15
	水槽付消防ポンプ自動車	1 (1)		5	6 (1)
	小型動力ポンプ			1	1
消防両用車	救急車	1 (1)	1		2 (1)
	指揮車	1			
	指令車			1 (1)	1 (1)
	広報査察車			1	1
消防水利	消火栓			344	344
	防火水槽			93	93
	耐震性貯水槽			9	9

※ ( ) は非常用

## (2) 消防ポンプ自動車等整備計画

	全体計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
消防ポンプ自動車	1	0	0	0	0	1
水槽付消防ポンプ自動車	1	1	0	0	0	0
計	2	1	0	0	0	1

## (3) 消防水利整備計画

		現有数	年次計画					
			全体計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
消火栓	公設	323	5	1	1	1	1	1
	私設	21						
防火水槽	40 m <sup>3</sup> 未満	12						
	40 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	81	0	0	0	0	0	0
	100 m <sup>3</sup> 以上							
その他の水利								
計		437	5	1	1	1	1	1

資料9 災害対策用施設・設備の現況

1 水防施設・設備等

(1) 整備状況

倉庫名	倉庫所在地	規模	機 材								資 材		照 明 具 (台)	管 理 者	
			ツ ル ハ シ  (T)	ス コ ッ プ  (T)	掛 矢  (T)	お の  (T)	か ま  (T)	ハ ン マ ー  (T)	チ ェ ー ン ソ ー  (T)	救 命 ボ ー ト  (艘)	土 の う 袋  (袋)	ビ ニ ー ル シ ー ト  (袋)			
おいらせ町（防災資機材備蓄倉庫）	山崎 2587-1	245.7 m <sup>2</sup>		7								2400	120	4	町長
おいらせ消防署	黒坂谷地6-14	署内	1	5	3	2	11	3						3	署長
消防団	各屯所			36	18	18			21	1				2	団長

2 流出油防除資機材（町有分）

名 称	数量
オイルフェンス	1
オイル吸着マット	1,750

3 主な救助資機材等（八戸地域広域市町村圏事務組合おいらせ消防署）

装備品名	装備品名
三連梯子	チェーンソー
照明器具	潜水資機材一式
大型油圧スプレッダー	救命索発射銃
大型油圧カッター	充電式インパクトドライバー
カギ付き梯子	熱画像直視装置
可燃ガス・酸素測定器	マット型空気ジャッキ
レシプロソー	携帯用コンクリート破壊器具
化学防護衣	マンホール用救助器具
エンジンカッター	

4 その他の施設・設備（町有分）

(1) 重機類

名 称	台数
グ レ ー ダ ー	2
除 雪 ド ー ザ	2
ホ イ ー ル ロ ー ダ	2
ダ ン プ ト ラ ッ ク	1
ト ラ ッ ク	1

## (2) 燃料、発電機、建設機械等資機材

資機材名	単 位	数 量	
		防災資機材等備蓄倉庫	本庁舎倉庫
スコップ	(丁)	7	10
掛 矢	(丁)		5
掛 鋏	(丁)		1
ツルハシ	(丁)		1
照 明 具	(台)	4	4
ビニール袋 または土のう袋	(袋)	2400 (水防資材兼用)	50
縄・ロープ	(丸)		4
ビニールシート	(枚)	120	17
発 電 機	(台)	14	2
石油ストーブ	(台)		10
ガソリン携行缶	(個)		2

## 資料10 災害危険箇所

## 1 急傾斜地崩壊危険区域

告示年月日	告示番号	急傾斜地崩壊 危険区域名	所在地	面積 (ha)	人家 戸数	公共的 建物	摘要
S52.3.26	209	一川目2号	一川目	1.997	10		
H16.2.25	114	松原一丁目	松原一丁目	0.615	6		
H21.8.31	566	千刈田2号	千刈田	0.438	7		
H13.3.16	175	中下田	中下田	0.420	5		
H24.2.24	127	立蛇1号	立蛇	0.508	5		
H28.10.17	646	瓢2号	瓢	1.094	12		

## 2 雪崩危険箇所

## (1) ランクⅠ

箇所番号	危険箇所名	所在地	公共施設
1	一川目三丁目1号	一川目三丁目	町道 私道

## (2) ランクⅡ

箇所番号	危険箇所名	所在地	公共施設
2	一川目三丁目2号	一川目三丁目	
3	神明前	神明前	
4	阿光坊	阿光坊	

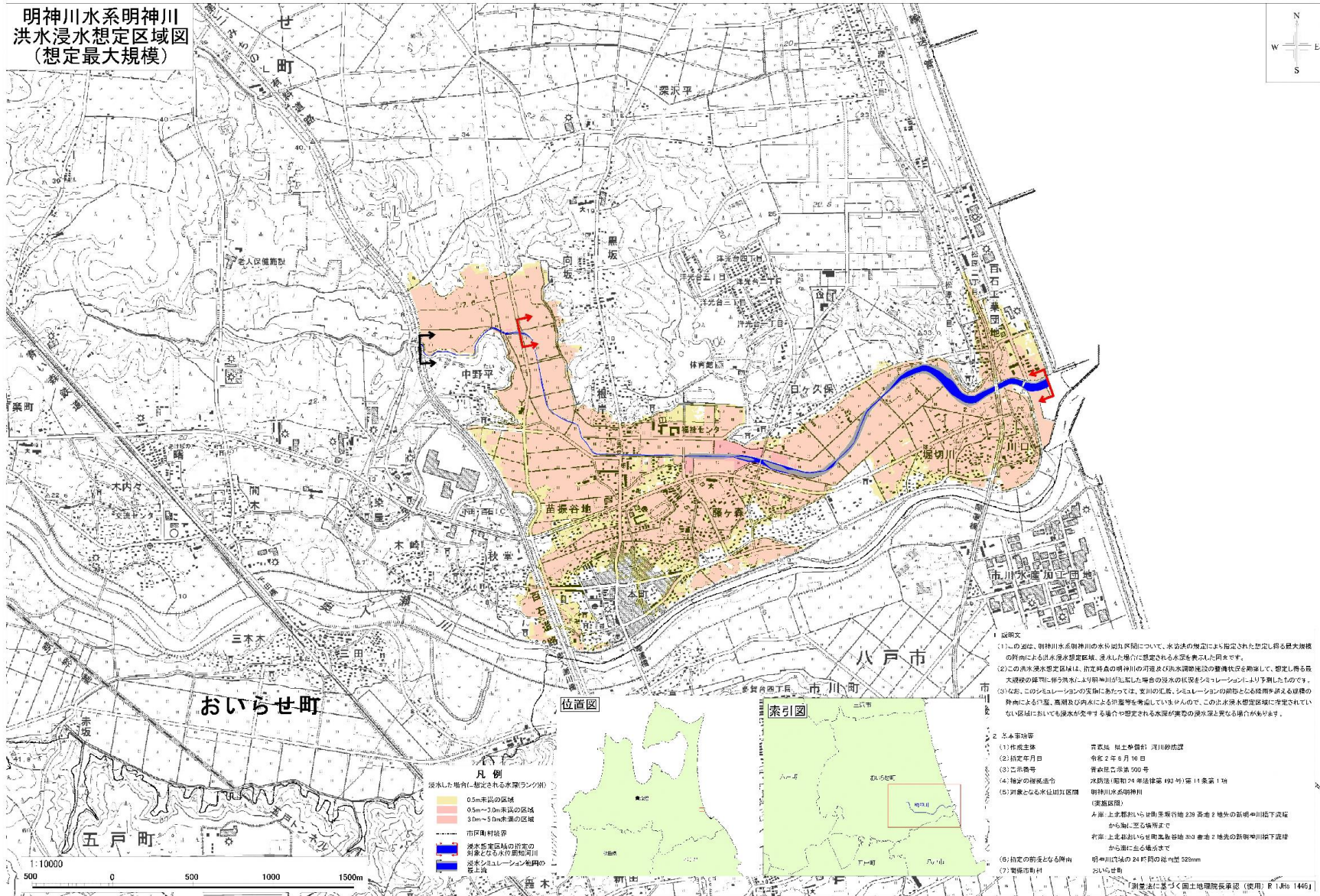
## (3) ランクⅢ

箇所番号	危険箇所名	所在地	公共施設
5	瓢	瓢	
6	館	神明前	

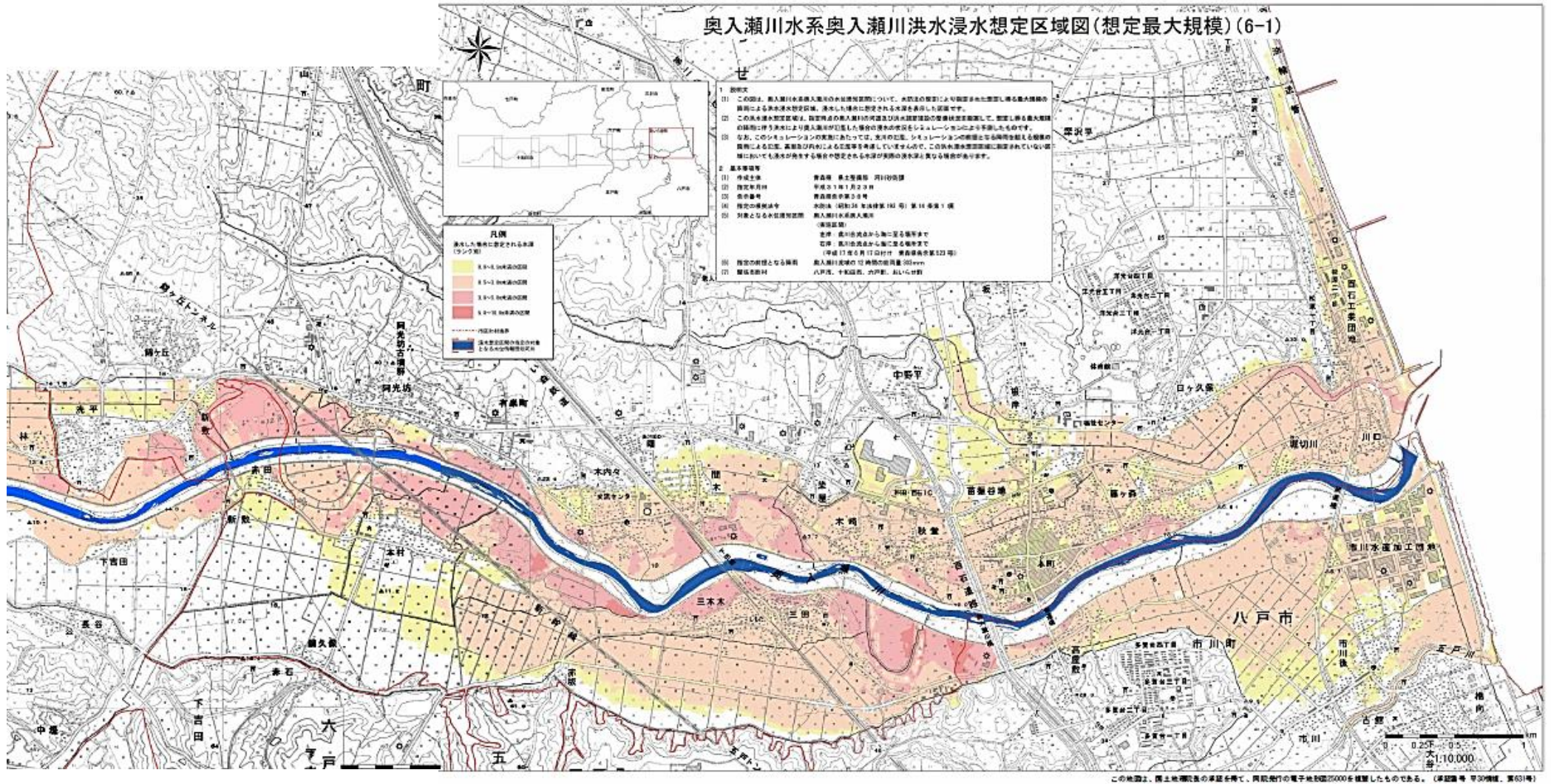
## 3 小規模山地崩壊危険地

箇所番号	危険箇所名	所在地	人家戸数	公共施設
7	一川目	一川目	2	国道
8	松原	松原一丁目	1	

4-1 明神川洪水浸水想定区域図（令和2年6月10日 青森県公表）

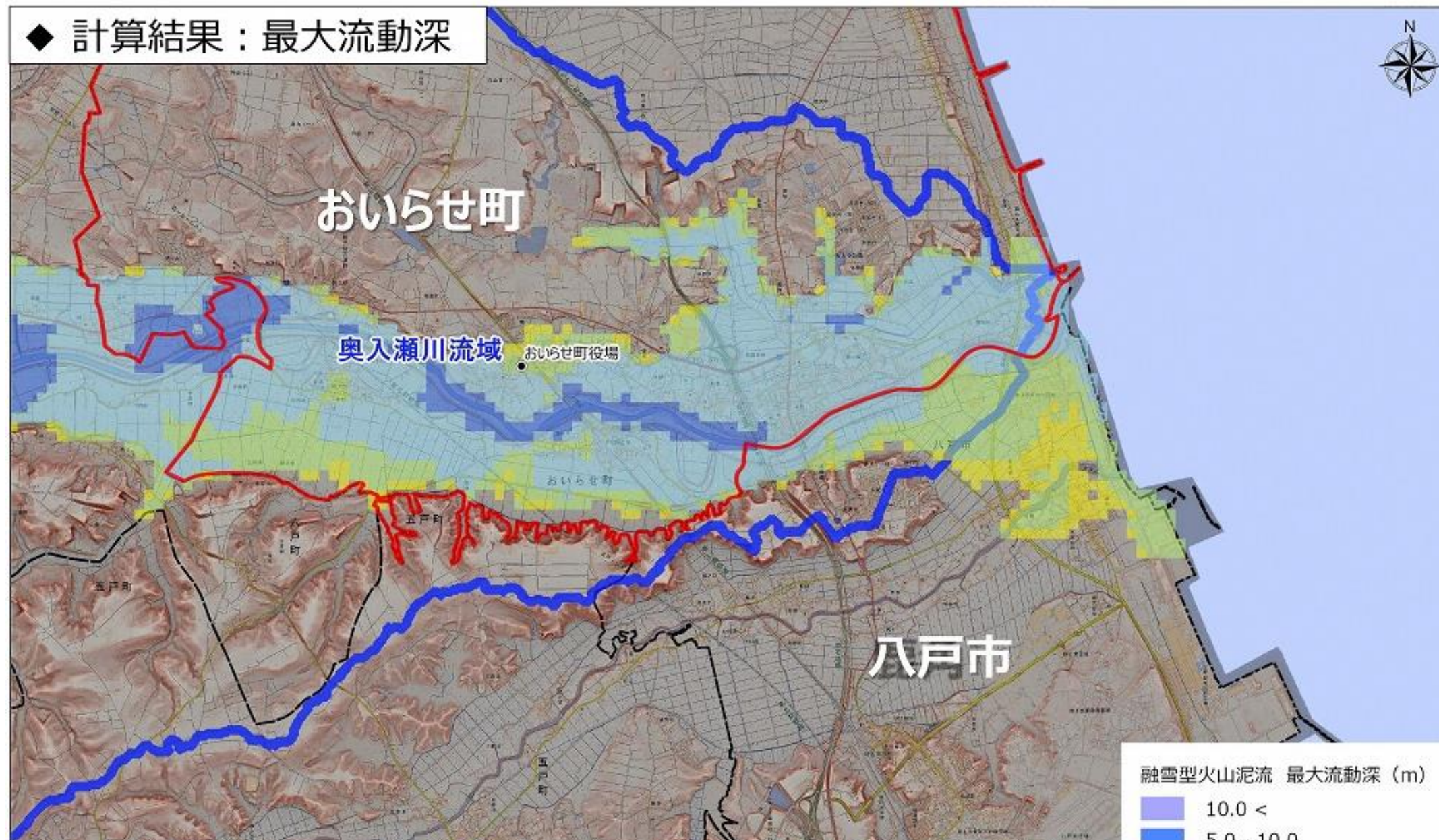


4-2 奥入瀬川洪水浸水想定区域図(平成31年1月23日 青森県公表)



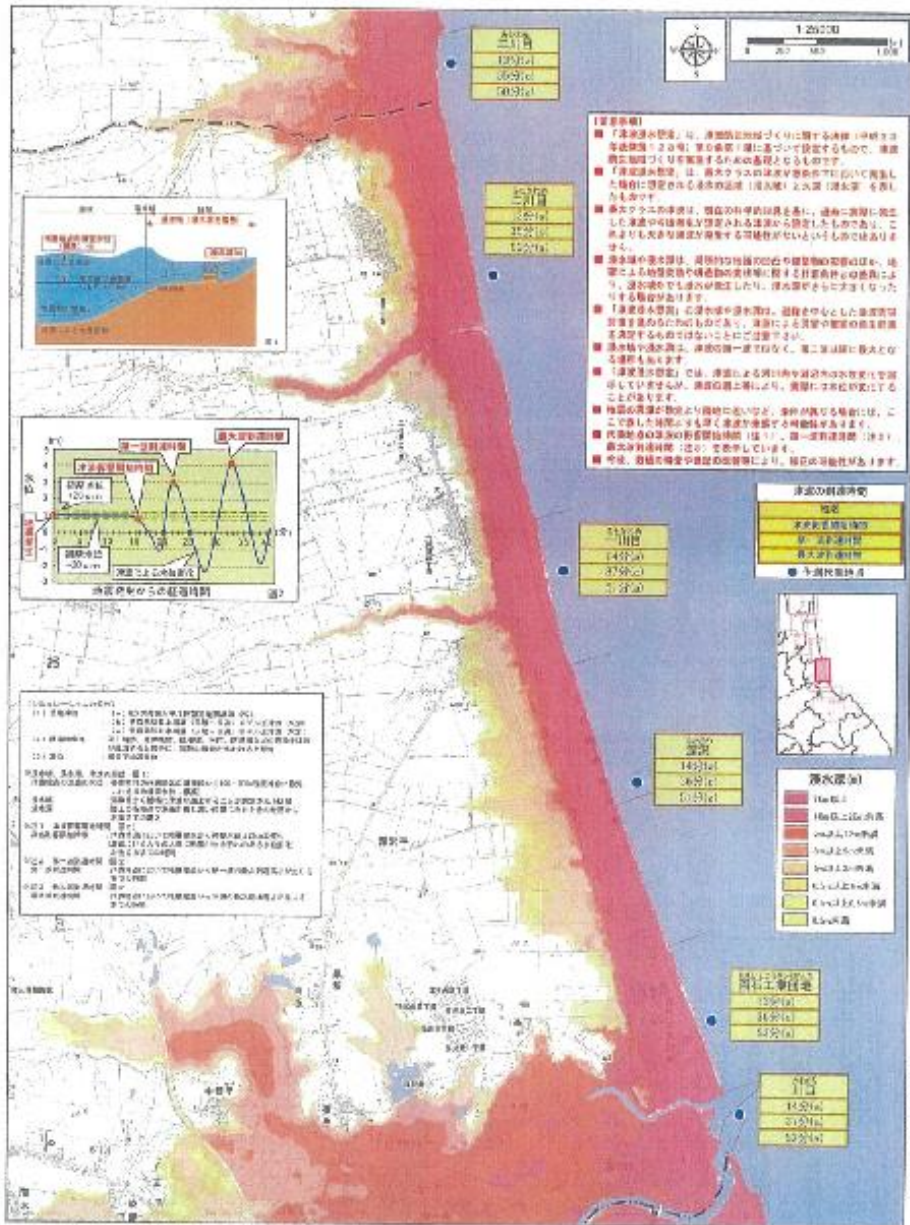
# 融雪型火山泥流の数値シミュレーション結果 奥入瀬川流域③

◆ 計算結果：最大流動深



6 青森県津波浸水予測図（おいらせ町）※数百年～千年に1度の津波を想定

青森県下北八戸沿岸における津波浸水想定図（三沢市6/6～おいらせ町1/2）



※この地図の作成にあたっては、国土院の承諾を得て、国土地理院の地形データ(1:50,000)を基に作成した。  
《測量法に基づき国土院院長承認(1999年7月)承認員を記載する場合は、国土地理院の承認番号(11416756)を記載する。



## 7 土砂災害警戒区域等

番号	箇所番号	告示年月日	告示番号	箇所名	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の有無
1	I-780	平成23年2月16日	127	一川目2号	急傾斜地の崩壊	有
2	I-781	平成23年2月16日	127	一川目三丁目	急傾斜地の崩壊	有
3	I-782	平成23年2月16日	127	松原一丁目1号	急傾斜地の崩壊	有
4	I-844	平成23年2月16日	127	神明前1号	急傾斜地の崩壊	有
5	I-845	平成23年2月16日	127	阿光坊1号	急傾斜地の崩壊	有
6	I-846	平成31年1月28日	52	立蛇1号	急傾斜地の崩壊	有
7	I-847	平成23年2月16日	127	中下田1号	急傾斜地の崩壊	有
8	I-848	平成23年2月16日	127	中下田2号	急傾斜地の崩壊	有
9	人I-134	平成23年2月16日	127	古間木山	急傾斜地の崩壊	有
10	II-630	平成23年2月16日	127	一川目二丁目	急傾斜地の崩壊	有
11	II-631	平成23年2月16日	127	一川目一丁目	急傾斜地の崩壊	有
12	II-632	平成23年2月16日	127	松原一丁目2号	急傾斜地の崩壊	有
13	II-633	平成23年2月16日	127	松原一丁目3号	急傾斜地の崩壊	有
14	II-634	平成23年2月16日	127	松原一丁目4号	急傾斜地の崩壊	有
15	II-635	平成23年2月16日	127	千刈田1号	急傾斜地の崩壊	有
16	II-636	平成31年1月28日	52	千刈田2号	急傾斜地の崩壊	有
17	II-686	平成23年2月16日	127	瓢1号	急傾斜地の崩壊	有
18	II-687	平成23年2月16日	127	瓢2号	急傾斜地の崩壊	有
19	II-688	平成23年2月16日	127	阿光坊2号	急傾斜地の崩壊	有
20	人II-124	平成23年2月16日	127	神明前2号	急傾斜地の崩壊	有
21	人II-125	平成23年2月16日	127	阿光坊3号	急傾斜地の崩壊	有
22	III-320	平成23年2月16日	127	深沢一丁目	急傾斜地の崩壊	有
23	III-321	平成23年2月16日	127	松原一丁目5号	急傾斜地の崩壊	有
24	III-322	平成23年2月16日	127	松原一丁目6号	急傾斜地の崩壊	有
25	III-323	平成23年2月16日	127	松原一丁目7号	急傾斜地の崩壊	有
26	III-324	平成23年2月16日	127	松原一丁目8号	急傾斜地の崩壊	有
27	III-325	平成23年2月16日	127	後谷地1号	急傾斜地の崩壊	有
28	III-326	平成23年2月16日	127	沼端1号	急傾斜地の崩壊	有
29	III-327	平成23年2月16日	127	沼端2号	急傾斜地の崩壊	有
30	III-380	平成23年2月16日	127	瓢3号	急傾斜地の崩壊	有
31	III-381	平成23年2月16日	127	瓢4号	急傾斜地の崩壊	有
32	III-382	平成23年2月16日	127	瓢5号	急傾斜地の崩壊	有
33	III-383	平成23年2月16日	127	立蛇2号	急傾斜地の崩壊	有
34	人III-14	平成23年2月16日	127	後谷地2号	急傾斜地の崩壊	有
35	人III-22	平成23年2月16日	127	瓢6号	急傾斜地の崩壊	有
36	人III-23	平成23年2月16日	127	瓢7号	急傾斜地の崩壊	有
37	人III-24	平成23年2月16日	128	神明前3号	急傾斜地の崩壊	無

## 資料11 町内の危険物施設等

## 1 石油類施設

## (1) 屋内貯蔵所

番号	事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類	第四石油類
1	ハイモ(株)青森工場	松原二丁目132-2		1,600	2,360	
2	(株)文明シャッター八	中平下長根山1	500	1,500	2,000	

資 料 編

番号	事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類	第四石油類
	戸工場					
3	向山駅	向山三丁目3		1,200		400

(2) 屋外貯蔵所

番号	事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
1	ハイモ(株)青森工場	松原二丁目132-2		8,780	

(3) 地下タンク貯蔵所

番号	事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
4	桃川(株)	上明堂112			19,900
5	おいらせ町いきいき館	下前田156-1			5,000
6	日本ピュアフード(株)青森工場	松原二丁目132-10			29,600
7	みなくる館	下前田146-1			5,000
8	特別養護老人ホーム百石荘	沼端370-1			6,000
9	プライフーズ(株)	一川目四丁目83-1			30,000
10	おいらせ町役場分庁舎	上明堂60-6			8,000
11	百石高等学校	苗平谷地46			20,000
12	日本フードパッカー(株)青森工場	松原二丁目132-1			38,600
13	おいらせ病院	上明堂1-1			20,000
14	和の湯	一川目四丁目127-115			9,900
15	ケアハウス百石荘ゆうゆう庵	沼端377-1			4,000
2	(株)文明シャッター八戸工場	中平下長根1		9,600	
16	十和田おいらせ農業協同組合下田支店	馳下り55			9,600
17	カネカ東北スチロール(株)青森工場	阿光坊105-266			30,000
19	おいらせ町役場	中下田135-2			3,500
20	おいらせ町民交流センター	中下田125-2			10,000
21	(株)ネクサス下田店	菜飯50-1			4,000
22	イオンモール下田	中野平40-1			13,000
23	下田東クリニック	鶉久保山1-6			4,100
24	下田百石IC料金所	菜飯24-3			3,000

(4) 屋内タンク貯蔵所

番号	事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
27	おいらせ町いちょう公園交流館	沼端14-165		1,250	
12	日本フードパッカー(株)青森工場	松原二丁目132-1		3,500	19,000

## (5) 屋外タンク貯蔵所

番号	事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
1	ハイモ(株)青森工場	松原二丁目132-1	14,000	29,000	

## (6) 給油取扱所

番号	事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
29	岡田商店	二川目三丁目73-114	10,574	10,000	
30	(株)エコーももいし給油所	下前田75-1	30,000	48,000	
31	(株)二本木油店ラパス下田SS	阿光坊106-20	20,000	20,000	
32	阿光坊石油店	神明前128-2	12,350	16,150	
33	(株)アサヒ商会おいらせ給油所	高田79-1	32,300	24,700	
34	南部商工(株)	立蛇76-1	19,200	19,200	
36	メガペトロ(株)ペトラス下田店	菜飯1-1	50,000	70,000	
37	堀ガソリンスタンド下田アクセス給油所	鶉久保26-11	34,700	51,300	2,000
47	エコー木ノ下SS	木ノ下南2-923	29,000	24,000	

## (7) 自家用給油取扱所

番号	事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
38	(有)八戸急行	松原二丁目132-45		19,000	
39	(有)新月運送	松原二丁目132-54		9,600	
40	日本チルド物流(株)	松原二丁目132-10		19,200	
41	(株)おいらせ運輸	松原二丁目132-8		28,500	
42	サンライズ産業(株)八戸営業所	神明前143-59		40,000	
43	下田町運送(有)	神明前143-1	10,180	19,000	
44	寺下運輸倉庫(株)	木ノ下西797-2	4,800	23,800	

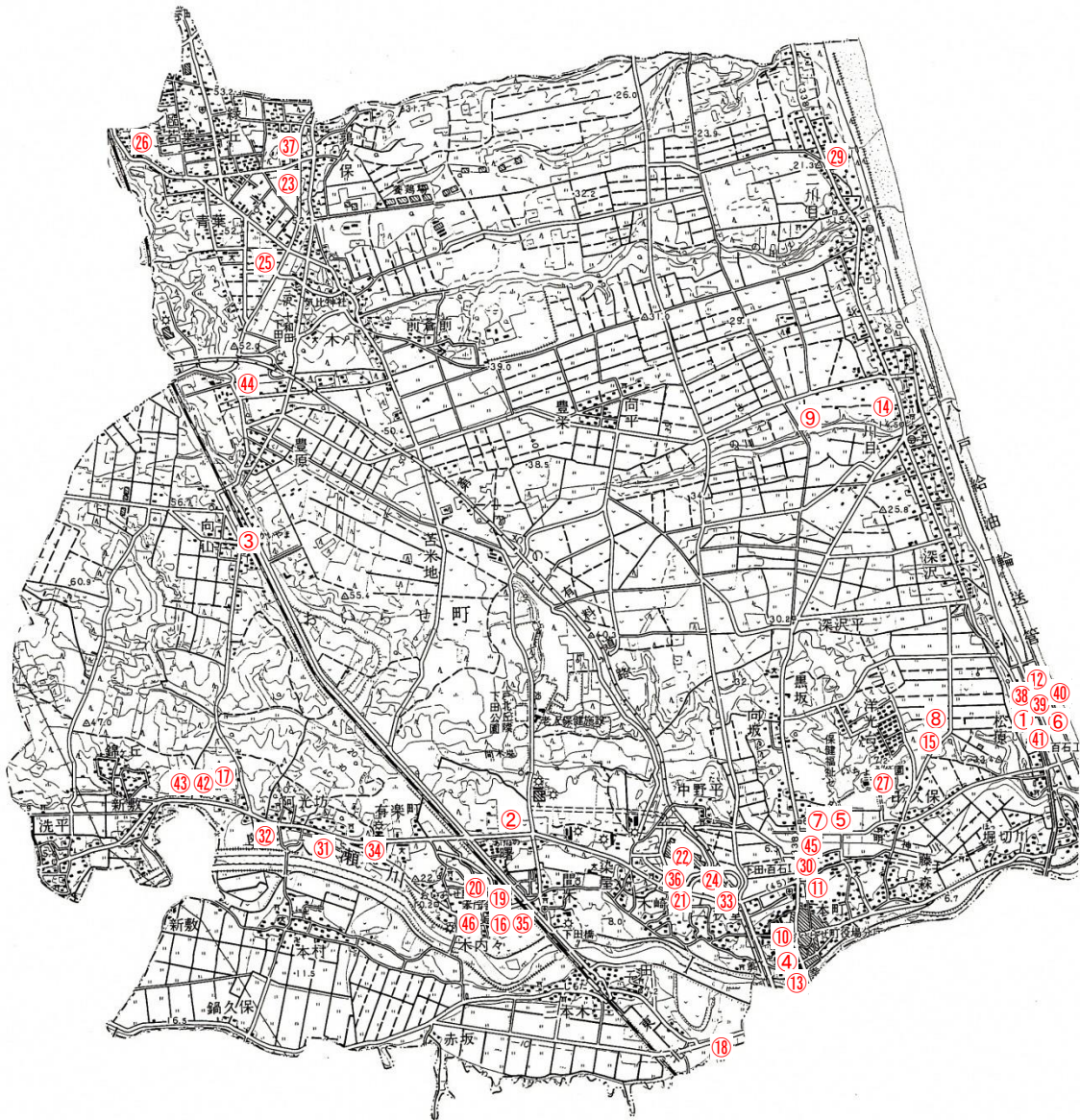
## (8) 一般取扱所

番号	事業所名	所在地	第一石油類	第二石油類	第三石油類
4	桃川(株)	上明堂112			2,300
45	(株)コメリおいらせ店	下前田103-1		29,500	
12	日本フードパッカー(株)青森工場	松原二丁目132-1		4,600	2,100
1	ハイモ(株)青森工場	松原二丁目132-2	600	5,287	
9	プライフーズ(株)	一川目四丁目83-1			3,000
6	日本ピュアフード(株)青森工場	松原二丁目132-10			6,851
31	(株)二本木油店ラパス下田SS	阿光坊106-20			9,500
46	スズキストア・パパス下田店	馳下り9		9,600	
18	カネカ東北スチロール(株)青森工場	阿光坊105-266			14,263

第4類	第一石油類（ガソリン）	246,444 L
第4類	第二石油類（軽油、灯油）	878,503 L
第4類	第三石油類（重油）	496,074 L
第4類	第四石油類	400 L
第4類	動植物油類（鶏油）	0 L

※ 敷地内に他種施設を設置しているもの。

(9) 危険物施設等位置図



## 資料 12 指定緊急避難場所及び指定避難所

## 1 指定緊急避難場所

居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する場所。

## (1) 一時避難場所

地図番号	施設名	管理者	所在地	電話番号	避難対象地区
①	本村地区コミュニティセンター伝承館	町内会長	舘越 40-1		本 村
②	鍋久保文化センター	町内会長	上谷地 10-1		鍋久保
③	三本木ふれあい館	町内会長	西下谷地 52-3		三本木
④	三田会館	町内会長	三本木 125-1		三 田
⑤	洗平地区農業構造改善センター	町内会長	洗平 41-2		洗 平
⑥	新敷集会所	町内会長	瓢 99-20		新 敷
⑦	錦ヶ丘集会所	町内会長	瓢 163-41		錦ヶ丘
⑧	阿光坊地区農事集会所	町内会長	阿光坊 13-7		阿光坊
⑨	町民交流センター	社会教育・体育課長	中下田 125-2	0178 56-4711	木内々
⑩	間木地区コミュニティセンター	町内会長	中下田 224-25	0178 56-5345	間 木
⑪	染屋集会所	町内会長	染屋 62-4	0178 56-2538	染 屋
⑫	木崎ふれあい館	町内会長	彦七川原 5-4		木 崎
⑬	秋堂コミュニティセンター	町内会長	彦七川原 49-1		秋 堂
⑭	中野平集会所	町内会長	中野平 28		中野平
⑮	苗振谷地生活会館	町内会長	苗振谷地 41-1		苗振谷地
⑯	木ノ下ふれあい館	町内会長	上久保 44-5		木ノ下
⑰	鶉久保地区農業構造改善センター	町内会長	鶉久保山 112-4		鶉久保
⑱	向山集会所	町内会長	向山三丁目 2-1807		向 山
⑲	豊原農事集会所	町内会長	豊原二丁目 730		豊 原
⑳	豊栄地区コミュニティセンター	町内会長	豊栄一丁目 159-1		豊 栄
㉑	曙集会所	町内会長	中下田 145-73	0178 56-3941	曙
㉒	古間木山集会所	町内会長	緑ヶ丘一丁目 50-1355		古間木山地区
㉓	木ノ下小学校	校 長	青葉六丁目 50-184	0176 57-0222	古間木山地区
㉔	北公民館	社会教育・体育課長	青葉二丁目 50-1395	0176 57-0033	古間木山地区
㉕	木ノ下児童センターみらい館	子育て支援課長	青葉二丁目 50-72	0176 51-7080	古間木山地区
㉖	向坂集会所	町内会長	黒坂谷地 110-121		向 坂
㉗	有楽町集会所	町内会長	中平下長根山 1-740	0178 56-3965	有楽町
㉘	百石高等学校	校 長	苗平谷地 46	0178 52-2088	本町地区
㉙	中央公園	地域整備課長	上明堂地内		本町地区
㉚	東公民館	社会教育・体育課長	上明堂 88-2	0178 52-2061	本町地区
㉛	藤ヶ森地区生活会館	町内会長	新助川原 46-2		藤ヶ森
㉜	堀切川地区コミュニティセンター	町内会長	堀ノ内 205-3		堀切川
㉝	川口地区コミュニティセンター	町内会長	新田 17-2		川 口

資 料 編

地図番号	施設名	管理者	所在地	電話番号	避難対象地区
㉔	明神山コミュニティ防災センター	町内会長	松原一丁目 73-460		明神下
㉕	横道生活館	町内会長	松原二丁目 132-46 地先		横 道
㉖	いちょう公園体育館	社会教育・体育課長	沼端 14-161	0178 52-6744	日ヶ久保
㉗	洋光台地区コミュニティセンター	町内会長	洋光台五丁目 44-22		洋光台
㉘	みなくる館	社会教育・体育課長	下前田 145-1	0178 52-3900	日ヶ久保・根岸・
㉙	いきいき館	介護福祉課長	下前田 158-1	0178 56-4218	日ヶ久保・根岸・
㊱	根岸いちょう会館	町内会長	千刈田 25-27		根 岸
㊲	黒坂集会所	町内会長	東下谷地 116-41		黒 坂
㊳	深沢地区コミュニティセンター	町内会長	深沢二丁目 11-8		深 沢
㊴	一川目地区生活会館	町内会長	一川目二丁目 65-441		一川目
㊵	二川目地区生活会館	町内会長	二川目三丁目 53-1		二川目
㊶	聖福寺 寶樓閣	施設代表者	阿光坊 105-278	0178 56-3575	阿光坊
㊷	本町地区北コミュニティセンター	町内会長	下前田 104-6		本町 6 丁目
㊸	七軒町集会所	町内会長	下明堂 54-3		七軒町
㊹	本町地区コミュニティ消防センター	町内会長	新助川原 8-8		肴町

(2) 津波避難場所

ア 津波避難場所（津波警報以下）

地図番号	施設名	対象区域	対象人員	最長所要時間 (分)	避難指導責任者
①	明神山コミュニティ防災センター	川口、明神下、横道	3,500	10	町内会長
②	深沢地区コミュニティセンター	深沢	350	15	町内会長
③	一川目地区生活会館	一川目南	650	15	町内会長
		一川目中	650	10	
④	甲洋小学校	一川目北	650	10	町内会副会長
		二川目南	500	10	
⑤	二川目地区生活会館	二川目中	500	10	町内会長
		二川目北	500	15	
⑪	いちょう公園体育館	上記のすべての区域	7,300	-	町内会長

イ 大津波避難場所（大津波警報）

地図番号	区 分	所 在 地	避 難 対 象
⑥	二川目北	向平 22-365 地先	二川目
④	甲洋小学校	一川目四丁目 6-10	二川目、一川目
⑦	一川目南	内山平 474-1 地先	一川目
⑧	深沢	深沢平 8-9 地先	深沢
⑨	百石中学校	東下谷地 116	根岸、黒坂、本町地区、苗振谷地、向坂

地図番号	区分	所在地	避難対象
⑩	松原 (避難階段(4箇所)経由)	東下谷地 615-2 地先	川口、堀切川、百石工業団地、明神下、横道、日ヶ久保
⑪	いちょう公園体育館	沼端 14-161	堀切川、藤ヶ森、日ヶ久保、洋光台
⑫	染屋入口交差点	木崎 379	本町地区、苗振谷地、秋堂、木崎、染屋
⑬	中野平集会所	中野平 28	中野平
⑭	稲荷神社(間木)	中下田 195	間木
⑮	町民交流センター	中下田 125-2	木内々
⑯	奥入瀬川南岸土地改良区記念碑	三本木 28-9	三田、三本木
⑰	下田小学校	館越 38-1	本村

複数区分に記載されている避難対象は、避難開始時に所在する位置からより近い大津波避難場所を目標とする。

本町地区：肴町、大工町、新町、七軒町、いちょう団地、下前田、本町一丁目～六丁目、八幡町、中央町、上新町

ウ 緊急避難施設(大津波警報)

津波の到達までに、津波浸水想定区域外へ避難することが困難な場合の一時的な避難場所

地図番号	施設名	所在地	避難階	避難可能人数
⑱	百石高等学校	苗平谷地 46	3 F、4 F	1,000
⑲	おいらせ町役場分庁舎	上明堂 60-6	3 F、4 F	400
⑳	ゼビオ(株)ネクサスカンパニータケダスポーツ下田店	菜飯 50-1	4 F 営業時間外：外階段	1,000
㉑	百石道路避難階段(4箇所)	秋堂地内	—	100×4箇所
㉒	明神山防災タワー	松原一丁目 73-460	2 F	134

津波避難場所等位置図



(3) 広域避難場所

地図番号	施設名	管理者	所在地	電話番号	面積	収容可能人員
①	百石小学校グラウンド	校長	牛込平 20-1	0178-52-2458	13,369	8,100
②	甲洋小学校グラウンド	校長	一川目四丁目 6-10	0178-52-3464	12,199	7,300
③	下田小学校グラウンド	校長	館越 38-1	0178-56-2250	6,734	4,100
④	木内々小学校グラウンド	校長	染屋 101-7	0178-56-3562	17,955	10,800
⑤	木ノ下小学校グラウンド	校長	青葉六丁目 50-184	0176-57-0222	15,610	9,400
⑥	百石中学校グラウンド	校長	東下谷地 116	0178-52-2454	32,617	19,600
⑦	下田中学校グラウンド	校長	立蛇 114-3	0178-56-2640	17,750	10,700
⑧	木ノ下中学校グラウンド	校長	上久保 22-2	0178-56-2245	19,400	11,700
⑨	百石高等学校グラウンド	校長	苗平谷地 46	0178-52-2088	21,391	12,900
⑩	百石高等学校第2グラウンド	校長	苗平谷地 46	0178-52-2088	15,138	9,100
⑪	いちょう公園	地域整備課長	東下谷地地内		553,863	10,000
⑫	八戸北丘陵下田公園	地域整備課長	向山南地内		335,000	10,000

## 2 指定避難所

## (1) 指定一般避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。

地図 番号	施設名	管理者	電話番号 ※①災害時優先 電話 ※②災害時用公 衆電話	所在地	施設の構造	面積 (㎡)	収容可 能人員 (人)	給水・ 炊飯 施設の 有無	
								給水	炊飯
①	百石小学校	校長	0178-52-2458 ※①0178-52- 8716	牛込平 20-1	鉄筋コンクリ ート	5,175	1,730	有	無
②	甲洋小学校	校長	※①0178-52- 2500	一川目四丁 目 6-10	鉄筋コンクリ ート	4,236	1,410	有	無
③	下田小学校	校長	※①0178-56- 2250	館越 38-1	鉄筋コンクリ ート	2,908	970	有	有
④	木内々小学 校	校長	0178-56-3562 ※①0178-56- 4324	染屋 101-7	鉄筋コンクリ ート	3,807	1,270	有	有
⑤	木ノ下小学 校	校長	0176-57-0222 ※①0176-57- 3353	青葉六丁目 50-184	鉄筋コンクリ ート	8,649	2,880	有	有
⑥	百石中学校	校長	0178-52-2454 ※①0178-52- 3479	東下谷地 116	鉄筋コンクリ ート	5,738	1,910	有	無
⑦	下田中学校	校長	0178-56-2640 ※①0178-56- 5203	立蛇 114-3	鉄筋コンクリ ート	5,615	1,870	有	有
⑧	木ノ下中学 校	校長	0178-56-2245 ※①0178-56- 2912	上久保 22-2	鉄筋コンクリ ート	4,922	1,640	有	有
⑨	百石高等学 校	校長	0178-52-2088 ※①0178-52- 2501	苗平谷地 46	鉄筋コンクリ ート	9,895	3,300	有	無
⑩	町民交流セ ンター	社会教 育・体育 課長	0178-56-4711 ※②	中下田 125-2	鉄骨・鉄筋コ ンクリート	3,150	1,050	有	無
⑪	いちょう公 園体育館	社会教 育・体育 課長	0178-52-6744 ※②	沼端 14-161	鉄筋コンクリ ート	2,585	860	有	無
⑫	中央公民館	社会教 育・体育 課長	0178-56-2251	中下田 159	鉄筋コンクリ ート	1,081	360	有	有
⑬	東公民館	社会教 育・体育 課長	0178-52-2061 ※②	上明堂 88-2	鉄骨	872	290	有	有
⑭	北公民館	社会教 育・体育 課長	0176-57-0033 ※②	青葉二丁目 50-1395	鉄骨	602	200	有	有
⑮	みなくる館	社会教 育・体育 課長	0178-52-3900 ※②	下前田 145-1	鉄筋コンクリ ート	2,561	850	有	有

資料編

地図 番号	施設名	管理者	電話番号 ※①災害時優先 電話 ※②災害時用公 衆電話	所在地	施設の構造	面積 (㎡)	収容可 能人員 (人)	給水・ 炊飯 施設の 有無	
								給 水	炊 飯
⑯	いきいき館	保健こども課長	0178-52-7090	下前田 158-1	鉄筋コンクリート	2,355	790	有	有
⑰	老人福祉センター	介護福祉課長	0178-56-4415	向川原 3-12	鉄筋コンクリート	1,026	340	有	有
⑱	いちよう公園交流館	社会教育・体育課長	0178-52-7923	沼端 14-165	鉄筋コンクリート	808	270	有	有
⑲	勤労者研修センター	商工観光課長	0178-52-2748	沼端 14-165	鉄骨	659	220	有	有
⑳	木ノ下児童センターみらい館	児童館長	0176-51-7080	青葉二丁目 50-72	木造	1,043	350	有	有
㉑	木内々児童センターひまわり館	児童館長	0178-56-2743	染屋 71	木造	399	130	有	有
㉒	本村地区コミュニティセンター伝承館	町内会長		舘越 40-1	鉄筋コンクリート	352	110	有	有
㉓	洗平地区農業構造改善センター	町内会長		洗平 41-2	木造	200	60	有	有
㉔	阿光坊地区農事集会所	町内会長		阿光坊 13-7	木造	202	60	有	有
㉕	木ノ下ふれあい館	町内会長		上久保 44-5	鉄骨造	298	90	有	有
㉖	鶉久保地区農業構造改善センター	町内会長		鶉久保山 112-4	木造	104	30	有	有
㉗	豊栄地区コミュニティセンター	町内会長		豊栄一丁目 159-1	木造	317	100	有	有
㉘	藤ヶ森地区生活会館	町内会長		新助川原 46-2	鉄筋コンクリート	374	120	有	有
㉙	堀切川地区コミュニティセンター	町内会長		堀ノ内 205-3	木造	270	90	有	有
㉚	川口地区コミュニティセンター	町内会長		新田 17-2	木造	177	50	有	有
㉛	明神山コミュニティ防災センター	町内会長		松原一丁目 73-460	木造	285	90	有	有
㉜	横道生活館	町内会長		松原二丁目 132-46 地先	木造	125	40	有	有
㉝	洋光台地区コミュニティセンター	町内会長		洋光台五丁目 44-22	鉄骨造	316	100	有	有

地図 番号	施設名	管理者	電話番号 ※①災害時優先 電話 ※②災害時用公 衆電話	所在地	施設の構造	面積 (㎡)	収容可 能人員 (人)	給水・ 炊飯 施設の 有無	
								給 水	炊 飯
③④	根岸いちよ う会館	町内会長		千刈田 25-27	木造	221	70	有	有
③⑤	深沢地区コ ミュニティ センター	町内会長		深沢二丁目 11-8	鉄筋コンク リート	248	80	有	有
③⑥	一川目地区 生活会館	町内会長		一川目二丁 目 65-441	鉄筋コンク リート	339	110	有	有
③⑦	二川目地区 生活会館	町内会長		二川目三丁 目 53-1	鉄筋コンク リート	445	140	有	有
③⑧	本町地区北 コミュニテ ィセンター	町内会長		下前田 104-6	鉄筋コンク リート	360	120	有	有
③⑨	七軒町集會 所	町内会長		下明堂 54-3	木造	152	50	有	有
④⑩	本町地区コ ミュニティ 消防センタ ー	町内会長		新助川原 8-8	木造	50	10	有	有

※②災害時用公衆電話とは、災害時にのみ使用できる公衆電話回線で、子機を専用の回線につないで使用するもの。①～⑩の施設に取扱説明書及び子機が配備されている。

(2) 指定福祉避難所

指定一般避難所に避難した方のうち、指定一般避難所での避難生活が困難と思われる方を対象に必要なに応じ、調整の上、開設する施設。

法人名	地図 番号	施設名	所在地	電話番号
社会福祉法人 奥入瀬会	①	特別養護老人ホーム百石荘	沼端 370-1	0178-50-1055
	①	ショートステイ百石荘	沼端 370-1	0178-50-1055
	①	ケアハウス百石荘ゆうゆう庵	沼端 377-1	0178-50-1555
	①	デイサービスセンターたんぼぼ	沼端 370-1	0178-50-1055
	②	グループホームあゆみの里	東下谷地 618	0178-50-1801
	②	デイサービスセンターあゆみの里	東下谷地 618	0178-50-1186
	②	有料老人ホームあゆみの里	東下谷地 622	0178-52-3711
	③	デイサービスセンター阿光坊の郷	阿光坊 105-110	0178-32-7661
	③	ショートステイ阿光坊の郷	阿光坊 105-110	0178-32-7661
	③	特別養護老人ホーム阿光坊の郷	阿光坊 105-110	0178-32-7661
	④	住宅型有料老人ホームガーデンプレイスおいらせ	鶉久保 3-42	0176-58-0706
④	デイサービスセンターガーデンプレイスおいらせ	鶉久保 3-42	0176-58-0706	
社会福祉法人 誠友会	⑤	特別養護老人ホーム木崎野荘	向山東二丁目 2-1263	0178-56-4131
	⑤	ショートステイ特別養護老人ホーム木崎野荘	向山東二丁目 2-1263	0178-56-4131

法人名	地図番号	施設名	所在地	電話番号
	⑤	デイサービスセンター木崎野	向山東二丁目 2-1262	0178-56-4126
	⑥	グループホームいこいの森	緑ヶ丘一丁目 50-2077	0176-57-5734
医療法人 仁泉会	⑦	介護老人保健施設しもだ	山崎 2592-7	0178-56-4888
	⑦	グループホームわたぼうし	山崎 2592-7	0178-56-2828
	⑦	有料老人ホームしらとり荘	山崎 2595-1	0178-32-6789
社会福祉法人 昭壽会	⑧	障害者支援施設あかしや寮	浜道 133-3	0178-56-2676
医療法人 正恵会	⑨	療養医療施設医療法人正恵会石田 温泉病院	上前田 21-1	0178-52-3611
	⑨	医療法人正恵会ショートステイい しだ	上前田 21-1	0178-52-3611
	⑨	医療法人正恵会石田温泉病院デイ ケアセンターわの里	上前田 21-1	0178-50-1212
株式会社スマイ ルタカラ	⑩	住宅型有料老人ホームマリーゴー ルド	上久保 61-161	0178-20-7456

注：町は、上記に掲げる町内施設のほか、八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）の福祉避難所に対して要配慮者の避難受入を要請することができる。  
福祉避難所位置図



## 資料 13 避難指示等の判断基準及び伝達マニュアル

## 1. 避難指示等の発令区分

避難指示等の発令区分は以下のとおりとする。

区 分	内 容
高齢者等避難	災害により人的被害のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するもの。
避難指示	災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため特に必要がある場合に、町民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。
緊急安全確保	災害により避難のための立ち退きを行うことによって、かえって危険が及ぶおそれがある場合に、緊急に安全確保するための措置を指示するもの。

## 2. 対象とする災害

当計画の対象とする災害は以下のとおりとする。

- ① 河川洪水災害
- ② 土砂災害
- ③ 高潮災害
- ④ 地震津波災害

## 3. 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令は、次の基準を参考にするとともに、各種防災気象情報、現地情報等を加味して総合的に判断するものとする。

## (1) 河川洪水災害

## ア. 災害の特性

堤防を有さない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。

堤防を有する河川では破堤した場合、氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水域や浸水深も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、速やかな避難行動が必要である。

## イ. 対象河川

具体的な基準を作成する対象を奥入瀬川及び明神川とする。

## ウ. 避難すべき区域

原則として洪水浸水想定区域の範囲内とし、水位情報や気象情報、河川巡視などの情報を含めて総合的に判断する。

## 【奥入瀬川】

## ・左岸

- ① 次の区域は全域対象：上新町、八幡町、中央町、本町1～6丁目、肴町、大工町、新町、七軒町、いちよう団地、堀切川、川口
- ② 次の区域はそれぞれ一部対象：洗平、新敷、阿光坊、木内々、間木、染屋、木崎、中野平、秋堂、向坂、苗振谷地、根岸、下前田、藤ヶ森、日ヶ久保、明神下、横道、深沢

## ・右岸

- ① 次の区域は全域対象：三田

②次の区域はそれぞれ一部対象：新敷、本村、鍋久保、三本木、木内々

※詳細は資料10奥入瀬川洪水浸水想定区域図を参照。

【明神川】

・左岸

①次の区域は全域対象：本町6丁目、下前田

②次の区域はそれぞれ一部対象：中野平、向坂、根岸、日ヶ久保、明神下

・右岸

①次の区域は全域対象：本町5～6丁目、七軒町、下前田、いちよう団地

②次の区域はそれぞれ一部対象：中野平、秋堂、向坂、苗振谷地、上新町、八幡町、本町4丁

目、肴町、大工町、新町、藤ヶ森、堀切川、川口

※詳細は資料10明神川洪水浸水想定区域図を参照。

エ. 水位観測所

・奥入瀬川：百 石

・明 神 川：中野平

オ. 具体的な基準

避難指示等は以下の基準を参考に、水位情報（氾濫注意水位\*<sup>1</sup>、避難判断水位\*<sup>2</sup>、氾濫危険水位\*<sup>3</sup>等）、今後の気象情報、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

区 分	奥入瀬川	明神川
高齢者等避難 【警戒レベル3】	① 氾濫注意水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合（概ね2時間後に避難判断水位（6.90m）に到達する場合）。	① 氾濫注意水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合（概ね2時間後に避難判断水位（2.00m）に到達する場合）。
	② 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合。 ③ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。	
避難指示 【警戒レベル4】	① 避難判断水位（6.90m）に到達し、なお水位の上昇が見込まれる場合（概ね1時間後に氾濫危険水位（7.30m）に到達する場合）。 ② 氾濫危険水位（7.30m）に到達すると予想される場合（上記以外で急激な水位上昇がある場合）。	① 避難判断水位（2.00m）に到達し、なお水位の上昇が見込まれる場合（概ね1時間後に氾濫危険水位（2.20m）に到達する場合）。 ② 氾濫危険水位（2.20m）に到達すると予想される場合（上記以外で急激な水位上昇がある場合）。
	③ 氾濫のおそれがある場合。 ④ 堤防に異常な漏水・侵食等を見つけた場合。 ⑤ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。	
緊急安全確保 【警戒レベル5】	① 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合。 ② 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。	

\*<sup>1</sup> 氾濫注意水位：水防団（消防団）が出勤し、水防活動を行う指標となる水位

\*<sup>2</sup> 避難判断水位：氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する避難指示等の目安になる水位

\*<sup>3</sup> 氾濫危険水位：氾濫のおそれのある水位

(2) 土砂災害

ア. 災害の特性

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命への危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし、土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。そのため町は、降雨指標に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難指示等を速やかに周知・伝達する必要がある。

イ. 避難すべき区域

当町の土砂災害の発生のおそれのある危険箇所等は下記のとおりであり、町域内のあらゆる箇所に点在していることから、町職員や消防職団員等による危険箇所等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い、避難指示の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

【土砂災害警戒区域等】

- ・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） 37箇所
- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊） 19箇所

【土砂災害危険箇所】

- ・急傾斜地崩壊危険箇所 37箇所
- ・小規模山地崩壊危険地 2箇所

ウ. 具体的な基準

避難指示等は以下の基準を参考に、土砂災害警戒情報\*<sup>1</sup>や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令する。

	基 準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発令され、かつ、「青森県土砂災害警戒情報システム」の土砂災害危険度指数* <sup>2</sup> 画面の1kmメッシュ（土砂災害地図情報）図* <sup>2</sup> で、「警戒」（赤）〔警戒レベル3相当〕が表示されている地区。 ② 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）。
避難指示 【警戒レベル4】	① 土砂災害警戒情報* <sup>1</sup> （警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（発令対象は「青森県土砂災害警戒情報システム」の土砂災害危険度指数画面の1kmメッシュ図で、「危険」（紫）〔警戒レベル4相当〕が表示されている地区）。 ② 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。 ③ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）を発見した場合。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（発令対象は、「青森県土砂災害警戒情報システム」の土砂災害危険度指数画面の1kmメッシュ図で、「災害切迫」（黒）〔警戒レベル5相当〕が表示されている地区）。 ② 土砂災害の発生を確認した場合。

※土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち、大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については、発表の対象外となることに留意する。このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれがある。なお、土砂災害警戒情報は、大きな地震発生後は、地盤が脆弱になり、降雨による土砂災害の危険性が通常より高い可能性があり、暫定的に発表基準を引き下げて運用する場合がある。

- \*<sup>1</sup>土砂災害警戒情報：大雨警報（土砂災害）の発表後、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が警戒レベル4避難指示を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して青森県河川砂防課と青森地方気象台が共同で発表する防災情報
- \*<sup>2</sup>土砂災害危険度指数：土砂災害警戒情報を補足する詳細情報として、青森県から提供される土砂災害危険度指数の1kmメッシュ図
- \*<sup>3</sup>土壌雨量指数基準：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。1kmメッシュごとに設定

エ. 避難指示等の解除基準

下記①または②及び③④が満たされた場合、避難指示等を解除する。

- ① 土砂災害警戒情報及び大雨警報が解除されたとき。
- ② 土砂災害警戒情報は解除されたが、大雨警報が継続中のときは、今後の雨域等について状況等を考慮し総合的に判断する。
- ③ 消防団員等により現地巡視・点検を行い、当該危険箇所において前兆現象等がないことを確認するとともに、住民が避難所から帰宅するための避難経路の安全性が確認・確保されたとき。
- ④ 土砂災害が発生した箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれなくなり安全であることが確認されたとき。

(3) 高潮災害

ア. 災害の特性

台風の接近により急激に潮位が上昇するケースが多いので、潮位の上昇が観測されるのを待つことなく、予測に基づいた避難指示等の発令が必要となる。また、高潮に関する情報が比較的、時間的な余裕をもって提供される場合でも、事態の進行に伴い暴風雨等で避難が困難になることも多い。また、水門や陸閘の状況を把握することも必要になる。

イ. 具体的な基準

避難指示等は以下の基準を参考に、今後の気象予測や海岸巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）。</li> <li>② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合。</li> </ul>
--------	---

	③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。
避難指示	① 高潮警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）が発表された場合。 ② 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）。
緊急安全確保	① 水門、陸閘等の異常が確認された場合。 ② 海岸堤防等が倒壊した場合。 ③ 異常な越波・越流が発生した場合。 ④ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合。

(4) 地震津波災害

ア. 災害の特性

津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、わが国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものまでであるが、いずれの場合であっても対応が遅れることのないように、判断基準に基づく速やかな避難指示の発令が必要である。

イ. 警報等区分ごとの避難指示発令地域（避難すべき区域）

津波災害は、避難指示のみの発令とする。

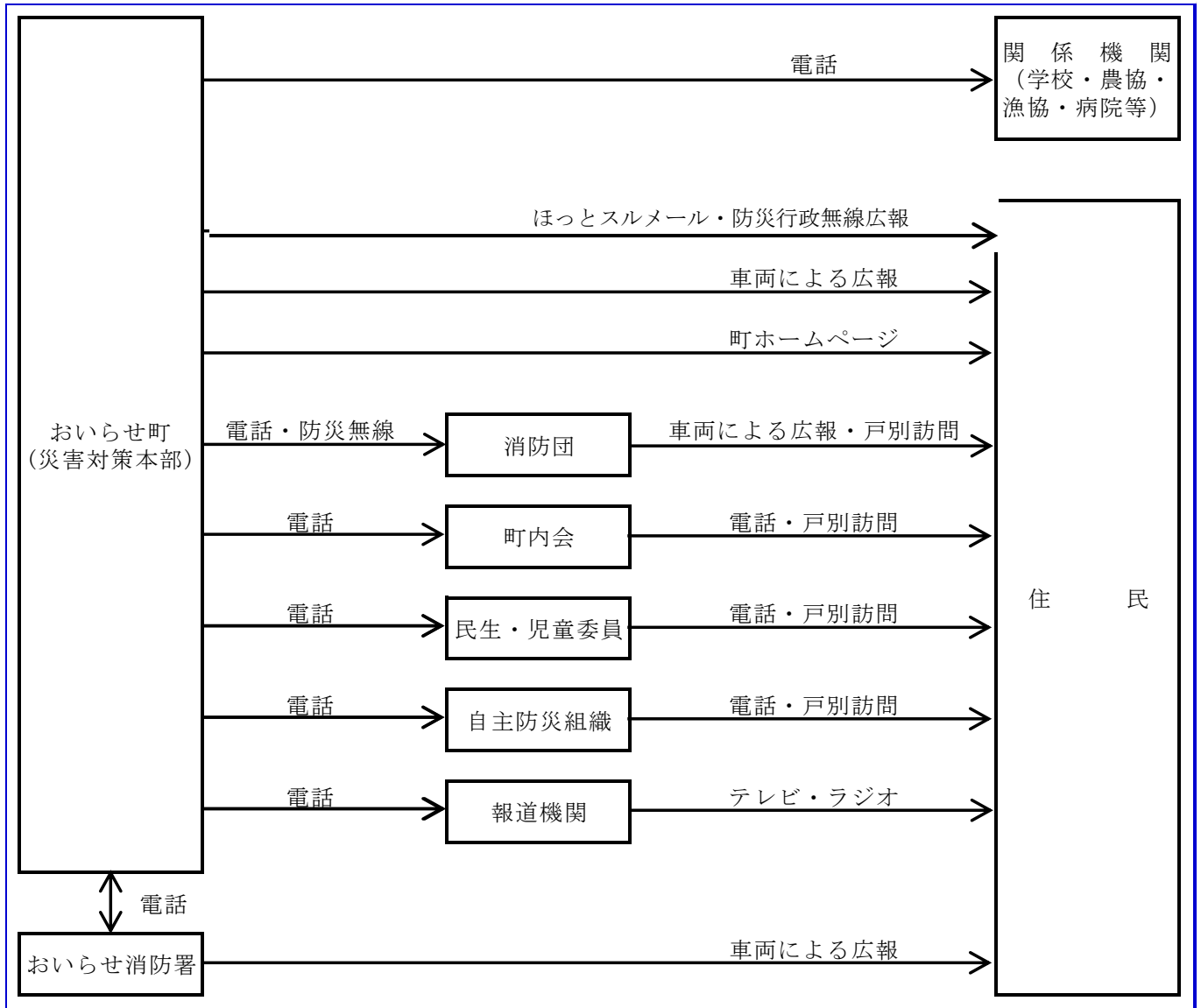
区分	対象地域	具体的な地区
津波注意報	百石漁港及び沿岸付近	百石漁港 防潮堤より海岸（東側） 二の川、一の川、明神川、奥入瀬川のそれぞれの河口付近
津波警報	東日本大震災時に津波が浸水した地域	上欄の地区に加え、次の地区 二川目、一川目、深沢、横道、明神下、川口、堀切川
大津波警報	最大クラスの津波により浸水が想定される地域	上欄の地区に加え、次の地区 日ヶ久保、藤ヶ森、肴町、大工町、新町、七軒町、いちよう団地、下前田、本町1～6丁目、八幡町、中央町、上新町、苗振谷地、根岸、黒坂、洋光台、向坂、中野平、秋堂、木崎、染屋、間木、木内々、三田、三本木、本村

ウ. 具体的な基準

避難指示	① 大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報が発表されたとき ② おいらせ町役場本庁舎の震度計で激しい地震（おおむね震度5以上）の揺れを観測し、または長時間のゆっくりした揺れを感じ、避難の必要を認めるとき ③ 震度5以上の揺れを感じたが、情報伝達システムの異常により、気象庁の警報事項を適時に受けることができない場合であって、気象業務法（昭和27年法律第165号）第23条ただし書き及び気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第10条の規定により町長が津波警報を発表したとき
------	---

4. 避難指示等の伝達手段

避難指示等の伝達手段は、災害の種類や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、同報系無線の使用や車両による広報、町ホームページへの掲載、報道各社への放送要請などを行うとともに、消防団、町内会、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の協力で行う。



## 5. 避難指示等の伝達内容

下記の文例を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

### 風水害の場合（警戒レベルを追加して発報）

#### <高齢者等避難>

緊急放送、緊急放送。

緊急放送、緊急放送。

こちらは、防災おいらせ広報（おいらせ町災害対策本部）です。

①、〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇（避難場所）へ避難してください。その他の方も当面の食料や服用している薬などの非常持出し品を用意して避難の準備を始めてください。また、できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

【①の文例】・昨夜からの大雨により、〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがありますので 等

#### <避難指示>

緊急放送、緊急放送。

緊急放送、緊急放送。

こちらは、防災おいらせ広報（おいらせ町災害対策本部）です。

①、〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル4 避難指示を発令しました。直ちに〇〇（指定緊急避難場所等）に避難してください。また、できるだけ近所にも声をかけて避難してください。なお、〇〇道は、②、通行できません。

【①の文例】・昨夜からの大雨により、〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがありますので 等

【②の文例】・浸水により／・通行止めにより 等

#### <緊急安全確保>

緊急放送、緊急放送。

緊急放送、緊急放送。

こちらは、防災おいらせ広報（おいらせ町災害対策本部）です。

〇時〇分に〇〇地区に対して、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。①しました。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。なお、〇〇道は、②、通行できません。

【①の文例】・堤防が決壊 等

【②の文例】・浸水により 等

### 津波注意報が発表された場合

こちらは、防災おいらせ広報（おいらせ町災害対策本部）です。

津波注意報が、発表されました。

漁港や海岸、河口付近にいる方は、海から離れてください。

### 津波警報が発表された場合

こちらは、防災おいらせ広報（おいらせ町災害対策本部）です。

津波警報が、発表されました。

二川目、一川目、深沢、横道、明神下、川口、堀切川地区の東日本大震災の津波浸水範囲と同じ地域に、避難指示を発令しました。ただちに、津波避難場所や、高台へ避難してください。

開設避難所は、一川目地区生活会館、二川目地区生活会館、深沢地区コミュニティセンター、明神山コミュニティ防災センター、甲洋小学校体育館、いちよう公園体育館の6施設です。

普段飲んでいる薬などがある方は、忘れずに持出し、交通渋滞を避けるため、可能な限り徒歩での避難をお願いします。

### 大津波警報が発表された場合

こちらは、防災おいらせ広報（おいらせ町災害対策本部）です。

大津波警報が、発表されました。

全ての津波浸水想定区域に対して、避難指示を発令しました。ただちに、津波避難場所や、高台へ避難してください。

開設避難所は、百石中学校体育館、甲洋小学校体育館、いちよう公園体育館、町民交流センター、下田小学校体育館、下田中学校体育館の6施設です。

普段飲んでいる薬などがある方は、忘れずに持出し、交通渋滞を避けるため、可能な限り徒歩での避難をお願いします。

（津波到達時間が判明した場合）

津波到達予想時刻は、●時●分です。

資料 14 気象観測所及び観測点

1 雨量

地域 県民局	観測 所名	対象河川		所在地	連絡員		測器 種類	観測状況		観測 開始 年月日
		水系名	河川名		氏名	連絡 方法		定時	強雨 時	
上北	一の川	一の川	一の川	豊栄一丁目2-1185	河川砂防管理課職員	0176-234311	テレメータ	10分毎	10分毎	H12. 4. 1

2 水位

地域 県民局	観測 所名	対象河川		所在地	連絡員		測器 種類	観測状況		観測 開始 年月日	水 位				既往最大水位	
		水系名	河川名		氏名	連絡 方法		定時	洪水 時		待機	注意	避難	危険	水位	起日
上北	百石	奥入瀬川	奥入瀬川	新助川原10-3	河川砂防管理課職員	0176-234311	テレメータ	10分毎	10分毎	S31. 4. 1	3.50	3.80	<b>6.90</b>	<b>7.30</b>	5.85	H6. 9. 16
	中野平	明神川	明神川	黒坂谷地239-3	〃	〃	〃	〃	〃	H19. 4. 1	1.20	1.50	<b>2.00</b>	<b>2.20</b>		

3 震度

所在地	設置場所
おいらせ町中下田135-2	おいらせ町役場本庁舎
おいらせ町上明堂60-6	おいらせ町役場分庁舎

4 積雪

観測地点	所在地
木ノ下	おいらせ町青葉六丁目50-1601

資料 15 自主防災組織一覧表

組 織 名	対象区域	結成年月日
横道火防組	横道	昭和52年 3月16日
深沢地区自主防災会	深沢	平成19年 1月 3日
洋光台自主防災部	洋光台	平成19年 7月 1日
古間木山地域づくり協議会自主防災部	住吉町、若葉、緑ヶ丘、青葉	平成19年 8月 1日
上新町自主防災組織	上新町	平成20年 9月 5日
緑ヶ丘町内会自主防災	緑ヶ丘	平成22年 4月10日
向山町内会自主防災部	向山	平成22年 5月21日
豊栄地区自主防災会	豊栄	平成24年 1月18日
豊原自主防災会	豊原	平成24年 3月18日
若葉町内会自主防災部	若葉	平成24年 4月 1日
苗振谷地地域自主防災会	苗振谷地	平成24年 4月22日
木ノ下町内会自主防災委員会	木ノ下	平成24年 7月 1日
新敷自主防災会	新敷	平成24年 7月 1日
一川目自主防災会	一川目	平成24年 9月 1日
有楽町自主防災会	有楽町	平成24年12月 9日
木崎自主防災会	木崎	平成25年 3月 9日
本村・鍋久保自主防災会	本村、鍋久保	平成25年 3月17日
間木地区自主防災会	間木	平成25年 4月21日
木内々自主防災会	木内々	平成25年 7月 1日
二川目町内会自主防災会	二川目	平成25年 7月22日

組織名	対象区域	結成年月日
下前田自主防災会	下前田	平成25年 8月16日
洗平自主防災会	洗平	平成25年10月 1日
阿光坊自主防災会	阿光坊	平成25年10月11日
三本木自主防災会	三本木	平成25年11月18日
藤ヶ森自主防災会	藤ヶ森	平成25年11月19日
堀切川自主防災会	堀切川	平成26年 1月 3日
秋堂自主防災会	秋堂	平成27年2月23日
川口自主防災会	川口	平成27年3月2日
本町六丁目自主防災会	本町六丁目	平成27年4月7日
鶉久保自主防災会	鶉久保	平成27年5月1日
明神下自主防災会	明神下	平成28年10月1日
青葉自主防災会	青葉	平成29年4月2日

## 資料 16 洪水時避難場所

### 1 洪水時避難場所

#### (1) 明神川洪水浸水最大想定の場合

施設名	住所	電話番号	収容可能人員
百石中学校	東下谷地116番地	0178-52-2454	1,910
いちょう公園体育館	沼端14-161	0178-52-6744	860
いちょう公園交流館	沼端14番地165	0178-52-7923	270

#### (2) 奥入瀬川洪水浸水最大想定の場合

施設名	住所	電話番号	収容可能人員
阿光坊地区農事集会所	阿光坊 13-7		
下田中学校	立蛇 114-3	0178-56-2640	1,870
いちょう公園体育館	沼端 14-161	0178-52-6744	860
いちょう公園交流館	沼端 14-165	0178-52-7923	270
明神山コミュニティ防災センター	松原一丁目 73-460		

### 2 洪水時避難場所（緊急避難施設）

洪水浸水想定区域外へ避難する暇がない場合の一時的な避難場所

#### (1) 明神川洪水浸水最大想定の場合

施設名	住所	電話番号	避難階	収容可能人員
百石小学校	牛込平20-1	0178-52-2458	3 F	600
百石高等学校	苗平谷地46	0178-52-2088	3 F、4 F	1,000

#### (2) 奥入瀬川洪水浸水最大想定の場合

施設名	住所	電話番号	避難階	収容可能人員
百石小学校	牛込平 20-1	0178-52-2458	3 F	600
百石高等学校	苗平谷地 46	0178-52-2088	3 F、4 F	1,000
おいらせ町役場分庁舎	上明堂 60-6	0178-56-2111	3 F、4 F	400
ゼビオ（株）ネクサス カンパニータケダスポ ーツ下田店	菜飯 50-1	0178-56-2500	4 F 営業時間外：外階段	1,000

## 資料17 炊き出しの実施場所

## 1 実施場所

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力	器材等の整備状況	炊き出し実施班の構成	備考
中央公民館	木内々	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
北公民館	住吉、緑ヶ丘、青葉、若葉	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
東公民館	本町	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
老人福祉センター	間木、三田、三本木	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
学校給食センター	木内々、間木、阿光坊、有楽町	2,000	釜、食器類 可搬式炊き出し釜(2台)	福祉班、婦人会等	
一川目地区生活会館	一川目	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
二川目地区生活会館	二川目	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
藤ヶ森地区生活会館	藤ヶ森	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
いちょう公園交流館	日ヶ久保	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
洋光台地区コミュニティセンター	洋光台	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
川口地区コミュニティセンター	川口	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
堀切川地区コミュニティセンター	堀切川	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
豊栄地区コミュニティセンター	豊栄	200	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
深沢地区コミュニティセンター	深沢	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
明神山コミュニティ防災センター	明神下、横道	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
下田小学校	本村、鍋久保、洗平、新敷、錦ヶ丘	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
木内々小学校	染屋、木崎、秋堂	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
木ノ下小学校	住吉、緑ヶ丘、青葉、若葉	700	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
下田中学校	阿光防、有楽町	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	
木ノ下中学校	木ノ下、鶉久保	500	釜、食器類	福祉班、婦人会等	

## 2 協力団体

団体名	代表者	会員数	所在地	連絡方法	備考
横道火防組	組長	28	横道集会所	電話	
深沢地区自主防災会	会長	100	深沢地区コミュニティセンター	〃	
洋光台自主防災部	部長	475	洋光台地区コミュニティセンター	〃	
古間木山地域づくり協議会 自主防災部	本部長	900	古間木山集会所	〃	
上新町自主防災組織	会長	225	上新町集会所	〃	
緑ヶ丘町内会自主防災	本部長	573	古間木山集会所	〃	
向山町内会自主防災部	会長	198	向山集会所	〃	
豊栄地区自主防災会	会長	59	豊栄地区コミュニティセンター	〃	
豊原自主防災会	会長	144	豊原農事集会所	〃	
若葉町内会自主防災部	本部長	363	古間木山集会所	〃	
苗振谷地地域自主防災会	会長	124	苗振谷地生活会館	〃	
木ノ下町内会自主防災委員会	委員長	744	木ノ下ふれあい館	〃	
新敷自主防災会	会長	77	新敷集会所	〃	
一川目自主防災会	会長	610	一川目地区生活会館	〃	
有楽町自主防災会	会長	37	有楽町集会所	〃	
木崎自主防災会	会長	173	木崎ふれあい館	〃	
本村・鍋久保自主防災会	会長	213	本村地区コミュニティセンター伝承館	〃	

団体名	代表者	会員数	所在地	連絡方法	備考
間木地区自主防災会	会長	224	間木地区コミュニティセンター	〃	
木内々自主防災会	会長	296	木内々コミュニティセンター	〃	
二川目町内会自主防災会	会長	484	二川目地区生活会館	〃	
下前田自主防災会	会長	99	本町地区北コミュニティセンター	〃	
洗平自主防災会	会長	98	洗平地区農事構造改善センター	〃	
阿光坊自主防災会	会長	186	阿光坊地区農事集会所	〃	
下前田自主防災会	会長	99	本町地区北コミュニティセンター	〃	
三本木自主防災会	会長	146	三本木ふれあい館	〃	
藤ヶ森自主防災会	会長	389	藤ヶ森地区生活会館	〃	
堀切川自主防災会	会長	80	堀切川地区コミュニティセンター	〃	
秋堂自主防災会	会長	13	秋堂地区コミュニティセンター	〃	
川口自主防災会	会長	22	川口地区コミュニティセンター	〃	
本町六丁目自主防災会	会長	32	本町北コミュニティセンター	〃	
鶉久保自主防災会	会長	299	鶉久保地区農業構造改善センター	〃	
明神下自主防災会	会長	63	明神下コミュニティ防災センター	〃	
青葉自主防災会	会長	55	北公民館	〃	
赤十字奉仕団	委員長	254	役場分庁舎（介護福祉課内）	〃 56-2111	
連合婦人会	会長	100	役場分庁舎 （社会教育・体育課内）	〃 56-2111	
おいらせ町災害ボランティア連絡会	会長	25	いきいき館 （社会福祉協議会内）	〃 52-7066	

## 資料 18 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等

## 1 弁当、パン、うどん・麺類等製造所等

製造所名	所在地	電話番号	製造品・製造能力	備考
(株)オリワンオリワンフーズ	松原二丁目132-49	50-1511	弁当 3,000個	
鈴木商店	馳下り9	56-2001	おにぎり 300食	
(有)月見	染屋116-1	56-2757	おにぎり 300食	

## 2 インスタント食品等調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能物品	備考
モンターニュ	上前田117-2	0178 52-2663	パン、焼き菓子	
イオン下田店	中野平40-1	0178 50-3000	カップラーメン、インスタントラーメン、カンパン、缶詰	
川口商店	一川目二丁目73-1688	0178 52-3159	うどん、食塩	
業務スーパー下田店 （三和物産）	住吉四丁目50-33	0176 53-1130	カップラーメン、インスタントラーメン	
鈴木商店	馳下り9	0178 56-2001	カップラーメン、インスタントラーメン、うどん、そば、食塩、醤油	
関野酒店	下明堂30-5	0178 52-2303	食塩	
西館こうじ屋	下明堂5-1	0178 52-2205	味噌	
馬場酒店	後田34-1	0178 52-2762	パン、カップラーメン、インスタントラーメン、食塩	

調達先	所在地	電話番号	調達可能物品	備考
ユニーハヤシ	下明堂13-1	0178 52-3148	食塩、醤油、味噌	
(株)ユニバース	上明堂46	0178 52-3737	パン、カップラーメン、インスタントラーメン、うどん、そば、食塩、醤油、味噌、クラッカー	
青森県民生活協同組合 おいらせ店	牛込平73-1	0178 80- 7488	パン、カップラーメン、インスタントラーメン、うどん、そば、食塩、醤油、味噌、クラッカー	
マエダストア おいら せ店	緑ヶ丘1丁目50-2	0176 53- 4333	パン、カップラーメン、インスタントラーメン、うどん、そば、食塩、醤油、味噌、クラッカー	

### 3 調達、救援食料の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域	備考
東公民館	上明堂88-2	町 長	0178 52-2061	鉄骨	百石小学校区	
甲洋小学校	一川目四丁目6-10	町 長	0178 52-3464	鉄筋コンクリート	甲洋小学校区	
下田小学校	館越38	町 長	0178 56-2250	鉄筋コンクリート	下田小学校区	
中央公民館	中下田159	町 長	0178 56-2251	鉄筋コンクリート	木内々小学校区	
北公民館	青葉二丁目50-1395	町 長	0176 57-0033	鉄骨	木ノ下小学校区	
防災資機材等 備蓄倉庫	山崎2587-1	町 長	0178 56-2131	鉄骨	町内全域	

### 資料 19 救援食料の配分担当の構成

集積場所	責任者	協力員
東公民館	福祉班員	班員は婦人会、町内会等をもってあてる
甲洋小学校		
下田小学校		
中央公民館		
北公民館		

### 資料 20 給水資機材の調達等

#### 1 八戸圏域水道企業団所有の給水資機材

種類 所有者等	給水トラック		給水タンク		緊急貯水槽		携行缶			給水袋		
	台	全容積	台	全容積	基	全容積	個	種別	全容積	枚	種別	全容積
八戸圏域 水道企業団	4	10.4 m <sup>3</sup> 2 m <sup>3</sup> ×2 3.2 m <sup>3</sup> × 2	40	40 m <sup>3</sup> 1 m <sup>3</sup> ×40	2	100 m <sup>3</sup> 甲洋小学校 50 m <sup>3</sup> 木ノ下小学校 50 m <sup>3</sup>	840 780	100 200	8.4 m <sup>3</sup> 15.6 m <sup>3</sup>	27,000	60	162 m <sup>3</sup>

## 2 緊急貯水槽

設置場所	住所	容量 (m <sup>3</sup> )
甲洋小学校	一川目四丁目6-10	50
木ノ下小学校	青葉六丁目50-184	50

## 3 応急給水弁

設置場所	地区	倉庫の有無
境田	三本木125-1	なし
木内々小学校	染屋101-7	あり
百石小学校	牛込平20-1	あり

## 4 給水所

設置場所	住所
おいらせ町役場	中下田135-2
おいらせ町役場分庁舎	上明堂60-6
木ノ下小学校	青葉六丁目50-184
木内々小学校	染屋101-7
下田小学校	館越38
百石小学校	牛込平20-1
甲洋小学校	一川目四丁目6-10
古間木山集会所	緑ヶ丘一丁目50-1355
一川目地区生活会館	一川目二丁目65-278
二川目地区生活会館	二川目三丁目53-1

## 資料 21 建築資材の調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能物品等	備考
(株)カナモト百石出張所	松原二丁目132-2	0178 52-7211	ユニットハウス、仮設トイレ	
(有)遠藤板金工業	木崎3-2	0178 56-3137	カラートタン、トタン	
(有)鈴木電業社	一川目四丁目127-56	0178 52-7861	電光用ドラム、投光器	
堤畳工店	瓢164-15	0178 56-4048	新畳、古畳	
天成建設	西前川原27-5	0178 56-4997	単管	
袴田興業	明土39-7	0178 56-2526	単管、パネコート	
(有)華コーポレーション	木崎158	0178 56-5051	角材、タルキ等	
(有)山内製材所	中平下長根山1-824	0178 56-2746	丸太、角材、板材	
(有)リミックス	浜道178-5	0178 56-5589	仮設トイレ、仮設資材	

## 資料22 建設業者一覧

建設業者名	電話番号	技術者等人員数	備考
(株) 柏崎組	0178-50-6511	36	
(株) 三村興業社	0178-52-5751	29	
(株) カネヒロ	0178-50-6808	17	
(株) 種市建業	0178-52-7750	9	
(有) 山崎土建	0178-56-2815	7	
川口建設(株)	0178-52-3368	11	
(有) 新幸建設	0178-52-4448	7	
(有) 北都工業	0178-56-5033	5	
下道建設(株)	0178-56-3033	3	
(有) 新組工業	0178-50-6333	4	
(有) 拓栄興業	0178-56-2605	2	
(有) コーヨー建設	0178-53-2718	3	
(有) 天成建設	0178-56-4997	2	
(有) 西館組	0178-52-2072	1	
(有) 三浦産業	0178-56-5069	1	
(有) 柏崎住建	0178-52-3624	2	
不二興管工業(株)	0178-56-3231	9	
(有) 松村工務店	0178-56-2586	1	
(有) リミックス	0178-56-5589	1	
(有) 田中建築	0178-53-2367	1	
堤工務店	0178-56-2102	1	
(有) 川吉建設	0178-52-4457	1	
(有) 華コーポレーション	0178-56-5051	1	
(有) 成田総業	0178-56-2257	2	
合計		156	

## 資料23 埋火葬及び埋蔵予定場所

## 1 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力(体)	使用燃料	備考
十和田地域広域斎苑	十和田市大字三本木字野崎24-53	十和田地域広域事務組合管理者	0176-23-3876	最大6 (災害時8)	灯油	
三沢市営火葬場	三沢市大字三沢字上屋敷51-1	三沢市長	0176-54-2216	最大6	灯油	
八戸市斎場	八戸市大字十日市字姥岩4	八戸市長	0178-96-1029	最大12	灯油	

## 2 埋葬及び埋蔵予定場所

名称	所在地	管理者	電話番号	備考
おいらせ町営霊園	木ノ下東3815	町長	56-2246(町民課)	

## 資料 24 障害物の集積場所

集積地	所在地	電話番号	収容能力	管理者	備考
十和田最終処分場	十和田市大字切田字西大沼平1-323	0176 28-2654	埋立容量 368,000m <sup>3</sup>	十和田地域広域事務組合管理者	
十和田地域広域事務組合	十和田市大字伝法寺字大窪60-3	0176 28-2654	150 t / 日	十和田地域広域事務組合管理者	

## 資料 25 障害物の除去に要する機械、器具等の現有状況

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の数量等					
			クレーン車	ショベルローダー	グレーダー	ブルドーザー	フォークリフト	その他
(株)カナモト百石出張所	松原二丁目132-2	0178 52-7211	5台 5人	3台 3人	1台 1人	3台 3人	1台 1人	
松村工務店	高田93-3	0178 56-2586		2台 1人			1台 1人	
(有)遠藤板金工業	木崎3-12	0178 56-3137					1台 1人	
(株)柏崎組	立蛇71	0178 50-6511	2台 2人	1台 1人	2台 2人		1台 1人	
(有)柏崎住建	東下川原88-2	0178 56-3624						バックホー 1台 1人
(有)風三重機運輸	向山南3041-7	0178 56-4454						パワーショベル 2台 ユニック 4台
川口建設(株)	下明堂97	0178 52-3368		2台 2人				
(有)川吉建設	後田44	0178 52-4457	1台 2人				1台 1人	
(有)コーヨー建設	二川目一丁目6-49	0178 53-2718	1台 1人	1台 1人				
(有)坂本興業	住吉一丁目50-269	0176 53-9526		3台 3人		1台 1人	2台 2人	
下道建設(株)	洗平39-2	0178 56-3033		1台 1人				
下田町運送(有)	神明前2-5	0178 56-4181					1台 1人	
(有)新組工業	立蛇53-2	0178 50-6333		2台 4人				
(有)新幸建設	東下谷地43-138	0178 52-4448		2台 2人				バックホー 3台 3人
鈴木商店	馳下り9	0178 56-2001	1台 1人					

資料編

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の数量等					
			クレーン車	ショベルローダー	グレーダー	ブルドーザー	フォークリフト	その他
平工務店	深沢二丁目 73-1304	0178 52-7004					1台 1人	
(有)田畑設備工業	深沢一丁目 65-293	0178 52-2898						バックホー 2台 2人
(有)拓栄興業	向山三丁目3-897	0178 56-2605	1台 1人	1台 2人			1台 1人	
田中タイル	丈の端97-2	0178 56-4064		1台 1人				バックホー 2台 2人
(株)種市建業	深沢平88	0178 52-7750		2台 2人			1台 1人	バックホー 3台 3人
塚尾工務店	二川目四丁目 73-361	0178 53-2040		1台 1人				
(有)天成建設	西前川原27-5	0178 56-4909		2台 2人				
(株)成田総合設備	向山東三丁目 2736-7	0178 56-4563	1台 1人					
(有)西館組	上明堂27-1	0178 52-2072						ユニック 1台 2人 ミニバックホー 1台 2人
日運建業(株)	松原二丁目 132-42	0178 52-3374	5台 5人				1台 1人	
袴田興業	明土39-7	0178 56-2526	1台 4人	1台 4人				バックホー 3台 4人
袴田精米所	南下田25-20	0178 56-2314					1台 1人	
(有)華コーポレーション	木崎158	0178 56-5051	2台 2人	2台 2人			3台 3人	
(有)平内貨社	一川目四丁目 22-847	0178 52-4477		1台 2人				
不二興管工業(株)	中下田107	0178 56-3231	1台 1人					バックホー 2台 2人
(有)北都工業	西前川原10	0178 56-5033		1台 1人		1台 1人		バックホー 5台 3人
(株)三村興業社	下明堂30-10	0178 52-5751		4台 8人	1台 3人			

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の数量等					その他
			クレーン車	ショベルローダー	グレーダー	ブルドーザー	フォークリフト	
(有)山崎土建	洗平23	0178 56-2815		3台 3人	1台 1人	1台 1人		ユニック 2台 2人 バックホー 5台 5人
(有)リミックス	浜道178-5	0178 56-5589		1台 2人			2台 4人	

## 資料 26 被服、寝具、その他生活必需品の調達

### 1 調達先及び調達可能数量

調達先	所在地	電話番号	調達可能品名	備考
イオン下田店	中野平40-1	0178 50-3000	寝具、毛布、外衣、肌着、哺乳瓶、紙おむつ、バスタオル、ろうそく、懐中電灯 等	
成田電気	黒坂谷地110-110	0178 20-0158	灯油	
阿光防石油	神明前128-2	0178 56-3035	ガソリン、軽油、灯油、重油	
大嶋でんき	若葉七丁目 140-1212	0176 57-2875	炊飯器、カセットコンロ 等	
岡田商店	二川目三丁目 73-114	0178 53-2503	ガソリン、軽油、灯油	
(有)小山田住設	下明堂15-6	0178 52-3062	プロパンガス	
カワヨグリーンユースホテル	向山五丁目3331	0178 56-2756	寝具、毛布	
DCMサンワ下田店	住吉四丁目50-33	0176 53-1130	カセットコンロ	
鈴木商店	馳下り9	0178 56-2001	ポリタンク、灯油、プロパンガス	
浪岡金物(有)	下明堂6-10	0178 52-3059	ポリタンク、カセットコンロ 等	
南部商工(株)	立蛇76-1	0178 56-2326	ガソリン、軽油、灯油	
袴田精米所	南下田25-20	0178 56-2314	灯油	
藤ヶ森電気	下前田102	0178 52-2808	炊飯器	
山崎電気商会	瓢47-4	0178 56-3535	炊飯器 等	
山内商店	中下田187	0178 56-3355	カセットコンロ用ガス 等	
(株)ユニバース 百石店	上明堂46	0178 52-3737	紙おむつ 等	
NPO法人コメリ災害対策センター	下前田103-1	0178 52-1250	ポリタンク、カセットコンロ 等	
マエダストア おいらせ店	緑ヶ丘一丁目50-2	0176	紙おむつ 等	

調達先	所在地	電話番号	調達可能品名	備考
		53-4333		
青森県民生活協同組合 おいらせ店	牛込平73-1	0178 80-7488	紙おむつ 等	

## 2 調達物資の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域	備考
東公民館	上明堂88-2	町 長	0178 52-2061	鉄骨	百石小学校区	
甲洋小学校	一川目四丁目6-10	町 長	0178 52-3464	鉄筋コンクリート	甲洋小学校区	
下田小学校	館越38	町 長	0178 56-2250	鉄筋コンクリート	下田小学校区	
中央公民館	中下田159	町 長	0178 56-2251	鉄筋コンクリート	木内々小学校区	
北公民館	青葉二丁目50-1395	町 長	0176 57-0033	鉄骨	木ノ下小学校区	
防災資機材等倉庫	山崎2587-1	町 長	0178 56-2131	鉄骨	町内全域	

## 資料 27 救護所の設置予定場所

設置予定施設名	所在地	収容能力(人)	施設状況	備考
北公民館	青葉二丁目50-1395	200	鉄骨平屋建	
老人福祉センター	向川原3-12	200	鉄筋コンクリート2階建	

## 資料 28 医薬品等の調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能品目	備考
イオン下田店	中野平40-1	0178 50-3000	医薬品セット 等	
浪岡金物	下明堂6-10	0178 52-3059	マスク 等	
(有) みますや	上明堂105-2	0178 52-3077	各種医薬品、マスク 等	
(株) ユニバース	上明堂46	0178 52-3737	マスク 等	
NPO法人コメリ災害 対策センター	下前田103-1	0178 52-1250	マスク 等	
マエダストア おいらせ店	緑ヶ丘一丁目50-2	0176 53-4333	マスク 等	
青森県民生活協同組合 おいらせ店	牛込平73-1	0178 80-7488	マスク 等	

資料 29 町内の医療機関

施設名	所在地	電話	診療科目	医療従事者			病床数	自家発電 施設の 有無	備考
				医師	看護師				
					うち 助産師				
おいらせ病院	上明堂1-1	0178 52-3111	内科・外科・整形 外科・小児科・皮 膚科	6	39	0	76	有	
石田温泉病院	上前田21-1	0178 52-3611	内科・神経科・呼 吸器内科・胃腸内 科・ 循環器内科・小児 科 ・リハビリテーシ ョン科・放射線科	3	11	0	60	有	
こおり耳鼻科クリ ニック	緑ヶ丘一丁 目50-2080	0176 53-3387	耳鼻咽喉科	1	2	0	0	無	
こんの医院	中野平40-1 イオンモール 下田内	0178 56-8066	内科・小児科	1	4	0	0	無	
下田診療所	向川原3-55	0178 56-3116	内科	1	3	0	0	無	
青い森こどもアレ ルギークリニック	住吉四丁目 50-2109	0176 58-7400	小児科・アレルギー 科	1	5	0	0	無	
みさわの森クリ ニック	上久保63-170	0176 58-6800	心療内科・精神科	1	2	0	0	無	

資料 30 緊急通行車両

1 緊急通行車両（赤色灯設置車両）

（令和8年4月1日時点）

所有者	No.（登録番号）	保管場所	用途
おいらせ町	八戸 830 さ 119	本庁舎	警報の発令及び伝達並びに避難指示
おいらせ町	八戸 800 す 870	本庁舎	警報の発令及び伝達並びに避難指示

2 緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況

（令和8年4月1日時点）

所有者	No.（登録番号）	保管場所	用途
おいらせ町	八戸 500 て 3706	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 こ 8441	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 480 う 1490	分庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 800 さ 6694	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 そ 6515	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 な 5074	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 す 9098	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 と 3544	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 な 5073	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 480 い 2999	木内々児童セン ター ひまわり館	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 500 ひ 8616	おいらせ病院	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 う 7700	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 う 7701	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 う 7702	おいらせ病院	被災者の救護、救助その他保護

資料編

所有者	No. (登録番号)	保管場所	用途
	八戸 500 ゆ 5095	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 580 と 1807	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 500 の 6712	本庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 000 る 282	本庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 00 る 1152	本庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 00 る 1260	本庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 000 る 1058	分庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 000 る 1063	本庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 580 せ 9008	分庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 580 せ 9010	分庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 580 せ 9009	給食センター	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 480 え 546	いちよう公園体育館	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 400 そ 4966	分庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 000 る 2115	本庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 100 さ 996	分庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 500 に 325	本庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 200 は 344	本庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 480 い 2045	分庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 300 て 6928	分庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 480 え 6354	分庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 400 せ 4057	分庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 480 え 9585	いきいき館北側車庫	緊急輸送の確保
	八戸 200 は 345	木ノ下小学校	緊急輸送の確保
	八戸 480 う 1491	本庁舎	清掃、防疫その他保健衛生用務
	八戸 580 は 4671	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 300 ん 3634	本庁舎	町長車
	八戸 300 な 6017	本庁舎	副町長車
	八戸 580 は 2678	分庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 500 ゆ 3473	本庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 900 る 310	本庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 480 こ 4858	本庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 300 ほ 4431	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 501 そ 2709	本庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 501 そ 2320	本庁舎	緊急輸送の確保
	八戸 501 そ 2710	本庁舎	被災者の救護、救助その他保護
	八戸 480 こ 7329	農村環境改善センター	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 480 こ 8554	分庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 000 る 2721	本庁舎	施設及び設備の応急の復旧
	八戸 830 さ 119	本庁舎	消防・防災用務
	八戸 800 す 870	本庁舎	消防・防災用務
	八戸 830 せ 101	百石第1分団	消防・防災用務
	八戸 880 あ 204	百石第1分団	消防・防災用務
	八戸 800 さ 2584	百石第2分団	消防・防災用務
	八戸 88 さ 2668	百石第3分団	消防・防災用務
	八戸 830 せ 4000	百石第4分団	消防・防災用務
	八戸 830 す 55	百石第5分団	消防・防災用務
	八戸 88 さ 3960	百石第6分団	消防・防災用務
	八戸 800 な 7	百石第7分団	消防・防災用務
	八戸 800 ん 8	百石第8分団	消防・防災用務

資 料 編

所有者	No. (登録番号)	保管場所	用 途
	八戸 88 さ 3392	百石第9分団	消防・防災用務
	八戸 88 さ 3272	百石第10分団	消防・防災用務
	八戸 830 す 11	下田第1分団	消防・防災用務
	八戸 800 さ 1390	下田第2分団	消防・防災用務
	八戸 800 ん 3	下田第3分団	消防・防災用務
	八戸 830 て 4	下田第4分団	消防・防災用務
	八戸 88 さ 2225	下田第5分団	消防・防災用務
	八戸 830 そ 6	下田第6分団	消防・防災用務
	八戸 800 ん 7	下田第7分団	消防・防災用務
	八戸 800 に 888	下田第8分団	消防・防災用務
	八戸 830 さ 9119	下田第9分団	消防・防災用務

資料 31 車両保有状況

1 町所有車両

所属の名称	保管先	車種等										計	
		普通 乗用 自動車	小型 乗用 自動車	普通 貨物 自動車	小型 貨物 自動車	普通 乗合 自動車	特殊 用途 自動車	大型 特殊 自動車	軽 乗用車	軽 貨物車	大型 貨物		
総務課	本庁舎車庫	2	2										4
まちづくり 防災課	本庁舎車庫		3				1						4
町民課	本庁舎車庫									1			1
税務課	本庁舎車庫		1										1
地域整備課	分庁舎車庫			1	1			8		2	1		13
	いちょう公園体育館他									2			2
町民課（分 室）	分庁舎車庫	1	1		1				1				4
産業課	分庁舎車庫								1	2			3
健康保険課	本庁舎車庫									2			2
子育て支援 課	本庁舎車庫		1							2			3
介護福祉課	本庁舎車庫		1							6			7
学務課	分庁舎車庫								1				1
	本庁舎車庫					1							1
	木ノ下小学校					1							1
社会教育・体 育課	分庁舎車庫								1	1		2	
おいらせ病 院	病院車庫		1								1		2
計		3	10	1	2	2	1	8	12	11	1		51

2 公共的団体の自動車保有状況

名称	所在地	連絡先	車種別調達可能数		備考
			バス	トラック	
十和田おいらせ農業協同 組合ももいし支店	上前田7-3	0178 52-3341	2	3	
十和田おいらせ農業協同 組合下田支店	馳下り55	0178 56-3311	1	1	

3 運送業者等営業用の自動車保有状況

名称	所在地	連絡先	車種別調達可能数		備考
			バス	トラック	
(有)風三重機運送	向山南3041-74	0178 56-4454		9	
下田町運送（有）	神明前2-5	0178 56-4181		3	
(有) 新月運送	松原二丁目132-54	0178 52-3792		3	
寺下運輸倉庫（株）	木ノ下西797-2	0178 56-4611	5	3	
(有)平内貨社	一川目四丁目22-847	0178 50-3000	1	2	

## 資料 32 日赤奉仕団、隣保互助、NPO・ボランティア等の現況

団体名	代表責任者	住所又は連絡先	電話番号	団体員数	備考
おいらせ町赤十字奉仕団	委員長	上明堂60-6 (介護福祉課)	0178 56-2111	254名	
おいらせ町連合婦人会	会長	上明堂60-6 (社会教育・体育課)	0178 56-2111	100名	
おいらせ町連合町内会	会長	中下田135-2 (まちづくり防災課)	0178 56-2111	6,938世帯	
おいらせ町民生委員児童委員協議会	会長	上明堂60-6 (介護福祉課)	0178 56-2111	55名	
おいらせ町災害ボランティア連絡会	会長	下前田 158-1 (社会福祉協議会)	0178 52-7066	25名	

## 資料 33 労務者の宿泊施設予定場所

名称	所在地	連絡先	施設概況	収容可能人員	備考
カワヨグリーンユースホテル	向山五丁目 3331	0178 56-2756	ユースホテル 他	26	
旅館さくら	上明堂86-1	0178 52-8739	和室	30	
高橋旅館	上明堂9	0178 52-2524	和室	16	
(有)月見	染屋116-1	0178 56-2757	和室	60	

## 資料 34 防疫用薬剤の調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能品名
十和田おいらせ農業協同組合下田支店	馳下り55	56-3311	消石灰等
NPO法人コメリ災害対策センター	下前田103-1	52-1250	消石灰等

## 資料 35 ごみ及びし尿の清掃

## 1 ごみ処理班

班名	責任者	班員	機械器具等	地域分担	処理場	備考
ごみ処理班	町民課長	3名	ダンプ・トラック・ごみ収集車	町内全域	十和田地域広域事務組合	

## 2 し尿処理班

班名	責任者	班員	機械器具等	地域分担	処理場	備考
し尿処理班	町民課長	3名	し尿収集車	町内全域	十和田地域広域事務組合	

## 3 ごみ及びし尿の処理施設

施設名	管理者	処理能力	処理方法	備考
十和田地域広域事務組合 (十和田ごみ焼却施設)	十和田地域広域事務組合管理者	150t/日	連続燃焼式焼却	
十和田地域広域事務組合 (十和田最終処分場)	十和田地域広域事務組合管理者	埋立容量 368,000m <sup>3</sup>	サンドイッチ方式 セル方式	

施設名	管理者	処理能力	処理方法	備考
十和田地域広域事務組合 (五戸第2最終処分場)	十和田地域広域 事務組合管理者	埋立容量 61,800m <sup>3</sup>	サンドイッチ方式	
十和田地域広域事務組合 (し尿等前処理施設)	十和田地域広域 事務組合	91kl/日	前処理無希釈下水道 投入方式	

#### 4 清掃資機材の調達先

名称	責任者	所在地	絡先 電話番号	機 械 器 具 等				備 考
				ごみ収集 運搬車	汲取 り車	作業用 品	その他	
(有)田畑清掃社	代表取締役	東下川原23-3	0178 52-2592	4				
(有)華コーポレ ーション	代表取締役	木崎158	0178 56-5051	10				

### 資料 36 文教関係

#### 1 各学校の代替予定施設

(令和8年1月1日時点)

学 校 名	児童生徒数 (人)	予定施設及び場所	受入れ能力(人)	備 考
百石小学校	293	いちょう公園体育館 東公民館	860 290	
甲洋小学校	104	一川目地区生活会館 二川目地区生活会館	50 130	
下田小学校	92	本村地区コミュニティセン ター伝承館	110	
木内々小学校	222	中央公民館 老人福祉センター 木内々児童センター	360 340 130	
木ノ下小学校	650	北公民館 北部児童センター	200 350	
百石中学校	178	みなくる館 いちょう公園交流館	850 270	
下田中学校	182	町民交流センター	1,050	
木ノ下中学校	321	古間木山集会所 木ノ下ふれあい館	100 100	

#### 2 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達先

調 達 先	所 在 地	電話番号	調達可能品目
小岩商店	上明堂86-12	0178 52-3073	ノート、鉛筆、消しゴム、定規 等
文具のみうら	一川目四丁目6-18	0178 52-4687	ノート、鉛筆、消しゴム、定規 等
市川屋	上明堂93-2	0178 52-2345	運動靴、学校制服等

## 3 学校施設の状況

(令和8年1月1日時点)

学校名	所在地	教室数	応急教室数(特別教室等)	教員数		屋内体育施設面積	応急の教育時収容可能人員数	備考
				男	女			
百石小学校	牛込平20-1	13	9	5	15	1,092㎡	660	指定避難所
甲洋小学校	一川目四丁目6-10	8	11	4	9	853㎡	520	指定避難所
下田小学校	館越38-1	7	6	5	7	709㎡	430	指定避難所
木内々小学校	染屋101-7	12	7	6	14	833㎡	500	指定避難所
木ノ下小学校	青葉六丁目50-184	24	12	13	23	2,254㎡	1,370	指定避難所
百石中学校	東下谷地116	8	18	7	11	1,510㎡	520	指定避難所
下田中学校	立蛇114-3	8	14	10	12	1,511㎡	920	指定避難所
木ノ下中学校	上久保22-2	12	9	16	11	1,528㎡	500	指定避難所

## 4 学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時収容可能人員数	備考
中央公民館	中下田159	鉄筋コンクリート二階建	650	指定避難所・物資集積所
東公民館	上明堂88-2	鉄骨二階建	410	
北公民館	青葉二丁目50-1395	鉄骨平屋建	360	
みなくる館	下前田158-1	鉄筋コンクリート平屋建	850	
町民交流センター	中下田125-2	鉄骨、鉄筋コンクリート一部二階建	1,900	
いちょう公園交流館	沼端14-165	鉄筋コンクリート平建	300	
いちょう公園体育館	沼端14-161	鉄筋コンクリート一部二階建	1,000	

## 資料37 協定の締結状況

	協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
(1)	災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	平成30年12月6日	青森県内全市町村	災害時の相互応援
(2)	大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定	平成19年6月27日	八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏及び二戸地区広域市町村圏を構成する市町村	大規模災害時の相互応援
(3)	おいらせ町災害時における福祉避難所の確保に関する協定書	平成24年3月21日	町内社会福祉法人(4法人)、医療法人(2法人)、NPO法人(1法人)	要配慮者の避難受入れ
(4)	福祉避難所の確保に関する協定の一部を変更する協定書	平成25年3月29日	町内社会福祉法人(2法人)、NPO法人(1法人)	八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村の要配慮者の受入れ

資料編

	協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
(5)	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	平成 24 年 3 月 21 日	社会福祉法人 おいらせ町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営
(6)	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 25 年 3 月 25 日	町内建設業者 (21 社)	災害時の障害物除去、雨水排水作業、応急復旧作業
(7)	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	平成 18 年 7 月 11 日	イオンモール (株) 及びイオン (株)	災害時の避難場所及び物資の提供
(8)	災害時における支援協力に関する協定書	平成 20 年 2 月 27 日	(株) ユニバース	災害時の避難場所及び物資の提供
(9)	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書	平成 24 年 10 月 1 日	青森県石油商業協同組合 八戸支部、十和田おいらせ農業協同組合	災害時の石油燃料の優先供給
(10)	青森県水道災害相互応援協定	昭和 44 年 4 月 1 日	青森県内の市町村及び水道事業の一部事務組合	水道災害相互応援
(11)	災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 3 月 6 日	国土交通省 東北地方整備局	災害時の情報交換
(12)	災害時の協力に関する協定	令和 2 年 7 月 28 日	東北電力ネットワーク (株) 三沢電力センター	大規模停電時の迅速・円滑な復旧
(13)	災害復旧時の協力に関する協定書	平成 23 年 4 月 1 日	N T T 東日本 (株) 青森支店	災害時の通信設備復旧に関する相互応援
(14)	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書	平成 24 年 3 月 21 日	(株) N T T ドコモ 東北支社八戸支店	災害時の通信設備復旧に関する相互応援
(15)	青森県消防相互応援協定	平成 5 年 2 月 28 日	青森県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合	消防相互応援
(16)	八戸地域広域市町村圏消防相互応援協定書	昭和 48 年 7 月 17 日	八戸市、おいらせ町、五戸町、南部町、三戸町、田子町、階上町、新郷村	消防相互応援
(17)	消防相互応援に関する協定書	平成 3 年 5 月 21 日	八戸地域広域市町村圏事務組合、三沢市	消防相互応援
(18)	消防相互応援協定	昭和 35 年 6 月 21 日	三沢市	消防相互応援
(19)	消防相互応援協定	昭和 35 年 6 月 14 日	六戸町	消防相互応援
(20)	在日米軍三沢空軍基地第 35 戦闘航空団と日本国青森県八戸地域広域市町村圏事務組合との消防相互応援協定	平成 4 年 2 月 27 日	八戸地域広域市町村圏事務組合、米空軍	
(21)	三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定	平成 3 年 10 月 25 日	三沢飛行場周辺の関係機関等	
(22)	八戸飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定	平成 2 年 4 月 6 日	八戸飛行場周辺の関係機関等	
(23)	青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムに関する協定書	平成 22 年 11 月 18 日	青森県	災害時においても通信可能なシステム整備
(24)	安全・安心情報システムの構築に関する協定書	平成 22 年 11 月 30 日	八戸市	災害情報のメール配信システム整備
(25)	災害時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	平成 26 年 2 月 26 日	ヴィクトリアネクススカーパニータケダスポーツ 下田店	大津波警報発表時等に緊急避難先として施設を使用

資料編

	協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
(26)	災害時における液化石油及び応急対策資機材の調達に関する協定書	平成 27 年 11 月 2 日	一般社団法人青森県エルピーガス協会	災害時における液化ガス及び応急対策用資機材の提供
(27)	災害時における支援協力に関する協定	平成 28 年 1 月 26 日	日本郵便株式会社（八戸郵便局、百石郵便局、下田郵便局、二川目郵便局）	災害時における郵便等支援及び緊急車両等提供支援
(28)	災害時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	平成 29 年 9 月 11 日	青森県立百石高等学校	大津波警報発表時等に緊急避難先として施設を使用
(29)	災害時における飲料の供給に関する協定書	平成 31 年 1 月 30 日	みちのくコココーラボトリング株式会社	災害時の飲料水提供
(30)	災害時における物資支援協力に関する協定書	平成 31 年 1 月 30 日	(株)マエダ	災害時の物資提供
(31)	災害時における物資支援協力に関する協定	平成 31 年 2 月 25 日	青森県民生活協同組合	災害時の物資提供
(32)	災害時における物資支援協力に関する協定	平成 31 年 2 月 27 日	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時の物資提供
(33)	災害時における人員及び物資輸送協力に関する協定	令和元年 6 月 25 日	株式会社寺下運輸倉庫	災害時の人員及び物資の輸送
(34)	災害時における救援作業に関する協定	令和元年 12 月 19 日	株式会社東洋食品	災害時の炊き出し補助、衛生対策補助
(35)	災害に係る情報発信等に関する協定	令和 2 年 5 月 26 日	ヤフー株式会社	災害時の情報発信等
(36)	大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定	令和 2 年 8 月 17 日	青森県	災害時の広域防災拠点
(37)	地域防災パートナーシップ協定書	令和 2 年 11 月 30 日	青森放送株式会社	平時からの防災協力等
(38)	東北地方津波防災支援システムの活用に関する協定書	令和 2 年 12 月 23 日	国土交通省東北地方整備局	津波観測情報の提供
(39)	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	令和 3 年 3 月 31 日	聖福寺	災害発生時等に緊急避難場所として施設を使用
(40)	災害時における支援協力に関する協定書	令和 5 年 6 月 2 日	日本フードパッカー株式会社青森営業所	保有物資と避難所の提供
(41)	災害時における避難所施設としての使用に関する協定書	令和 7 年 12 月 19 日	一川目町内会 二川目町内会 藤ヶ森町内会 洋光台町内会 明神下町内会 川口町内会 堀切川町内会 豊栄町内会 深沢町内会 本村町内会 洗平町内会 鶉久保町内会 阿光坊町内会 木ノ下町内会 横道町内会 根岸町内会 六丁目町内会	災害発生時に、コミュニティ施設を避難所として使用

	協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
			七軒町町内会 肴町町内会	

## (1) 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に当該数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費

ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 災害時に必要な物資の備蓄

(2) 定期的な訓練の実施

(3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。

2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

平成30年12月6日 知事と県内40市町村長の署名・印（略）

## (2) 大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏及び二戸地区広域市町村圏を構成する市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続きその他災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

第2条 各広域市町村圏の応援地区を別表のとおり定め、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援に応じるものとする。

2 前項の応援地区には、それぞれ別表に定める応援調整市及び代理応援調整町を置き、被災市町村は、その属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整町へ応援を要請するものとする、

3 応援調整市又は代理応援調整町が行う応援調整は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村との連絡及び情報提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整
- (3) 他の応援調整市への応援要請
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第3条 被災市町村が要請できる応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、応援調整市(第2条第2項ただし書に該当する場合は、代理応援調整町。以下この条、第5条及び第6条において同じ。)に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話連絡等により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には、直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。

(他地区への応援要請)

第5条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあつては、応援調整市は、他の応援地区に応援を要請するものとする。

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡がとれないとき又は要請を待つ暇がないと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の規定により応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 機械器具等の燃料費（補給燃料に係る経費を除く。）及び小規模破損の修理費

イ 応援人員が応急業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ウ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費

エ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村が前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第8条 本協定の運営に関する事務局は、八戸市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 応援調整市は、毎年度4月末日までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により、事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめた上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。

(訓練の実施)

第10条 市町村は、協定に基づく相互援助が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(その他の防災協定等との関係)

第11条 この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を16通作成し、関係市町村がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成19年6月27日

記名・押印 [略]

別表（第2条関係）

応援地区名	応援地区に属する市町村	応援調整市	代理応援調整町
八戸	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	八戸市	おいらせ町
久慈	久慈市、洋野町、野田村、普代村	久慈市	洋野町
二戸	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	二戸市	一戸町

### (3) おいらせ町災害時における福祉避難所の確保に関する協定書

おいらせ町（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、おいらせ町内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、要援護者を福祉避難所に受け入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は別表のとおりとする。

（要援護者の受入等）

第3条 甲は、要援護者があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請あったときは、当該要援護者の受け入れの可否を速やかに判断し、受け入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の判断をするに当たり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、要援護者の受け入れに当たり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するよう努めるものとする。

5 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を乙の判断により別表に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第1項の要請により受け入れられたものとみなす。

(受入期間)

第4条 前条第1項の要請に基づく要援護者の受け入れ期間は、受け入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内で延長することができるものとし、更に受け入れ期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(物資の提供等)

第5条 乙は、受け入れ要援護者及びその介護者に対し、必要な食料、被服、寝具、その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 受け入れた要援護者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行することができないと認められるとき。
- (2) 乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間の1ヶ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行なわない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

2 乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の設立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月21日

記名・押印 [略]

#### (4) 福祉避難所の確保に関する協定の一部を変更する協定書

おいらせ町（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲乙間で平成24年3月21日付け締結した福祉避難所の確保に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定中第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（定住自立圏構成町村からの受入要請への対応等）

第11条 乙は、定住自立圏構成市町村（八戸市並びに同市が行った中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）に賛同し、同市との間でそれぞれ「定住自立圏の形成に関する協定」を締結した、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町及び新郷村をいう。以下同じ。）の区域内で災害が発生した場合において、当該定住自立圏構成町村から当該定住自立圏構成町村の指定避難所での生活に支障があると認められる者の受入れを要請されたときは、前各条の規定の例により、当該者の受入等を行うものとする。

第2条 この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月29日

記名・押印 [略]

#### (5) 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

おいらせ町（以下「甲」という。）と社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合、おいらせ町内におけるボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するため、おいらせ町ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 乙は、甲からの要請により、センターを設置する。

2 前項の要請は、設置期間及び設置場所を明記して、文書により行う。ただし、緊急の必要がある場合には、口頭、電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理する。

3 乙は、センターを設置したときは、文書により甲に報告する。ただし、緊急の必要がある場合には、口頭、電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理する。

4 前2項の規定は、センターの設置期間及び設置場所を変更する場合並びにセンターを閉鎖する場合に準用する。

(設置場所)

第3条 センターの設置場所は、原則としておいらせ町いきいき館（以下「いきいき館」という。）とする。ただし、災害等の被害によりいきいき館に設置することができない場合は、甲がこれに代わる施設を確保する。

2 乙が著しい被害を受けた地域にセンターの機能を分担する現地ボランティアセンターを設置する必要があると認めるときは、甲は乙の要請により設置に必要な施設を確保する。

(センターの運営)

第4条 センターの運営は、乙が行い、甲はセンターの運営に必要な支援を行う。

2 乙は、センターを円滑に運営するため、乙が必要と認める団体及び個人へ協力を要請することができる。

3 乙は、センターにおいてボランティアの受入れ及び派遣並びに被災者ニーズの把握等が円滑に行われるよう、平常時から運営マニュアル等を整備するものとし、甲は乙に対して必要な支援を行う。

(態勢整備)

第5条 乙は、災害時に円滑なボランティア活動が行われるよう、平常時から次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターに対する研修、講習及び、甲の実施する防災訓練への参加を通じた人材育成

(2) センターの運営に協力する団体及び災害時にボランティア活動を行う団体間のネットワークの構築

(資機材等の確保)

第6条 センターの設置及び運営並びに災害時におけるボランティア活動に関し必要な資機材等は、甲乙協力して確保する。

(費用負担)

第7条 センターの設置及び運営並びに災害時におけるボランティア活動に関し必要な費用負担は、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月21日

記名・押印 [略]

## (6) 災害時における応急対策業務に関する協定書

おいらせ町（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、おいらせ町内で地震、津波、風水害及び予期できない災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共施設等の機能の確保及び回復並びにおいらせ町内の被害の拡大防止のために、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（連絡責任者等及び資機材の報告）

第2条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行なわれるよう、予め甲に次の事項を書面により報告するものとする。

- (1) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) 災害対策用資機材等の備蓄及び保有状況
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

（対象業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 障害物除去作業
- (2) 雨水排水作業
- (3) 応急復旧作業
- (4) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（支援の要請）

第4条 甲は、災害が発生した場合において、業務を実施する必要があると認められたときは、乙に対して、前条に定める業務を文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲から、前条の規定により業務の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の有する災害対策用資機材等及び労力をもって業務の支援を行なうものとする。

（情報の提供）

第6条 乙は、諸活動中に知り得た災害による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

（業務完了報告）

第7条 乙は、前条の規定に基づき業務を行なった場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に従事した人員数、災害対策用資機材等の種類、台数等の内訳
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務期間
- (4) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 業務に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害時における甲の積算基準に基づき、甲が別に定めた基準によるものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は、第4条により乙に出動を要請したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。

(費用の請求)

第10条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を前条の規定により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第9条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または災害対策用資機材等に損害が生じたときの費用の負担については、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第13条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行なうものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合、さらに1年間継続するものとし、以降この例による。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月25日

記名・押印〔略〕

## (7) 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

おいらせ町（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン下田ショッピングセンター（以下「乙」という。）及びイオンリテール株式会社イオン下田店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、おいらせ町で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の店舗において、被災者に対し、敷地、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙及び丙の店舗について、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- (3) 丙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等の救援を可能な範囲で供給すること。
- (4) 乙の店舗敷地において、食糧・生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

(支援の要請手続き)

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文章をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文章を提出するものとする。

(連絡責任)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においらせ町まちづくり防災課長、乙においてはイオンモール株式会社イオン下田ショッピングセンター管理課長、丙においてはイオン株式会社イオン下田店店長とする。

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項第3号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した経費は、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、平成18年7月11日から平成19年7月10日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙、及び丙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

平成18年7月11日

記名・押印〔略〕

## (8) 災害時における支援協力に関する協定書

おいらせ町（以下「甲」という。）と株式会社ユニバース（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、おいらせ町で地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う支援協力の要請の手続き等について定め、もって、災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は甲から前条の要請を受けたときは、乙の設置する災害用備蓄倉庫、店舗及びその他において保有し、又は調達可能な物資について速やかに対応するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げる物資のうち、乙が保有し、又は調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が物資の供給を受けようとするときは、納品要請書（別記第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に納品要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は、職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに納品確認書（別記第2号様式）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙は店舗が立地する地域に対する社会貢献上、自らの負担によることが適切であると判断した場合は、無償により供給する。

（物資等の価格）

第8条 前条に規定する物資の対価及び運搬に要した費用は、災害が発生する直前における適正な価格により算定するものとする。

（代金の支払い）

第9条 甲は、乙から第7条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払い方法について定めるものとする。

（避難場所の提供）

第 10 条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

(協定の期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙競技して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 2 月 27 日

記名・押印〔略〕

## (9) 災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書

おいらせ町（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、災害時における石油燃料の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して石油燃料の優先供給を要請する際の手続等について定め、もって災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

(優先供給の要請)

第 2 条 甲は、災害時において石油燃料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し石油燃料の優先供給を要請できるものとする。

(優先供給の実施)

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し石油燃料の優先供給を実施するものとする。

(石油燃料の種類)

第 4 条 甲が乙に優先供給を要請する石油燃料は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する石油燃料であって乙が供給可能なもの

(要請の方法)

第5条 甲は、石油燃料の優先供給を受けようとするときは、石油燃料優先供給要請書（別記様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に対して、口頭による要請を行い、事後に石油燃料優先供給要請書を提出するものとする。

（石油燃料の引渡し）

第6条 石油燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとする。この場合において、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、当該甲の職員は、納品書を確認の上、これを受け取るものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が優先供給をした石油燃料の対価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（代金の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議の上、支払方法について定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第9条 甲及び乙は、災害時における情報伝達を円滑に行うことができるよう連絡体制を整備するものとする。

（備蓄）

第10条 乙は、災害に備え、可能な限り石油燃料を備蓄しておくよう努めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月1日

記名・押印〔略〕

## (10) 青森県水道災害相互応援協定

（相互応援）

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保を図るための必要な措置を講じるため相互に応援するものとする。

（水道災害救援本部）

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県環境保健部生活衛生課内に置く。ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

- (1) 青森県環境保健部生活衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長に命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生 の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出勤人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。

ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当たっては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

（事務局）

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置き、青森県環境保健部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。

3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

（この協定の定めるもののほか必要な事項）

第9条 この協定の定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

昭和44年4月1日

記名・押印〔略〕

## (11) 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、おいらせ町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 おいらせ町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 おいらせ町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年3月6日

記名・押印〔略〕

## (12) 災害時の協力に関する協定

おいらせ町（以下「甲」と言う。）と東北電力ネットワーク株式会社三沢電力センター（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（市町村災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがある場合、乙は甲との連携のうえ、必要に応じ、甲へ乙の社員をリエゾンとして派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

2 甲の所有する施設とは、以下のとおりとする。

(施設名称)

(所在地)

(1) 下田公園多目的グラウンド(駐車場) おいらせ町西後谷地31-1

(2) いちょう公園多目的グラウンド(駐車場) おいらせ町堤田160

3 乙は、対象施設の使用許可申請をする場合は、電話等により申請し事後に必要な書類等を提出するものとする。また、特別に事情がない限りこれを許可するものとし、事後に使用許可書を交付するものとする。

4 乙は、対象施設の使用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の使用料を負担し甲に支払うものとし、その金額については甲の請求に基づき、甲、乙双方誠意を持って協議するものとする。

また、対象施設を使用した後に、敷地整備などが必要と認められた場合には、乙の責任において現状復帰することとする。

5 乙は、対象施設を使用中に同施設を破損した場合には、速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償するものとする。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免除される。

(災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定の廃止)

第7条 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定(平成22年4月1日)は、廃止する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2021年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに甲、又は、乙から相手方に対して書面により更新終了の意思が表示されないときは、この協定期間は更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年7月28日

記名・押印略

### (13) 災害復旧時の協力に関する協定書

おいらせ町(以下「甲」という。)とT電話株式会社青森支店(以下「乙」という。 )は、青森県地域防災計画並びにおいらせ町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的) T

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生(以下「災害等発生」という)に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

(災害情報の提供)

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

(災害対策本部等への社員の派遣)

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員(以下「連絡員」という。)を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(通信設備の復旧)

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等(以下「資材置場等」という。)の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から 1 年間継続とする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 1 日

記名・押印〔略〕

## (14) 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

おいらせ町（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社八戸支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びにおいらせ町地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害（以下「災害等」という。）の発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第 2 条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第 3 条 大規模な災害等が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第 4 条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下「ドコモグループ」という。）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条  なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条  災害等の発生時において、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条  乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2  前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

（損害賠償）

第8条  乙を含むドコモグループが、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

（災害訓練時の協力）

第9条  乙を含むドコモグループが災害等の発生時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2  前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

（連絡責任者）

第10条  本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2  連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第11条  本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第12条  本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

平成24年3月21日

記名・押印〔略〕

## (15) 青森県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

- (1) 青森地域ブロック

青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、  
下北地域広域行政事務組合消防本部管内

- (2) 弘前地域ブロック

弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、  
つがる市消防本部管内、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内

- (3) 八戸地域ブロック

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部管内、  
三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

- (1) 代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

- (2) 代表消防機関代行

- ア 弘前地区消防事務組合消防本部
- イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
- (3) 地域ブロック代表消防機関
  - ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部
  - イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部
  - ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町村等に対する応援要請

2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。

4 前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。

3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。

4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。

5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第 10 条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第 11 条 応援出動した応援隊は、法第 47 条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第 12 条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第 13 条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第 14 条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

ア 現地における車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食糧費

ウ 化学消火薬剤等の資機材費

エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等

ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）

イ 車両及び機械器具の修理費

ウ 旅費及び出動手当等の人件費

エ 公務災害補償に要する経費

オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前 2 号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第 15 条 この協定は、市町村等の長が、法第 39 条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第 16 条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第 17 条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第 18 条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第 19 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書 49 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 2 月 28 日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成 28 年 2 月 29 日付けをもって廃止する。

記名・押印〔略〕

## (16) 八戸地域広域市町村圏消防相互応援協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「組織法」という。）第 21 条の規定に基づき、第 2 条に規定する各市町村に災害が発生した場合の消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(区域)

第 2 条 この協定の実施区域は、八戸市、百石町、下田町、五戸町、名川町、南部町、三戸町、田子町、福地村、南郷村、階上村、倉石村及び新郷村（以下「関係市町村」という。）とする。

(応援の種別)

第3条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町村に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 関係市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請に基づいて出動する応援、並びに組織法第15条第3項の規定に基づく八戸地域広域市町村圏事務組合消防長（以下「消防長」という。）の命令によって出動する応援

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生地市町村長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村長に対して行なうものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町村長は、当該市町村区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市町村長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町村長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町村長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第6条 消防長及び受援市町村消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 組織法第24条の4に基づく受援市町村長の応援隊指揮の権限は、これを消防長又は受援市町村消防団長に行なわせる。

- 2 応援隊の指揮は、応援隊の長に行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(費用の負担)

第8条 応援に要した経費については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の破損の修理、消防団員の手当等に関する費用は応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員の死傷による災害補償は、応援側の責任において行なうものとする。
- (3) 応援隊員の給食、燃料の補給については受援市町村において行なうものとする。
- (4) 前各号のほかの経費については、当事者間において協議のうえ決定する。

(委任)

第9条 この協定の定めるもののほか必要な事項は消防長及び関係市町村の消防団長が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、昭和48年8月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書 13 通を作成し関係市町村長が記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和 48 年 7 月 17 日

記名・押印〔略〕

## (17) 消防相互応援に関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）と三沢市（以下「乙」という。）のそれぞれの行政区域内で発生した火災、救急及びその他の災害（以下「災害」という。）に対しての消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援の種別)

第 2 条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

### 1 普通応援

甲乙それぞれが接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の長の要請をまたずに出場する応援

### 2 特別応援

甲乙は乙の区域内に災害が発生した場合に、発生地の長の要請に基づいて出場する応援

(応援の方法)

第 3 条 普通応援は、次により行うものとする。

(1) 甲の行政区域内に災害が発生し、乙の消防機関が 119 通報を受け付けた場合は、乙が普通応援をする。

(2) 乙の行政区域内に災害が発生し、甲の消防機関が 119 通報を受け付けた場合は、甲が普通応援をする。

2 前項の規定により普通応援出場した甲乙は乙の消防の長は、119 通報の内容等必要な事項を速やかに災害発生地の消防長に通知するものとする。

第 4 条 特別応援の要請は、災害発生地の消防長が電話その他の方法により次の事項を明確にして応援側の消防長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況

(3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の種別、数量

(4) 応援隊の到着希望日時及び終結場所

(応援隊の派遣)

第 5 条 前条の規定により応援要請を受けた甲乙は乙の長は、当該区域内の消防活動に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣したときは出発時刻、出場人員、資機材の種別、数量、到着予定時刻等の必要事項を受援側の長に通報するものとする。

3 前条の規定により応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第6条 受援側の消防長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の消防長が応援隊の長を通じてこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、自隊の消防活動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(救急事案の便宜)

第9条 救急事案発生時の119通報を受付した甲乙は乙の消防機関が、交通事故等以外の救急事案で、発生地の消防機関の出動が適当と判断した場合は、普通応援をすることなく発生地の消防機関に速やかに救急事案発生時の通報をするものとする。

2 甲又は乙それぞれは、医療機関へ疾病者を搬送する場合、搬送経路の誘導等について要請があった場合は便宜を供与し合うものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援職員の手当及び車両、資機材等の破損修理に要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援職員の死傷等による災害補償は応援側の責任において行うものとする。
- (3) 応援職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、応援側が行うものとする。
- (4) 全各号以外の費用については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、甲乙協議のうえ行うものとする。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲乙双方の消防長が協議して定める。

(疑義)

第13条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成3年5月21日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本証を2通を作成し、甲乙の長が記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成3年5月21日

記名・押印〔略〕

### (18-1) 消防相互応援協定

この協定は消防組織法第21条の規定に基き百石町長（以下「甲」という）と三沢市長（以下「乙」という）との間に次の条項により、消防相互応援協定を締結する。

第1条 甲は乙の区域内、乙は甲の区域内の火災防禦のため左〔次〕の方法により応援隊を派遣するものとする。

2 水、火災の災害に際して応援要請があったとき、又は特に必要と認めた場合。

第2条 応援隊の指揮は左に掲げる方法をもって充てるものとする。

2 受援側の消防長（消防署長）又は消防団長が指揮すること。

第3条 応援に際しての諸経費は受援側の負担とすること。

2 その他必要な事項は甲乙間においてその都度協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書式通を作成し甲乙双方署名捺印し各自その壺通を保有する。

昭和35年6月21日

記名・押印〔略〕

### (18-2) 消防相互応援協定

この協定は消防組織法第21条の規定に基き下田村長（以下「甲」という）と三沢市長（以下「乙」という）との間に次の条項により、消防相互応援協定を締結する。

第1条 甲は乙の区域内、乙は甲の区域内の火災防禦のため左〔次〕の方法により応援隊を派遣するものとする。

2 水、火災の災害に際して応援要請があったとき、又は特に必要と認めた場合。

第2条 応援隊の指揮は左に掲げる方法をもって充てるものとする。

2 受援側の消防長（消防署長）又は消防団長が指揮すること。

第3条 応援に際しての諸経費は受援側の負担とすること。

2 その他必要な事項は甲乙間においてその都度協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書式通を作成し甲乙双方署名捺印し各自その壺通を保有する。

昭和35年6月21日

記名・押印〔略〕

## (19) 消防相互応援協定

この協定は消防組織法第21条の規定に基き六戸町長（以下「甲」という）と下田村長（以下「乙」という）との間に次の条項により、消防相互応援協定を締結する。

第1条 甲は乙の区域内、乙は甲の区域内の火災防禦のため左の方法により応援隊を派遣するものとする。

2 水、火災の災害に際して応援要請があったとき、又は特に必要と認めた場合。

第2条 応援隊の指揮は左に掲げる方法をもって充てるものとする。

2 受援側の消防長（消防署長）又は消防団長が指揮すること。

第3条 応援に際しての諸経費は受援側の負担とすること。

2 その他必要な事項は甲乙間においてその都度協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書式通を作成し甲乙双方署名捺印し各自その壺通を保有する。

昭和35年6月14日

記名・押印〔略〕

## (20) 在日米軍三沢空軍基地第432戦闘航空団と日本国青森県八戸地域広域市町村圏事務組合との消防相互応援協定

本協定は米合衆国法令コード・タイトル42・1856（A）の権威代表者である合衆国長官と、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者との間で、火災予防、火災からの人命及び財産の保護と消防活動に対する相互の援助のため平成4年2月27日に締結した。その同意は：

a 三沢米空軍基地消防隊の代表者は、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部の代表者から応援要請を受けた場合には、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部の通常消防業務を担当する区域内で、その代表者が指定するいかなる地点にも消防器材と人員を派遣するものとする。

b 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部の代表者は、三沢米空軍基地消防隊の代表者から応援要請を受けた場合には、三沢米空軍基地消防隊の消防管轄区域内で、その代表者が指定するいかなる地点にも消防器材と人員を派遣するものとする。

c 本協定に基づく消防器材と人員の派遣は、すべて次の条件に従うものとする。

(1) 応援を要請する場合には、必要とする消防器材の種類と数量、人員の数及び派遣地点を明確に指示するものとする。ただし、派遣する器材の種類と数量、人員の数は、受援側の代表者が決定する。

(2) 受援側責任者は、消防器材と人員を派遣した災害現場においては要請側組織の責任者に報告して、指揮に従うものとする。要請側責任者は、受援側責任者に対し、消防活動上必要な情報を提供するとともに、必要な指示を行うものとする。

(3) 要請側は、受援側の活動が不要になったとき、又は受援側の消防管轄区域内で必要が生じた場合には、受援側の任務を解除するものとする。

- d 両当事者は、互いに相手側に対し本協定の履行により発生するすべての損失、損害、負傷又は死亡に対してその補償を要求しないものとする。
- e 両当事者は、本協定の実施の結果生ずるいかなる費用についても相手側から弁償を受けないものとする。
- f 本協定の実施にあたり、両当事者が消防活動時に使用する消防器材はすべてその当事者に所属するものであり、又本協定に基づいて消防活動に従事するすべての人員は、両当事者の職員又は消防団員とする。
- g (1) 本協定の有効期間は発効日から6年とする。ただし、当事者双方の合意により、これを更新することができる。
- (2) 本協定は、両当事者の合意によりいつでもこれを無効とする事ができ、又当事者の一方が他方に対し、文書をもって少なくとも60日の事前通告を行うことによって、これを破棄することができる。
- h (1) 本協定の改正は、当事者双方の合意によりいつでも行うことができる。
- (2) 本協定は3年毎に、協定発効記念日120日前から再検討を行い、重大な改正の無い場合には双方の代表者がその結果を認証する。
- i 本協定は、英語及び日本語により2通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とし、両当事者がそれぞれ1通ずつ保管するものとする。
- j 本協定の実施について疑義が生じたときは、両当事者が協議し決定する。

八戸地域広域市町村圏事務組合

管理者 中 里 信 男

平成9年2月27日

米空軍長官に代わり

米空軍第432戦闘航空団

司令官、米空軍大佐

ジェームス D. レイサム

英文〔略〕

## (21) 三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定

三沢飛行場周辺の関係機関等は、三沢飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の対処に万全を期するため、緊密かつ迅速な連絡調整体制を整備することとし、次のとおり協定を締結する。

(連絡責任者の指定)

第1条 関係機関等の長は、航空事故発生時における相互間の緊密かつ迅速な連絡を図るため、それぞれ連絡責任者を指定し、三沢防衛施設事務所に通知するものとする。

2 三沢防衛施設事務所長は、前項の通知を受けたときは、航空事故発生時の連絡責任者名簿（別紙様式）を作成の上、各連絡責任者に送付するものとする。

3 各連絡責任者は、前項の名簿を常備するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、連絡責任者に変更又は異動があった場合に準用する。

（航空事故発生時の通報）

第2条 連絡責任者は、航空事故が発生した事実を知ったときは、直ちに、米軍機の航空事故にあつては三沢防衛施設事務所の連絡責任者に、自衛隊機の航空事故にあつては、航空自衛隊三沢基地（以下「自衛隊」という。）の連絡責任者に、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者に通報するとともに、事故発生地を管轄する警察署又は海上保安部（海上において発生した事故の場合に限る。以下同じ。）及び消防本部の連絡責任者に通報するものとする。

2 三沢防衛施設事務所、自衛隊又は東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに関係の連絡責任者に通報するものとする、

3 通報は次の事項について行うものとする。

- (1) 航空事故の内容（墜落、不時着、器物落下等の別）
- (2) 事故発生時間、位置等
- (3) 航空機の型式、乗員数、積載燃料量、弾薬積載の有無等
- (4) その他必要事項

4 航空事故に伴い災害が発生した場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項についても行うものとする。

- (1) 災害発生場所、周辺の状況等
- (2) 人身及び財産の被害状況
- (3) 被害者の救急救助措置の有無等
- (4) その他必要事項

（現場連絡所の措置）

第3条 関係機関等の連絡調整を円滑にするため必要があると認める場合は、米軍機の航空事故にあつては防衛施設局が、自衛隊機の航空事故にあつては自衛隊が、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所が、それぞれ関係機関等の協力を得て事故発生地又はその近辺に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の場合、事故発生地を管轄する関係機関等は、現場連絡所として適当な施設を確保することに協力するものとする。

3 関係機関等は、現場連絡所設置者から所要の措置について要請があつた場合は、これに協力するものとする。

（被害者の救急救助）

第4条 消防本部が被害者の救急救助を行う場合において、当該本部から要請があつたときは、自衛隊はこれに協力するものとする。

（消防等）

第5条 消防本部が消防その他の被害拡大防止措置を行う場合において、当該本部から要請があつたときは、自衛隊は、これに協力するものとする。

（現場の管理）

第6条 警察署又は海上保安部が現場の保存及び警備を行う場合は、自衛隊は、これに協力するものとする。

(事故機乗員の捜索及び救助)

第7条 消防本部又は海上保安部及び自衛隊が事故機乗員の捜索及び救助を行う場合において、要請があったときは、これに協力するものとする。

(仮住居の提供等)

第8条 米軍機の航空事故に伴う災害により仮住居(生活必需品を含む)を必要とする場合は、防衛施設局が提供又はあっ旋し、関係機関等は、これに協力するものとする。

2 自衛隊機の航空事故による場合は、自衛隊機がこれに当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。

3 民間機の航空事故による場合は、東京航空局三沢空港事務所が当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。

(調査の協力)

第9条 防衛施設又は自衛隊が賠償請求に関する被害調査を行う場合は、警察署及び消防本部は、現場活動に支障のない限りにおいて現場立ち入り等に協力するものとする。

(米軍機事故の通報及び米軍の緊急活動)

第10条 米軍機事故発生の場合の米軍からの通報及び航空事故発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意(別紙)によるものとする。

(細部協定の締結)

第11条 関係機関等が第3条から前条までに定める事項について、細部の協定を締結した場合、その旨防衛施設局に通知し、防衛施設局は、関係機関等に通知するものとする。

(協定の改正)

第12条 この協定は、必要があると認められる場合には、関係機関の協議によりいつでも改正することができる。

#### 附 則

1 この協定は、平成3年10月25日から施行する。

2 三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定(昭和59年2月24日実施)は、廃止する。

3 この協定は、協定当事者が、それぞれ各1通を保有する。

記名・押印〔略〕

## (22) 八戸飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定

青森県、八戸市、百石町、六戸町、下田町、五戸町、青森県警察本部、八戸警察署、十和田警察署、三沢警察署、五戸警察署、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、十和田地区消防事務組合、八戸海上保安部、東京航空局三沢空港事務所、三沢防衛施設事務所、陸上自衛隊八戸駐屯地、海上自衛隊第2航空群(以下「関係機関」という。)は、八戸飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の対処に万全を期すため、緊密かつ迅速な連絡調整体制を整備することとし、次のとおり協定を締結する。

(連絡責任者の指定)

第1条 関係機関等の長は、航空事故発生時における相互間の緊密かつ迅速な連絡を図るため、それぞれ連絡責任者を指定し、海上自衛隊第2航空群司令に通知するものとする。

2 関係機関の長は、連絡責任者に変更があった場合には、第2航空群司令に通知するものとする。

3 海上自衛隊第2航空群司令は、前1、2項の通知を受けたときは、航空事故発生時の連絡責任者名簿(別紙様式)を作成の上、各連絡責任者に送付するものとする。

4 各連絡責任者は、前項の名簿を常備するものとする。

(航空事故発生時の通報)

第2条 連絡責任者は、航空事故が発生した事実を知ったときは、直ちに、海上自衛隊第2航空群の連絡責任者に通報するとともに事故発生地を管轄する警察署又は海上保安部(海上において発生した事故の場合に限る。以下同じ。)及び消防本部の連絡責任者に通報するものとする。

2 前項において事故機の所属が判明している場合には、陸上自衛隊機の航空事故にあつては陸上自衛隊八戸駐屯地の連絡責任者に、海上自衛隊機の航空事故にあつては海上自衛隊第2航空群の連絡責任者に、米軍機の航空事故にあつては三沢防衛施設事務所の連絡責任者に、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者に通報するものとする、

3 陸上自衛隊八戸駐屯地、海上自衛隊第2航空群、三沢防衛施設事務所又は東京航空局三沢航空事務所の連絡責任者は、航空事故発生時の通報を受けたときは、直ちに関係の連絡責任者に通報するものとする。

4 通報は、次の事項について行うものとする。

- (1) 航空事故の内容(墜落、不時着、器物落下等の別)
- (2) 事故発生時の時間、位置等
- (3) 航空機の型式、乗員数、積載燃料量、弾薬積載の有無等
- (4) その他必要事項

5 航空事故に伴い災害が発生した場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項についても行うものとする。

- (1) 災害発生時の場所、周辺の状況等
- (2) 人身及び財産の被害状況
- (3) 被害者の救急救助措置の有無等
- (4) その他必要事項

(現場連絡所の措置)

第3条 関係機関等の連絡調整を円滑にするため必要があると認める場合は、陸上自衛隊機の航空事故にあつては陸上自衛隊八戸駐屯地が、海上自衛隊機の航空事故にあつては海上自衛隊第2航空群が、米軍機の航空事故にあつては三沢防衛施設事務所に、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所が、それぞれ関係機関等の協力を得て事故発生地又はその近辺に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の場合、事故発生地を管轄する関係機関等は、現場連絡所として適当な施設を確保に協力するものとする。

3 関係機関は、現場連絡所設置者から所要の措置について要請があつた場合は、これに協力するものとする。

(被害者の救助救急)

第4条 消防本部が被害者の救助救急を行う場合において、当該本部から要請があったときは、陸上自衛隊八戸駐屯地及び海上自衛隊第2航空群（以下「自衛隊」という。）はこれに協力するものとする。

（消防等）

第5条 消防本部が消防その他の被害拡大防止措置を行う場合において、当該本部から要請があったときは、自衛隊は、これに協力するものとする。

（現場の管理）

第6条 警察署又は海上保安部が現場の保存及び警備を行う場合は、自衛隊は、これに協力するものとする。

（事故機乗員の捜索及び救助）

第7条 消防本部又は海上保安部及び自衛隊が事故機乗員の捜索及び救助を行う場合において、当該機関から要請された場合、関係機関は、これに協力するものとする。

（仮住居の提供等）

第8条 米軍機の航空事故に伴う災害により仮住居（生活必需品を含む）を必要とする場合は、三沢防衛施設事務所が提供又はあっ旋し、関係機関等は、これに協力するものとする。

2 自衛隊機又は海上自衛隊機の航空事故による場合は、それぞれの自衛隊がこれに当たり、関係機関は、これに協力するものとする。

3 民間機の航空事故による場合は、東京航空局三沢空港事務所が当たり、関係機関はこれに協力するものとする。

（調査の協力）

第9条 三沢防衛施設事務所又は自衛隊が賠償請求に関する被害調査を行う場合は、警察署及び消防本部は、現場活動に支障のない限りにおいて現場立ち入り等に協力するものとする。

（米軍機事故の通報及び米軍の緊急活動）

第10条 米軍機事故発生の場合の米軍からの通報及び航空事故発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意事項（昭和55年5月29日及び昭和56年6月3日合意）によるものとする。

（細部協定の締結）

第11条 関係機関が、第3条から前条までに定める事項について、細部の協定を締結した場合は、その旨海上自衛隊第2航空群に通知し、海上自衛隊第2航空群は、関係機関に通知するものとする。

（協定の改正）

第12条 この協定は、必要があると認められる場合には、関係機関の協議によりいつでも改正することができる。

#### 附 則

1 この協定は、平成2年4月6日から施行する。

2 この協定は、協定当事者が、それぞれ各1通を保有する。

3 「八戸飛行場周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整体制の整備に関する協定（54.4.12）」は、平成2年4月5日をもって廃止する。

記名・押印〔略〕

## (23) 青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムに関する協定書

青森県（以下「甲」という。）とおいらせ町（以下「乙」という。）は、青森県防災情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）及び青森県総合防災情報システム（以下「システム」という。）の整備及び管理運営に関し、次のとおり協定した。

（目的）

第1条 甲は、災害時における通信手段の確保と迅速かつ確かな応急対策を目的として、市町村及び消防本部を設置する一部事務組合（以下「市町村等」という。）との共同事業でネットワーク及びシステムを整備する。

（ネットワークの設備の設置等）

第2条 甲は、おいらせ町役場にネットワークの設備を設置する。

2 乙のネットワークの設備の整備に要する経費は、乙が負担する。また、乙は、平成22年度にネットワーク整備工事費負担金として、甲に一括で納入する。

3 システムの運用にあたっては、ネットワークの設備を共用する。

（青森県防災情報ネットワーク等運営協議会）

第3条 ネットワーク及びシステムの管理運営に要する経費の負担額等、その他必要な事項を協議・決定するため、青森県防災情報ネットワーク等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（管理運営）

第4条 ネットワーク及びシステム全体の管理運営は、甲の定めるところによる。

2 ネットワーク及びシステムの管理運営に要する経費については、甲と市町村等の負担とし、その負担額等については、運営協議会において決定する。ただし、ネットワークの運用に係る経費（電気料、消耗品費、衛星携帯電話料等）は、乙の負担とする。

（ネットワークの設備の変更等）

第5条 乙は、ネットワークの設備の移転又は改修等を行う場合は、あらかじめ甲に協議し、その承認を得るものとする。

2 移転又は改修等に伴うネットワークの設備の変更等に要する経費は、乙の負担とする。

（廃止する設備の整備費負担相当額）

第6条 青森県地域情報（防災行政用無線）ネットワーク及び平成12年に整備した青森県総合防災情報システムの設備の整備費負担相当額については、運営協議会の決定に基づき、乙が負担する。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成22年11月18日

記名・押印〔略〕

## (24) 安全・安心情報システムの構築に関する協定書

八戸市（以下「甲」という。）とおいらせ町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の規定に基づき実施する圏域内の安・安心情報システム（以下「本システム」という。）の構築について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、甲が管理運営している八戸市安全・安心情報システムについて、乙の区域内的の災害や暮らしの安全・安心に関する情報（以下「安全・安心情報」という。）についてもメール配信できるように拡大して本システムを構築することとし、乙は、甲の構築した本システムを活用し、乙の区域内における安全・安心情報をメール配信するものとする。

（システムの管理運営）

第2条 乙が配信する安全・安心情報は、乙が管理運営するものとする。

2 乙の安全・安心情報の配信を希望して利用登録した登録者及び乙が登録した登録者（以下「利用者」という。）は、乙が管理するものとする。

3 乙は、利用者の管理に当たっては、宛先のないメールアドレスを有する利用者の割合が1%未満になるよう努めなければならないものとし、甲は、宛先のないメールアドレスを有する乙の利用者の増加により本システムの運用上支障が生じ、又は、その恐れがあると認めるときは、乙の承諾なしに当該利用者の全部又は一部の登録解除を行うことができるものとする。

4 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し本システム運用上の助言を行うことができるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、安全・安心情報の配信権限を第三者に与えてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（安全・安心情報システム運営要綱等の遵守）

第4条 乙は、本システムを円滑に運営するため、甲が制定した本システムの運営要綱その他本システムの機能及び利用方法に関する定めを遵守しなければならないものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、本システムの構築に要する費用を負担する。

2 乙は、本システムの維持管理に関し、次に掲げる費用の合計額に2分の1を乗じて得た額を圏域内の町村の最近の国勢調査人口で按分した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入して得た額）を負担する。

(1) 本システムに必要な機器等の保守に要する費用

(2) その他本システムの維持管理に必要と認められる費用

3 前2項の規定にかかわらず、乙の要請により行うシステム改修等に要する費用については、乙が全額負担する。

（負担金の支払）

第6条 甲は、前条の規定により乙が負担すべきこととされた額を負担金として乙に請求する。

2 乙は、前項の規定により甲の請求を受けたときは、指定された納付期限までに支払うものとする。

（業務委託する場合の対応）

第7条 乙は、本システムの管理運営を業者に委託するときは、情報セキュリティ確保のため、次に掲げる事項を契約書に定めなければならない。

- (1) 八戸市行政情報セキュリティポリシー及び八戸市安全・安心情報システム情報セキュリティ実施手順を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た情を他に漏らさないこと。委託契約の終了後又は解除後においても、同様とすること。
- (3) 提供された情報の目的外利用及び第三者への提供をしないこと。
- (4) 乙の承諾なしに委託業務の全部又は一部を第三者に再委託しないこと。
- (5) 乙の承諾なしに行政情報の複写をしないこと。
- (6) 行政情報の授受・利用は乙の庁舎又は乙の指定する場所において行い、記録媒体、設計書等は乙の指定する場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 事故発生時には、直ちに乙に報告すること。
- (8) 当該委託業者の従業員に対し情報セキュリティに関する教育を実施すること。
- (9) 八戸市行政情報セキュリティポリシー遵守のための社内体制を構築すること。
- (10) 八戸市行政情報セキュリティポリシー及び八戸市安全・安心情報システム情報セキュリティ実施手順を遵守しなかったことにより、甲又は乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に損害賠償をする義務を負うこと。

2 乙がこの協定締結以前に情報セキュリティポリシーを作成している場合、又は乙がこの協定締結後に情報セキュリティポリシーを作成した場合は、前項中「八戸市行政情報セキュリティポリシー」とあるのは、「乙の情報セキュリティポリシー」と読み替えるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第8条 甲及び乙は、緊急時に連絡すべき相互の担当部署（担当部局名、電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス等）及び担当者（携帯電話、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行うものとする。

(保守業者への連絡)

第9条 乙は、甲の承認を得ないで、甲が委託したシステムの保守業者（以下「保守業者」という。）に連絡してはならないものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(保守に対する協力)

第10条 乙は、保守業者がシステム上の不具合等の原因を究明又は解消するために必要がある情報の提供等について甲を通じて申し出た場合は、これに協力するものとする。

(システムの停止)

第11条 甲は、次に掲げる場合は、乙の承諾なしにシステムを停止することができるものとする。

- (1) システムの保守点検、更新等の作業を緊急に行う必要があるとき。
- (2) 天災その他の不可抗力によりシステムの運営が困難になったとき。
- (3) その他運用上又は技術上の理由によりシステムを停止する必要があると認めるとき。

(免責事項)

第12条 甲は、次に掲げる損害について、乙に対し一切の責を負わないものとする。

- (1) 前条各号の理由により生じたすべての損害
- (2) 通信回線又はサーバの混雑等による管理システムへのログイン失敗、操作中断、メールの配信遅延等により生じたすべての損害
- (3) システムの瑕疵により生じたすべての損害

(その他)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年11月30日

記名・押印〔略〕

## (25) 災害時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

(趣旨)

おいらせ町(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、津波警報(大津波)が発表及び、奥入瀬川、明神川が洪水またはそのおそれがあり、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民の緊急避難施設(以下「避難ビル」という。)として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 \_\_\_\_\_
- (2) 名 称 \_\_\_\_\_
- (3) 所有者 \_\_\_\_\_
- (4) 構 造 \_\_\_\_\_

2 甲は、前項に規定する施設(以下「対象施設」という。)に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等(以下「用具等」という。)を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙及び地域住民等が避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

(費用負担)

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、地域住民等が避難した際に使用した光熱水費及び燃料費等については甲の負担とする。

(原状回復義務)

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を現状に回復しなければならない。(地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。)この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙協議を行うものとする。

(利用責任者)

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。  
(有効期限)

第7条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。  
(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。  
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月19日(青森県立百石高等学校、株式会社ヴィクトリアネクサスカンパニータケダスポーツ下田店)

令和2年9月11日(桃川株式会社)

記名・押印〔略〕

## (26) 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書

おいらせ町(以下「甲」という。)と一般社団法人青森県エルピーガス協会(以下「乙」という。)は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、おいらせ町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

(手続)

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。  
ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

(1) 要請の理由

(2) 液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量

(3) 調達を必要とする日時及び場所

(4) その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

(費用負担)

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(報告)

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

(1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量

(2) 調達を実施した日時及び場所

(3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集 報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、おいらせ町まちづくり防災課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月2日

記名・押印〔略〕

## (27) 災害時における支援協力に関する協定

おいらせ町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社八戸郵便局及び百石郵便局、下田郵便局、二川目郵便局(以下「乙」という。)は、おいらせ町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、おいらせ町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項<sup>(注)</sup>

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 おいらせ町総務課長

乙 日本郵便株式会社 八戸郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 1月26日

記名・押印〔略〕

## (28) 災害時における青森県立百石高等学校の使用に関する覚書

おいらせ町（以下「甲」という。）と青森県立百石高等学校（以下「乙」という。）とは、乙の校舎等を甲の地域防災計画に定める指定避難場所（以下「避難所」という。）として利用することについて、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、災害時において甲が乙の校舎等の一部を避難所として利用する上で必要な事項を定めることを目的とする。

(鍵の貸与)

第2条 緊急時の災害対応に備え、乙は甲に別紙1の鍵を1組貸与し、甲は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 甲は、貸与された鍵の保管責任者を別紙1に記載するものとする。

また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で乙に報告するものとする。

(避難所開設等)

第3条 甲は、休日・夜間等、乙が不在の時に大津波警報が発表された場合において、乙の到着を待つことなく、貸与された鍵により緊急的に緊急避難場所として使用することができるものとする。

その場合の使用場所は校舎3階及び4階の廊下とする。

2 避難所開設までに時間的余裕がある場合は、甲と乙の協議により避難施設及び職員等の派遣、避難所運営に係る役割分担を決定するものとする。

3 甲は、災害が発生した場合において、甲が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

(災害用備蓄品)

第4条 甲は、災害用備蓄品を必要の都度、乙まで搬送するものとする。

2 前1項の災害用備蓄品の種類、数量は、避難者の人数等を考慮し甲が決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

(覚書の有効期間)

第6条 この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成29年9月11日

記名・押印〔略〕

## (29) 災害時における飲料の供給に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、おいらせ町において地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、おいらせ町（以下「甲」という。）がみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）に飲料の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の規定は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

(要請の手続き)

第3条 災害時において、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により行うことができるものとする。

- (1) 協力を要請する品名
- (2) 協力を要請する数量
- (3) 納入希望日時
- (4) 納入希望場所

(5) その他必要事項

(飲料の調達)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認・調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

(飲料の搬送)

第5条 飲料の搬送は第3条の規定に基づく甲の要請により乙が行う。この際に、乙は、搬送先から別紙様式2の受領書を受け取るものとする。

(費用の負担)

第6条 乙がこの協定に基づき提供した飲料及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においてはおいらせ町まちづくり防災課、乙においてはみちのくコカ・コーラボトリング株式会社八戸営業所とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙共に異議の申し出がない場合は、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成 年 月 日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年1月30日

記名・押印略

### (30) 災害時における物資支援協力に関する協定

おいらせ町（以下「甲」という。）と株式会社マエダ（以下「乙」という。）は、災害時における物資支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、おいらせ町で地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う物資支援協力の要請の手続き等について定め、もって、災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資等の供給を要請できるものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の設置する災害用備蓄倉庫、店舗及びその他において保有し、又は調達可能な物資について速やかに対応するものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げる物資のうち、乙が保有し、又は調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 甲が物資の供給を受けようとするときは、納品要請書(別記第1号様式)をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に納品要請書を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は、職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに納品確認書(別記第2号様式)を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙は店舗が立地する地域に対する社会貢献上、自らの負担によることが適切であると判断した場合は、無償により供給する。

(物資等の価格)

第8条 前条に規定する物資の対価及び運搬に要した費用は、災害が発生する直前における適正な価格により算定するものとする。

(代金の支払い)

第9条 甲は、乙から第7条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払い方法について定めるものとする。

(避難場所の提供)

第10条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月30日

記名・押印略

### (31) 災害時における物資支援協力に関する協定

おいらせ町（以下「甲」という。）と青森県民生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、おいらせ町で地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う物資支援協力の要請の手続き等について定め、もって、災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の設置する災害用備蓄倉庫、店舗及びその他において保有し、又は調達可能な物資について速やかに対応するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げる物資のうち、乙が保有し、又は調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が物資の供給を受けようとするときは、納品要請書（別記第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に納品要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は、職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに納品確認書（別記第2号様式）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙は店舗が立地する地域に対する社会貢献上、自らの負担によることが適切であると判断した場合は、無償により供給する。

（物資等の価格）

第8条 前条に規定する物資の対価及び運搬に要した費用は、災害が発生する直前における適正な価格により算定するものとする。

(代金の支払い)

第9条 甲は、乙から第7条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払い方法について定めるものとする。

(避難場所の提供)

第10条 乙は、災害時において乙が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年2月25日

記名・押印略

## (32) 災害時における物資支援協力に関する協定

おいらせ町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、おいらせ町で地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う物資支援協力の要請の手続き等について定め、もって、災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資等の供給を要請できるものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の設置する災害用備蓄倉庫、店舗及びその他において保有し、又は調達可能な物資について速やかに対応するものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げる物資のうち、乙が保有し、又は調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 甲が物資の供給を受けようとするときは、納品要請書（別記第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に納品要請書を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資は、甲の指定する場所に、原則として乙において搬送するものとし、甲は、職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、原則として物資を確認後、速やかに納品確認書（別記第2号様式）を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙は店舗が立地する地域に対する社会貢献上、自らの負担によることが適切であると判断した場合は、無償により供給する。

(物資等の価格)

第8条 前条に規定する物資の対価及び運搬に要した費用は、災害が発生する直前における適正な価格により算定するものとする。

(代金の支払い)

第9条 甲は、乙から第7条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払い方法について定めるものとする。

(避難場所の提供)

第10条 乙は、災害時においてコメリハードアンドグリーンおいらせ店の駐車場を、店舗被災復旧活動や事業活動を妨げない範囲で、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年2月27日

記名・押印略

### (33) 災害時における人員及び物資輸送の協力に関する協定

おいらせ町（以下「甲」という。）と寺下運輸倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、おいらせ町において大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」）において、甲が乙に対して行う人員及び物資輸送協力に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が乙に対して人員及び物資輸送に関する協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙に対して人員及び物資輸送協力を要請することができるものとする。

2 乙は甲からの人員及び物資輸送協力の要請があったときは、できる限り速やかに必要な車両を準備し、優先的に輸送するものとする。

3 乙は、要請に基づき、甲が指定する場所へ、人員及び物資を輸送するものとする。

（要請手続）

第3条 前条の甲から乙への要請は、次に掲げる事項について、口頭又は電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、別記第1号様式「災害時等における輸送要請書」を乙に提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請車両の種類
- (3) 要請車両の台数
- (4) 要請車両の輸送場所
- (5) 要請車両の輸送日時
- (6) 甲の担当者及び連絡先
- (7) その他必要な事項

（輸送業務）

第4条 乙が人員及び物資輸送を実施する際は、甲は、必要に応じて職員を同乗させ、場所等の案内及び輸送完了を確認するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により人員及び物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、人員、物資輸送を確認した後、速やかに別記第2号様式「災害時等における輸送確認書」を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 輸送業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条により決定した費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときには、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払い方法について定めるものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年6月25日

記名・押印略

### (34) 災害時における救援作業に関する協定

おいらせ町(以下「甲」という。)と株式会社東洋食品(以下「乙」という。)は、災害時における救援作業について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、おいらせ町で地震等による大規模な災害(以下「災害」という。)が、発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う救援作業の要請の手続き等について定め、もって、災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、乙の救援作業が必要であると認めたときは、乙に対して、救援作業を要請し、乙は甲の要請した救援作業に積極的に協力するものとする。

(救援作業の内容)

第3条 前条の救援作業は、炊き出し調理補助及び衛生対策補助とする。

(要請の方法)

第4条 甲は、救援作業の必要があると認めたときは、救援作業要請書(別記第1号様式)を以て乙に要請するものとする。

2 甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、口頭により作業を要請することができるものとする。この場合は、甲は乙に対して事後に文書を提出するものとする。

(救援作業の実施)

第5条 乙は前条の規定に基づき救援作業の要請を受けた時は、速やかに人員を確保し、救援作業を積極的に実施するものとする。

(作業の報告)

第6条 乙は救援作業を完了したときは、作業報告書(別記第2号様式)により、甲に報告するものとする。

2 甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、口頭により作業を報告することができる。この場合は、乙は甲に対して事後に文書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が行った救援作業を実施するために要した経費(人件費を除く)は、原則として甲が負担するものとする。

2 前条に規定する物資の対価及び運搬に要した費用は、災害が発生する直前における適正な価格により算定するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲は、乙から第7条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払い方法について定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請に基づき、救援作業に従事した乙の職員が二次災害で負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の加入する労働災害保険を適用し、乙が災害補償を行うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

2 甲と乙との調理等業務委託の契約期間が終了後、あらためて甲が乙と調理等業務委託を締結した場合、協定解除の申し出がないときは、この協定は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年12月19日

記名・押印略

## (35) 災害に係る情報発信等に関する協定

おいらせ町およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(本協定の目的)

本協定は、おいらせ町内の地震、津波、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、おいらせ町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつおいらせ町の行政機能の低下を軽減させるため、おいらせ町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、おいらせ町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、おいらせ町の運営するホームページの災害時のアクセス不可の軽減を目目的として、おいらせ町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に、一般の閲覧に供すること。
  - (2) おいらせ町が、おいらせ町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) おいらせ町が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) おいらせ町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) おいらせ町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) おいらせ町が、町内の避難所に避難している避難者情報を一般に広く知らせたい場合は、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. おいらせ町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同行に記載のない事項についても、おいらせ町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条（費用）

前条に基づくおいらせ町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費、その他の一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、おいらせ町から提供を受ける情報について、おいらせ町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、おいらせ町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるのとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、おいらせ町およびヤフーは、誠実に協議し解決を図る。

以上、本協定の締結の証として本書2通を作成し、おいらせ町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年5月26日

記名・押印略

### (36) 大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定

青森県（以下「甲」という。）とおいらせ町（以下「乙」という。）は、県内で大規模かつ広域的な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地域を支援する活動に従事する自衛隊、消防、警察等の支援部隊のための活動拠点、国からの支援物資や協定等による流通備蓄等の支援物資を効率的に受け入れ、被災地域へ輸送するための一次物資拠点等の防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保及び使用に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲の管轄地域内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用するときに、その適正かつ円滑な運営を期するために必要な事項を定めるものとする。

#### （使用する施設）

第2条 この協定において甲が広域防災拠点として使用する乙の施設は、別に定める青森県広域防災拠点リスト（以下「リスト」という。）のとおりとする。

#### （使用の手続等）

第3条 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用することを必要と認め、かつ、甲乙が協議して合意したときは、次に掲げる事項を広域防災拠点使用通知書（第1号様式）に明示し、乙に使用の通知を行うものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭により要請し、その後速やかに書面を提出することとする。

- (1) 使用目的
- (2) 使用する施設
- (3) 使用の範囲
- (4) 使用開始日時
- (5) 乙の職員及び施設管理者の協力

(6) その他必要な事項

2 乙は、当該施設が使用不能等、やむを得ない場合を除き協力するものとする。

(費用負担等)

第4条 乙の施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費及び通信費については、実績に応じて甲が負担するものとする。

2 施設の使用が終了したときは、甲の責任により使用開始前の状態に戻すこととし、その範囲、方法等は甲乙が協議した上で決定するものとする。

3 乙又は乙が地方自治法第244条の2第3項等により施設の管理を行わせている法人その他の団体に対し、甲が施設を使用することにより前2項に定めるもの以外の損失等が発生したときは、原則として校が負担することとし、その範囲、方法等については甲乙が協議の上で決定するものとする。

4 施設の営業時間外において、施設管理者に協力を求めた際の人件費については、甲乙が協議の上で決定するものとする。

(使用終了の手續)

第5条 甲は、広域防災拠点の使用を終了したときは、広域防災拠点使用通知書(第1号様式)に使用終了日時を記入し、乙に通知するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に係る事務を円滑に進めるため、甲及び乙に連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、連絡先一覧(第2号様式)による。

(平時からの連携・協力等)

第7条 甲及び乙は、広域防災拠点として使用する施設の運用を円滑に実施するため、施設の特性を生かした訓練を実施するなど、平時から緊密に連携・協力するものとする。

(使用する施設の変更等)

第8条 乙は、リストに掲げる施設について変更等が生じた場合は、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による報告を受けたときはリストの更新を行い、その内容を乙に通知する。

(他の被災都道府県の応援)

第9条 乙は、甲が被災した他の都道府県への応援を行う場合においても、この協定の趣旨に準じて、甲の求めにできる限り協力するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有する者とし、甲又は乙のいずれかが、解約又は変更の予定日の1か月前までに文書により解約または変更の申出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月17日

記名・押印略

第1号様式（第3条、第5条関係）

青防第 号  
年 月 日

**広域防災拠点使用通知書**

おいらせ町長 殿

青森県知事

「大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書」第3条（又は第5条）に基づき、下記のとおり広域防災拠点の使用について通知します。

記

1. 使用目的
2. 使用する施設
3. 使用の範囲
4. 使用日時

使用開始日時	使用終了日時
年 月 日 時 分	年 月 日 時 分

5. 乙の職員及び施設管理者の協力
6. その他

第2号様式（第6条関係）

### 連絡先一覧

#### 【青森県】

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1. 平日（日中） | TEL |
|           | FAX |
| 2. 夜間・休日  | TEL |
|           | FAX |
| 3. 災害発生時  | TEL |
|           | FAX |

#### 【おいらせ町】

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1. 平日（日中） | TEL |
|           | FAX |
| 2. 夜間・休日  | TEL |
|           | FAX |
| 3. 災害発生時  | TEL |
|           | FAX |

#### 【〇〇協会（〇〇体育館 指定管理者）】

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1. 平日（日中） | TEL |
|           | FAX |
| 2. 夜間・休日  | TEL |
|           | FAX |
| 3. 災害発生時  | TEL |
|           | FAX |

（以下、必要に応じて追記）

### (37) 地域防災パートナーシップ協定書

おいらせ町（以下、甲という。）と青森放送株式会社（以下、乙という。）は、おいらせ町内において災害が発生した場合又はその発生が予想される場合における災害に係る情報（以下「災害情報」という。）の放送及び平時の協力に関し、次のとおり地域防災パートナーシップ協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、災害情報の放送を行うことにより、災害による被害の軽減及び住民の不安の解消を図り、市民生活の安全確保に寄与するとともに、平時から相互に協力することにより、地域の防災力を強化することを目的とする。

#### （定義）

第2条 本協定において「災害」とは、地震、津波、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂災害その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは事故その他市民生活に影響を与える事態をいう。

#### （放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的達成のため、災害情報に関する放送（以下単に「放送」という。）を行う必要があると認められるときは、乙に対し、放送を行うことを要請することができる。

2 前項の放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害による避難情報に関する事項
- (2) 被害及び復旧状況に関する事項
- (3) 避難所、救護所等の開設状況に関する事項
- (4) 学校、幼稚園及び保育所の児童等の保護状況に関する事項
- (5) 帰宅困難者への対応に関する事項
- (6) 水、物資等の支給に関する事項
- (7) 公共インフラ及び公共交通機関の情報に関する事項
- (8) 広く住民に提供することが必要な被災者支援情報及び生活関連情報に関する事項
- (9) その他甲が特に必要と認める事項

#### （要請の手続）

第4条 甲は、前条第1項の規定により放送の要請を行うときは、次に掲げる事項を記載した別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をインターネット等を通じて乙に送信するものとする。ただし、甲は、緊急を要する場合は、口頭により放送の要請を行うことができる。この場合において、甲は、要請後遅滞なく要請書を乙に送信するものとする。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 放送の希望日時
- (4) その他甲が必要と認める事項

#### （放送の実施）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、直ちに放送の形式、内容、時刻等を決定し、甲に連絡するとともに、その放送に努めるものとする。

#### （運用の確認）

第6条 甲及び乙は、要請の円滑化及び正確かつ迅速な放送のため、次に掲げる事項を記載した別に定める運用確認書（以下「確認書」という。）を甲乙協議の上、作成する。

- (1) 連絡責任者
- (2) 連絡先
- (3) 通信方法
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し、確認書を更新するものとする。

（通信途絶等の場合における措置）

第7条 乙は、確認書で定めた通信方法による甲との通信が途絶し、又は著しく困難となったときは、甲との連絡手段の確保及び災害情報の収集に努めるものとする。

2 前項の場合において、乙は、第5条の規定による放送を行うため、甲に対し災害情報の提供を求めることができるものとし、甲は、可能な限りこれに協力するものとする。

（放送に係る費用の負担）

第8条 乙は、第5条の規定による放送を無償で行い、これに係る費用を甲に請求しないものとする。

（平時の協力）

第9条 甲及び乙は、平時から住民の防災意識を高める活動及び情報交換に関し、次に掲げる事項について、相互に協力し災害に備えるものとする。

- (1) 過去の災害の資料映像の提供に関する事項
- (2) 防災の講演会、教室等の開催に関する事項
- (3) 番組等の防災関連コンテンツの展開に関する事項
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり知り得た相手方の事業上及び技術上の事項について、相手方の同意を得ずに第三者に開示してはならない。ただし、甲及び乙が第三者に開示することに事前に合意した事項については、この限りではない。

（有効期間）

第11条 本協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書により本協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（疑義の決定）

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月30日

記名・押印略

## (38) 東北地方津波防災支援システムの活用に関する協定書

国土交通省東北地方整備局（以下「甲」という。）とおいらせ町（以下「乙」という。）とは、甲が所有する東北地方津波防災支援システム（以下「システム」という。）の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有するシステムを活用し、乙に対し津波観測情報を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

（提供する情報）

第2条 甲が提供する情報は、システムにあるGPS波浪計津波観測情報（以下「観測情報」という。）とする。

（防災関連情報に対する責任）

第3条 甲は、観測情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障若しくは保守点検時または天災、その他不可抗力による送信停止又は異常送信について、その責任を負わないものとする。

（責任範囲）

第4条 観測情報の流れ及び責任範囲は、別図「東北地方津波防災支援システム情報提供系統図及び責任範囲」のとおりとする。

（連絡窓口等）

第5条 甲及び乙は、観測情報の提供に係る連絡担当者を定めた別表「東北地方津波防災支援システム分掌系統表」（以下「分掌系統表」という。）を交換するものとし、変更のある場合はその都度相互に通知するものとする。

（提供された情報の利用等）

第6条 乙は、甲から提供を受けた観測情報を自らの機関内部のみで利用するものとし、甲の許可を得ないで機関の外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により機関の外部へ観測情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。

2 乙は、甲から提供を受ける観測情報について、乙がメールサーバーを専用的かつ排他的に使用できる情報の機密性が担保される環境のもとで観測情報の送受信を行うものとし、機関外部のメール配信サービス（ソーシャルネットワークサービスを利用したメールの送受信）を利用して観測情報を送受信してはならない。

（機器の設置等）

第7条 甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する経費は、機器等の設置者が負担するものとする。

3 機器等の更新、改変等の必要が生じる場合は、別途協議するものとする。

（防災訓練等への活用）

第8条 甲及び乙は、観測情報の円滑かつ迅速な提供を図るため、甲が実施する防災訓練の機会に併せ、積極的に情報伝達訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、引き続き同一条件をもってさらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

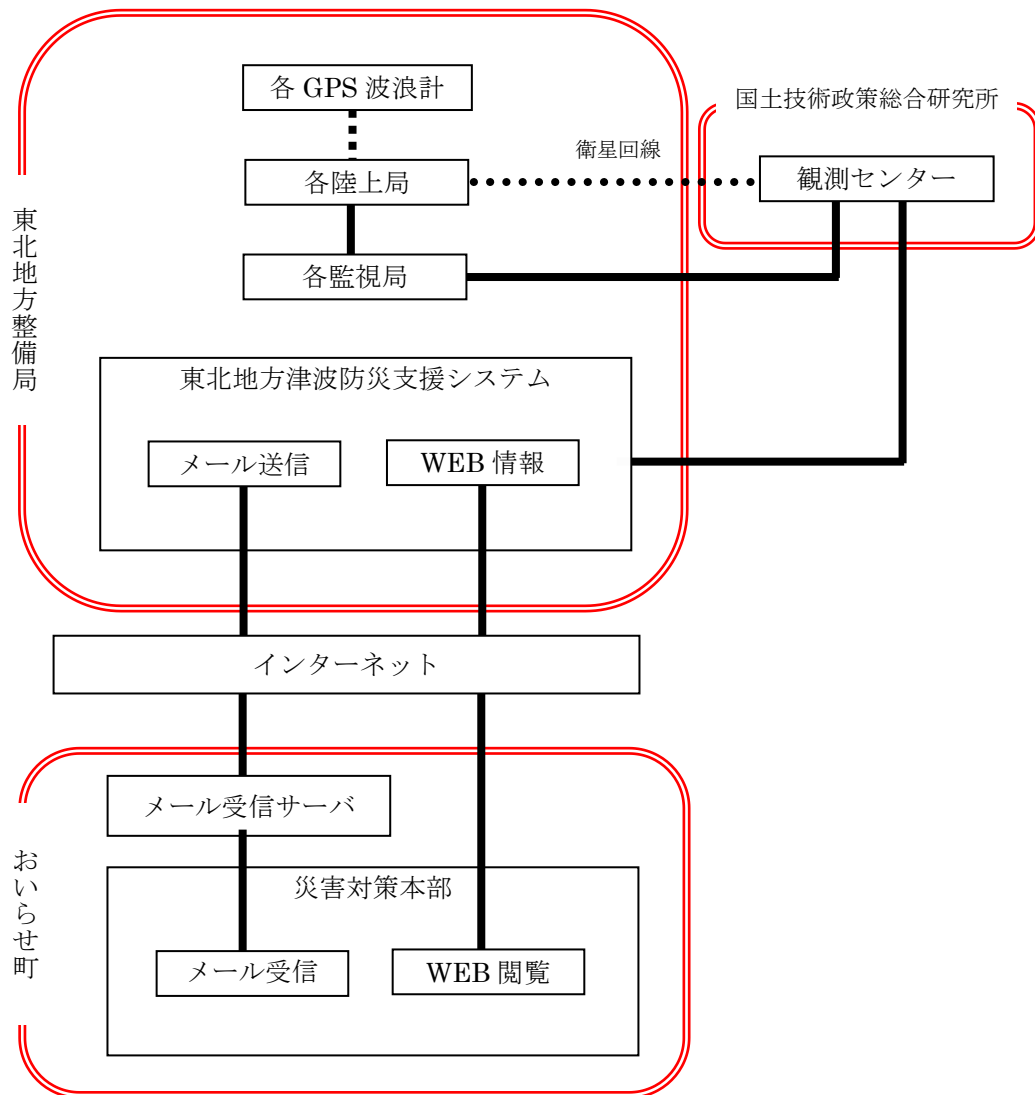
この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和2年12月3日

甲 国土交通省東北地方整備局  
東北地方整備局副局長 多田 智

乙 おいらせ町  
おいらせ町長 成田 隆

「東北地方津波防災支援システム情報提供系統図及び責任範囲」



東北地方整備局

- ・ GPS 波浪計観測情報を観測センターまで伝送
- ・ 観測センターから受信したデータを、東北地方津波防災支援システムにより公開
- ・ 津波と思われる観測情報を得た場合、おいらせ町のメール受信サーバにメールを配信

おいらせ町

- ・ 東北地方津波防災支援システムをインターネット経由で閲覧（ID・パスワード付与）
- ・ 東北地方津波防災支援システムからのメールをメール受信サーバにより受信

国土交通省 国土技術政策総合研究所

- ・ GPS 波浪計観測情報を受信し、データ処理した上で東北地方津波防災支援システムへ提供

## 「東北地方津波防災支援システム分掌系統表」

区分	分掌	役職	連絡先	その他
東北地方整備局	統括責任者	港湾空港部長	022-716-0001	
	連絡責任者	港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長	022-716-0024	
	連絡担当者	港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 課長補佐、係長	022-716-0024	
おいらせ町	統括責任者	まちづくり防災課長	0178-52-2131	
	連絡責任者	まちづくり防災課 課長補佐	0178-52-2131	
	連絡担当者	まちづくり防災課 防災危機管理専門員	0178-52-2131	

## (39) 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

(趣旨)

おいらせ町（以下「甲」という。）と聖福寺（以下「乙」という。）は、おいらせ町に大規模な災害が発生し、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民の指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を緊急避難場所として、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 \_\_\_\_\_  
(2) 名称 \_\_\_\_\_  
(3) 管理責任者 \_\_\_\_\_  
(4) 緊急避難場所 \_\_\_\_\_

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な物品等（以下「物品等」という。）を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な災害が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙及び地域住民等が緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を緊急避難場所以外の目的に使用しないものとする。

(費用負担)

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、地域住民等が避難した際に使用した光熱水費及び燃料費等については甲の負担とする。

(原状回復義務)

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、災害により損傷した部分を除き、緊急避難場所を現状に回復しなければならない。

(利用責任者)

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(緊急避難場所としての公開)

第7条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで緊急避難場所として指定し、広報及びホームページ等を用いて住民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、令和3年3月31日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月31日

記名・押印略

## (40) 災害時における支援協力に関する協定書

おいらせ町（以下「甲」という。）と日本フードパッカー株式会社青森工場（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(物資協力要請)

第2条 甲は災害時における応急処置のため、原則として、災害対策本部を設置した場合に協定に定める協力事項を発効する。ただし、甲が緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書(様式第1号)をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

(物資の運搬・引渡し)

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員又は甲の指定するものを派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。但し、乙において運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに着荷確認書(様式第2号)を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が、供給した物資の価格および物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。但し、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とし、甲と乙が協議のうえ決定する。

(避難場所の提供)

第9条 乙は災害時において、乙が所有する敷地を、車両避難場所等として提供するものとする。但し、当該場所での事故・盗難等については一切責任を負わない。

(協力の内容)

第10条 乙は、被災者に対し、敷地、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

(改正又は廃止)

第11条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前までに相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、以下の通りとする。

- (1) 甲：おいらせ町 まちづくり防災課長
- (2) 乙：日本フードパッカー株式会社青森工場

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するために本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 5年 6月 2日

甲：青森県上北郡おいらせ町中下田 135-2

おいらせ町

おいらせ町長 成田 隆 印

乙：青森県上北郡おいらせ町松原二丁目 132-1

日本フードパッカー株式会社 青森工場

代表取締役社長 吉原 洋明 印

別表

■災害時の主な必要物資一覧表

・食料

食肉（豚・牛）、社内食堂食材等

・保有備品

トイレットペーパー、ゴミ袋、マスク、体温計、絆創膏、アルコール（消毒）、粘着テープ、ニトリル手袋、軍手、段ボール、作業着、ヘルメット等

※品目は上記の他、甲乙協議の上必要なものをその都度指定できるものとする。





(41) 災害時における避難所施設としての使用に関する協定書

おいらせ町と[ ]町内会とは、災害時における施設の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、おいらせ町の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(避難所としての使用)

第2条 災害発生時又は発生するおそれがある場合において、当該施設の立地する[ ]町内会における避難所として使用できるものとする。

2 使用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	
施設所在地	

(避難所の管理運営)

第3条 避難所の管理運営は、[ ]町内会とおいらせ町が相互に協力して行うものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、締結した日から効力を有するものとし、[ ]町内会、又はおいらせ町から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めがない事項については、[ ]町内会、おいらせ町双方が協議して定めるものとする。

上記、協定の証として、この協定を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月19日

青森県上北郡おいらせ町中下田 135-2

おいらせ町長 ○○ ○○ 印

青森県上北郡おいらせ町 [ ]

[ ]町内会長 [ ] 印

資料 38 要配慮者利用施設一覧 (洪水)

No.	名称	所在	備考
1	幼保連携型認定こども園 三田保育園	三本木 74-28	洪水 (奥入瀬川)
2	幼保連携型認定こども園 あゆみ保育園	後田 23-3	洪水 (奥入瀬川、明神川)
3	幼保連携型認定こども園 川口保育園	新田 57	洪水 (奥入瀬川、明神川)
4	幼保連携型認定こども園 おおぞら保育園	菜飯 53-1	洪水 (奥入瀬川)
5	おいらせ町立木内々児童センターひまわり館	染屋 71	洪水 (奥入瀬川)
6	あゆみ児童クラブ	後田 23-3	洪水 (奥入瀬川、明神川)
7	医療法人正恵会石田温泉病院 デイケアセンター わの里	上前田 21-1	洪水 (奥入瀬川、明神川)

資 料 編

8	医療法人正恵会 ショートステイいしだ	上前田 21-2	洪水（奥入瀬川、明神川）
9	デイサービスセンター和花	下明堂 56-1	洪水（奥入瀬川、明神川）
10	おいらせ町老人福祉センター	向川原 3-12	洪水（奥入瀬川）
11	就労継続支援 B 型事業所 ベアハウス	土取 32-3	洪水（奥入瀬川、明神川）
12	グループホームフルハウス A	土取 32-3	洪水（奥入瀬川、明神川）
13	れいろう倶楽部	中野平 40-1	洪水（奥入瀬川）
14	おいらせ町福祉プラザ（のびのび館）	堤田 196-1	洪水（明神川）
15	ワークサポートおいらせ	下境 30-3	洪水（奥入瀬川）
16	Office Rashisa	下明堂 3-1	洪水（奥入瀬川）
17	生活介護 歩く花	松原一丁目 73-496	洪水（明神川）
18	おいらせ町立下田小学校	館越 38-1	洪水（奥入瀬川）
19	おいらせ町立木内々小学校	染屋 101-7	洪水（奥入瀬川）
20	おいらせ町立百石小学校	牛込平 20-1	洪水（奥入瀬川、明神川）
21	青森県立百石高等学校	苗平谷地 46	洪水（奥入瀬川、明神川）
22	医療法人正恵会石田温泉病院	上前田 21-2	洪水（奥入瀬川、明神川）
23	国民健康保険おいらせ病院	上明堂 1-1	洪水（奥入瀬川）

## 資料 39 要配慮者利用施設一覧（津波）

No.	名称	所在	備考
1	おいらせ町立木内々小学校	染屋 101-7	
2	おいらせ町立百石小学校	牛込平 20-1	
3	青森県立百石高等学校	苗平谷地 46	
4	幼保連携型認定こども園三田保育園	三本木 74-28	
5	幼保連携型認定こども園二川目保育園	二川目三丁目 53-2	
6	幼保連携型認定こども園一川目保育園	一川目二丁目 65-278	
7	幼保連携型認定こども園あゆみ保育園	後田 23-3	
8	幼保連携型認定こども園深沢保育園	深沢二丁目 11-5	
9	幼保連携型認定こども園川口保育園	新田 57	
10	幼保連携型認定こども園おおぞら保育園	菜飯 53-1	
11	おいらせ町立木内々児童センターひまわり館	染屋 71	
12	あゆみ児童クラブ	後田 23-3	
13	医療法人正恵会石田温泉病院デイケアセンター わの里	上前田 21-1	
14	医療法人正恵会ショートステイいしだ	上前田 21-2	
15	デイサービスセンター和花	下明堂 56-1	
16	おいらせ町老人福祉センター	向川原 3-12	
17	就労継続支援 B 型事業所ベアハウス	土取 32-3	
18	グループホームフルハウス A	土取 32-3	
19	れいろう倶楽部	中野平 40-1	
20	おいらせ町福祉プラザ（のびのび館）	堤田 196-1	
21	ワークサポートおいらせ	下境 30-3	
22	Office Rashisa	下明堂 3-1	
23	生活介護 歩く花	松原一丁目 73-496	
24	医療法人正恵会石田温泉病院	上前田 21-2	
25	国民健康保険おいらせ病院	上明堂 1-1	

## 資料40 緊急輸送（避難）路 選定一覧

No.	路線名	風水害	地震津波
1	浜通線	○	○
2	木内々・本町線	○	
3	百小通学路線	○	
4	藤ヶ森・深沢線	○	
5	下前田2号線	○	○
6	深沢南線	○	○
7	一川目1号線	○	○
8	黒坂・向平線	○	○
9	豊栄・間木堤線	○	
10	二川目1号線	○	
11	鶉久保・薬師線	○	○
12	木ノ下・鶉久保線	○	
13	青葉線	○	○
14	豊原線	○	○
15	木ノ下・二川目線	○	
16	北ノ平線	○	
17	向山・後谷地線	○	
18	染屋・苫米地線	○	
19	間木堤・間木線	○	○
20	阿光坊・木内々線	○	○
21	木内々線	○	
22	三田中央線	○	
23	中野平・三沢線	○	○
24	住吉町線	○	○
25	本町2号線	○	
26	本町3号線	○	○
27	黒坂・三沢線	○	
28	内山平1号線	○	
29	一川目・向平線	○	
30	二川目3号線	○	○
31	豊原・豊栄線	○	
32	間木・百石1号線	○	○
33	染屋1号線	○	○

No.	路線名	風水害	地震津波
34	中野平南線	○	○
35	館越・幸橋線	○	
36	鍋久保線	○	
37	鍋久保中央線	○	
38	木内々中央線	○	○
39	間木・百石2号線	○	○
40	間木・百石3号線	○	○
41	本町17号線	○	
42	堤田2号線	○	○
43	工業団地1号線	○	○
44	工業団地3号線	○	○
45	東下谷地9号線	○	
46	二川目53号線	○	
47	内山平5号線	○	
48	向平43号線	○	
49	洋光台中央通り線	○	○
50	一川目66号線	○	
51	向平63号線	○	
52	古間木山3号線	○	
53	第2木ノ下・二川目幹線	○	
54	渋沢中央線	○	
55	鍋久保・長谷線	○	
56	西下谷地1号線	○	
57	木ノ下小学校線	○	○
58	秋堂北線	○	○
59	木ノ下西1号線	○	○
60	木ノ下西2号線	○	○
61	木ノ下・三沢線	○	○
62	小前谷地・三本木幹線	○	○
63	木ノ下小学校南線	○	
64	百石漁港線	○	○
計		64路線	31路線

道路平均幅員 風水害 6.5m以上、地震津波 8.0m以上